

訴 状

2026年4月2日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら代理人弁護士	島	昭	宏
同 弁護士	足	立	悠
同 弁護士	神	田	麻
同 弁護士	関	口	速
同 弁護士	寺	田	伸
同 弁護士	中	根	祐
同 弁護士	福	田	凜
同 弁護士	吉	田	理



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

気候変動国家賠償請求事件

訴訟物の価額 45万4000円

貼用印紙額 5000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙当事者目録記載の各原告に対し、各金1000円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

目次

略語一覧	4
第1章 本訴訟の概要	5
第1 はじめに	5
第2 当事者	7
第3 訴状の構成	8
第2章 気候変動について	8
第1 気候変動のメカニズム	8
1 気候変動とは	8
2 気候変動のメカニズム	9
3 人間の活動による気候変動	11
第2 気候変動の影響・被害	17
1 様々な影響・被害	17
2 影響・被害の特徴	20
第3 気候変動対策	25
1 不可逆的な変化の連鎖	25
2 温室効果ガス排出量削減の科学的要請	27
第3章 気候変動をめぐる法的枠組み	31
第1 国際社会の動向	31
1 国際協調の必要性	31
2 国際会議と合意	32
3 各国の気候訴訟	38
4 国際司法裁判所の勧告的意見	43
第2 日本の政策	45
1 日本の法制度	45
2 意思表示	51
3 小括	53
第3 求められる政策	53
1 日本の排出割合	53
2 あるべき政策	55
第4章 気候変動による権利侵害	58
第1 日本における気候変動の実態	58

1	平均気温の推移	58
2	暑さ指数	60
3	降雨	63
4	熱中症の増加.....	67
5	エアコンの設置及び使用	69
6	農林水産業	71
7	物価への影響.....	76
8	子どもの生活への影響	81
第3	被侵害利益	91
1	現に侵害される権利	92
2	平穏生活権	101
第5章	国の責任	106
第1	国の義務	106
1	温室効果ガス排出削減義務	106
2	人権に配慮した緩和策を講じる義務	110
第2	違法性	110
1	NDC 及び温対計画	110
2	立法不作為の違法性	116
第3	損害	121
1	身体・健康等に対する被害	121
2	子どもの生活への被害	125
3	日常的な被害.....	126
4	小括	129
第6章	結語	129

略語一覧

AR	評価報告書 (Assessment Report)
CMA	パリ協定締約国会合 (Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement)
COP	気候変動に関する国際連合枠組み条約締約国会議 (Conference of the Parties)
GHG	温室効果ガス
Gt	十億トン (Giga ton)
GX	グリーントランスフォーメーション
ICJ	国際司法裁判所 (International Court of Justice)
ICS	国際科学会議 (International Council for Science)
ICSU	国際学術連合会議 (International Council of Scientific Unions)
IPCC	気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)
LNG	液化天然ガス (Liquefied Natural Gas)
Mt	百万トン (Mega ton)
NDC	国別貢献目標 (Nationally Determined Contribution)
SPM	政策決定者向け要約 (Summary for Policy Makers)
UNCED	国連環境開発会議 (いわゆる「地球サミット」 United Nations Conference on Environment and Development)
UNEP	国連環境計画 (United Nations Environment Programme)
WBGT	暑さ指数 (湿球黒球温度、Wet Bulb Globe Temperature)
WG	作業部会 (Working Group)
WMO	世界気象機関 (World Meteorological Organization)
気候変動枠組条約	気候変動に関する国際連合枠組み条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change)

第1章 本訴訟の概要

第1 はじめに

1 気候正義

2020年1月15日、国内で初めての感染が確認され、2月3日には、横浜港に停泊していたクルーズ船・ダイヤモンド・プリンセス号における集団感染が判明した。その後、感染は世界中で拡大し、世界保健機関（WHO）は1月30日に「国際的な緊急事態」を宣言し、3月11日には「パンデミック（世界的な大流行）」と表明した。

日本でも緊急事態宣言などの措置がとられたが、2023年4月16日までに、全世界の累積感染者数は7億6366万5202人、累積死亡者数は691万2080人とされる。約100年前のスペインかぜを超える人類史上最悪のパンデミックとなった。

世界中の人たちにとって初めて経験する惨禍である。日本でも、どう振舞うべきか誰も正解を持たず、営業を続けようとする店舗が襲われたり、自粛警察の出現などによって社会は分断された。

世界が経験したことのない災厄という意味では、気候変動も同様である。しかし、コロナ禍は予期することなく突如、世界中に広まった後、数年間でほぼ収束し、社会は日常を取り戻した。他方、気候変動は、遅くとも1960年代には警鐘を鳴らす学者が現れ、約40年前には対策のための国際的な議論が正式にスタートしている。そして、最も重要な違いは、気候変動は不可逆ということである。

さらにもう一つ、気候変動には、その原因を作り、富を享受する者たちと、まったく無関係に被害を強いられる者たちという不平等が構造的に存在する。先進国とグローバルサウス、島しょ国等の地域間、現代と将来の世代間における不平等である。これを是正することが気候正義の課題であり、日本で今を生きる我々は、圧倒的にこの不平等を作り出している側であることを忘れてはならない。

対策を講じることが可能であるが、真摯に取り組まなければ確実に取り返しのつかない深刻な事態に陥るのが気候変動であり、今すぐ行動することこそが気候正義の実現のために残された私たちの義務でもある。原告らは自身の権利を守ると同時に、この義務を果たすことをも目的として本訴訟を提起した。

2 請求の概要

原告らは、被告に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき、損害賠償を請求する。

「公務員」である内閣閣僚及び国会議員らは、以下のとおり、その職務を行うについて、故意又は過失により、違法に原告らに損害を加えた。

(1) 公権力の行使

内閣閣僚による行政計画である地球温暖化対策計画（地球温暖化対策の推進に関する法律第8条）及び国別貢献目標（NDC）の決定は、国の気候変動政策の基本方針を定める行政作用であり、公権力の行使に該当する。

また、国会議員による立法行為も公権力の行使に該当する。

(2) 違法性

内閣が決定した本日時点で有効な上記行政計画は、パリ協定で合意された世界の平均気温上昇を工業化前比 1.5℃未満に抑える目標（以下「1.5℃目標」という）を達成するために必要な削減水準に照らして著しく不十分であり、憲法が保障する国民の平穏生活権等の人権を侵害するものである。

また、国会議員は、1.5℃目標と整合する法的拘束力ある排出基準等を定める立法措置を講じる義務があるにもかかわらず、これを怠っている。

(3) 損害

気候変動の進行により、熱中症リスクの増大、豪雨・台風被害、生活コストの上昇、屋外活動の制約等の被害が生じ、現に人権侵害が発生しているにもかかわらず、国がこれらの拡大を防止するための有効な対策を講じていないことから、原告らは、平穩に生活する権利を侵害され、精神的損害を被った。かかる損害を金銭に換算すると各原告の損害は 1000 円を下るものではない。

原告らの損害は、各 1000 円にとどまるものではないが、本訴訟においてはその一部を請求する。

第 2 当事者

1 原告

本訴訟の原告らは、日本国内で生活する人々である。

原告らの気候変動によって生じた被害は多岐にわたる。ある原告は、気候変動で猛暑日が続く中、熱中症により健康被害を受けた。ある原告は、農業を営んでいるところ、気候変動により作物の収穫量が激減したことによる損害を被った。ある原告は、農業の収穫減等による価格高騰やエアコンの稼働等による電気代の上昇等によって、財産的損害が深刻である。また、ある原告は未成年であるところ、気温上昇が続く中で、体育の授業や部活動、野外での遊びに制限を受けており、成長発達権が侵害されている。このように、日本国内で生活する者は、いずれも何らかの形で気候変動による被害を受けている。

2 被告

本訴訟の被告は国である。国は、日本における気候変動対策を進めるべき立場にあるが、気候変動を 1.5℃目標に整合する水準に抑制するための適切な温室効果ガスの削減経路に関する目標を設定することも、当該あるべき目標を実現するための実効的な計画策定ないし法令制定を

行うこともしていない。

第3 訴状の構成

以下、第2章で気候変動が起きるメカニズム、気候変動による影響及び被害等について説明し、第3章で気候変動をめぐる国際社会の動向や気候訴訟の状況、そして日本の政策等について述べる。続いて、第4章で日本の気候変動の実態及び現に生じている権利侵害について述べた後、第5章で被告の気候変動政策の違法性について詳述し、第6章を結語とする。

第2章 気候変動について

第1 気候変動のメカニズム

1 気候変動とは

1994年3月に気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という）が発効、日本も同年5月に批准した。同条約において、「気候変動」とは「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう」（同条約第1条2項）と定義されている。自然活動（火山活動、太陽の影響）による気候の変動は含まれず、あくまで人為的要因によって引き起こされる変化が対象となる。

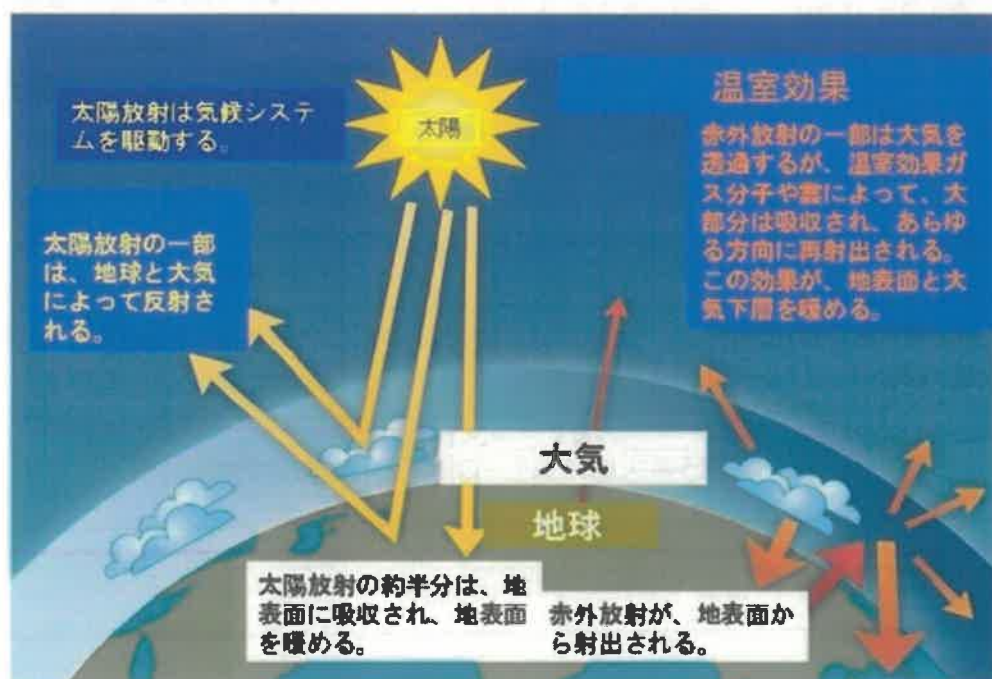
なお、「気象」が天気、気温・湿度・気圧等の一時的な変化など短期間の大気の状態を指すのに対し、「気候」は地域の平均気温・年間降水量など、数十年にわたる長期間の気象の平均的な傾向や特徴を指す。たとえば、平均気温が上昇するような気候の変動が生じると、長期間にわたって、様々な重大な影響をもたらすこととなる。

なお、地球温暖化(Global Warming)は、気候変動(Climatic Change)を引き起こす主要な要因の一つであるが、同義で使われることもある。本訴訟では、「地球温暖化」を含む意味で「気候変動」という文言を使用することとする。

2 気候変動のメカニズム

(1) 温室効果の仕組み

近年、気候変動を深刻化させてきたメカニズムとして、温室効果ガス(Greenhouse Gas、以下「GHG」ということがある)による温室効果が確認されている。「温室効果」とは、大気中の二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスが、太陽からの短波放射(可視光など)を透過させ、地表から放出される長波放射(赤外線など)を吸収・再放射することにより、地表及び下層大気の温度を高める物理現象である(甲 A7【6～7頁】)。



図表 1 温室効果

地球は太陽から熱を受け取って(入射エネルギー)、宇宙に熱を出す

ことで（放射エネルギー）、気温のバランスを保っている。このバランスが保たれているとき、地球の平均気温は一定に保たれる。

しかし、化石燃料の燃焼など様々な人間活動によって温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が上昇すると、地表から放射される赤外線（長波）を温室効果ガスが吸収し、再放射され、再び地表に戻ることで、宇宙への放熱が減少して地表温度が上昇し、地球全体が余剰の熱を蓄積することとなって、過剰な温室効果が生じることとなる。これが、人為的温室効果である。

（２）温室効果ガスの種類

温室効果ガスには様々な種類があり、それぞれの特徴を比較したものが下記の表である（甲 A4）。

ガス	大気中寿命 （目安）	地球温暖化係数 （GWP100）※	特徴
二酸化炭素（CO ₂ ）	数百～数千年	1（基準）	排出量が圧倒的に多く、温暖化への最大の寄与を持つ。
メタン（CH ₄ ）	約12年	約27～30	1分子あたりの温暖化効果はCO ₂ の数十倍。短期的影響が大きい。
一酸化二窒素（N ₂ O）	約121年	約273	長寿命かつ強力な温暖化効果。オゾン層破壊にも関与。
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	数年～数百年	数百～数千	フロン類代替として使用。GWPが非常に高い。
パーフルオロカーボン類（PFCs）	数千年以上	数千～1万超	大気中で非常に安定。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	約3,200年	約25,200	既知のガスの中で最も強力な温室効果。

※GWP100=100年間での温暖化効果をCO₂=1として比較した値（IPCC AR6 WGI 用語集 日本語版11頁）。

図表 1 温室効果ガスの比較

3 人間の活動による気候変動

(1) 気候変動に関する政府間パネル

気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）は、1988年にWMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）の下に設立された組織であり、195か国・地域が参加している。参加国のコンセンサスに基づき意思決定を行う政府間組織であり、設立以来、政策的に中立であり特定の政策の提案を行わないという科学的中立性を重視している。設立の目的は、気候変動に関する最新の科学的知見についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることである。

具体的には、5～7年ごとのサイクルで参加国がコンセンサスで承認・採択する評価報告書（AR: Assessment Report）を出しており、現在は、第7次評価サイクルが進行中である。同報告書は、最新の科学的・技術的知見を共有するものであり、国際交渉や政策立案の科学的根拠として活用すべき資料として、最も信頼性が高い。1992年の気候変動枠組条約、1997年の京都議定書、2015年のパリ協定など世界的な合意形成の科学的根拠を提供してきた実績があり、科学者、政策立案者、ビジネス、市民社会にとって、気候変動対策として今、何をなすべきかを議論するための共通言語といえる存在である。

IPCCは、下の図のとおりビューロー（議長団）の下に第1作業部会、第2作業部会、第3作業部会、インベントリ・タスクフォースが設けられ、各部会に各国からの研究者が執筆者、執筆協力者、査読者として配置されている。



図表 2 IPCC 組織図¹

日本からも執筆者や査読者として東京大学、国立環境研究所、慶應義塾大学、茨城大学などに所属している研究者が多く参加している。

(2) 第6次評価報告書

2021年から2023年にかけて出された第6次評価報告書(以下「AR6」ともいう)は、自然科学的根拠(WG1)、影響・適応・脆弱性(WG2)、気候変動の緩和(WG3)に関する3つの作業部会による報告書と、それらの知見を統合した統合報告書から構成される。また、特別報告書として、1.5℃特別報告書、土地関係特別報告書、海洋・雪氷圏特別報告書、温室効果ガスインベントリに関する2019年方法論報告書がある。

IPCCは、各部会の報告書について、各国の政策決定者向けの要約版を作成し、環境省・文部科学省・経済産業省等の省庁によって日本語訳されている。

¹ <https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/ipcc.html>

例えば、気候変動の自然科学的根拠を担当する第1作業部会は、「第6次評価報告書 第1作業部会政策決定者向け要約」（英語表記：IPCC Sixth Assessment Report Working Group 1 Summary for Policymakers、略称：IPCC AR6 WG1 SPM）を出している。

報告書で説明される様々な知見は、基礎となる証拠と見解一致度の評価を基盤としている。確信度については、「非常に低い」、「低い」、「中程度」、「高い」、「非常に高い」の5段階の表現が用いられる。ある結果について評価された可能性の度合いを示す際には、「ほぼ確実」、「可能性が非常に高い」、「可能性が高い」、「どちらも同程度の可能性」、「可能性が低い」、「可能性が非常に低い」、「ほぼあり得ない」などの表現が用いられる（甲 A3【4頁】）。



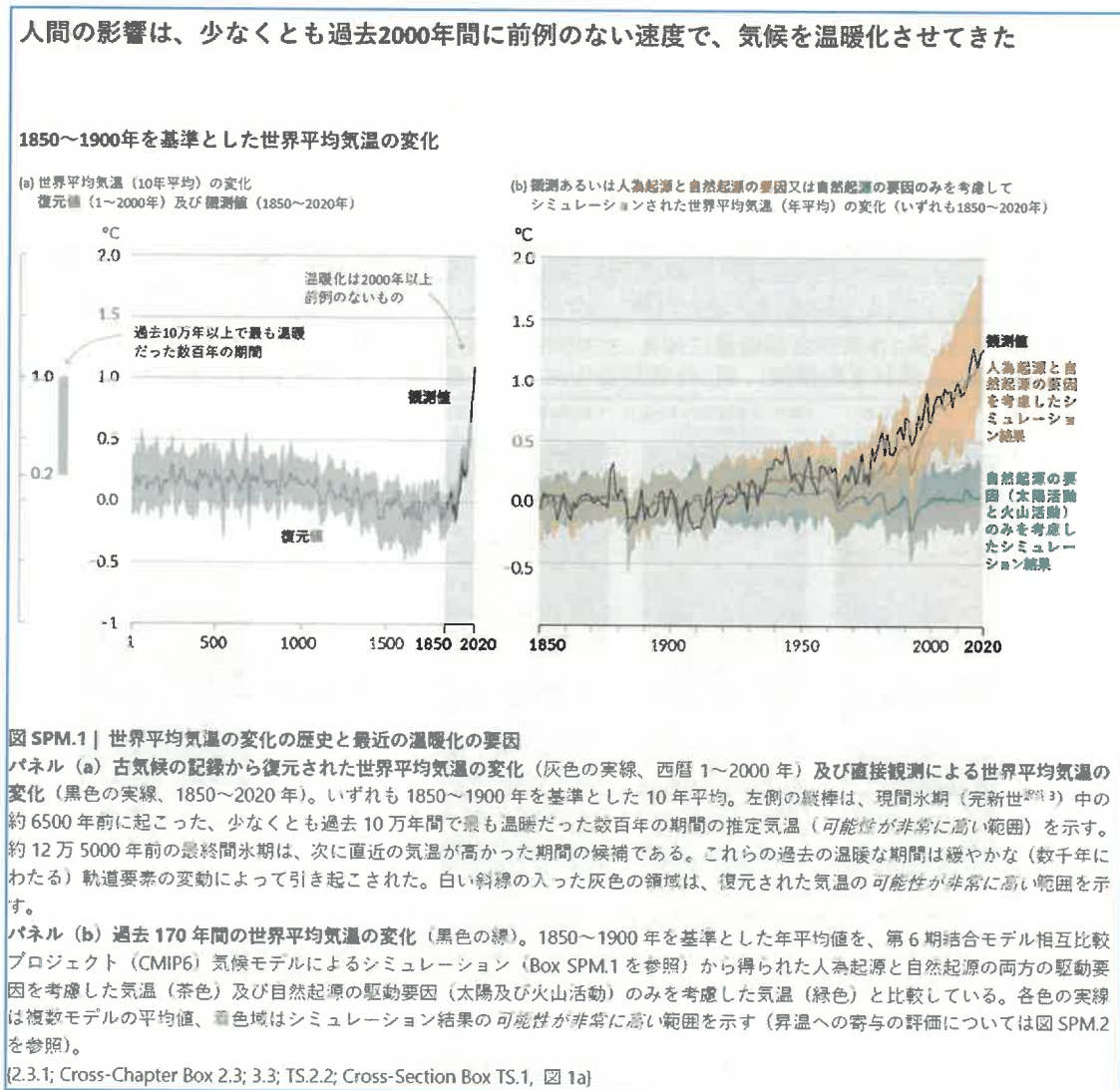
図表 3 IPCC 各報告書の関係²

² <https://www.env.go.jp/content/000155003.pdf>

(3) 人間の活動による気候変動

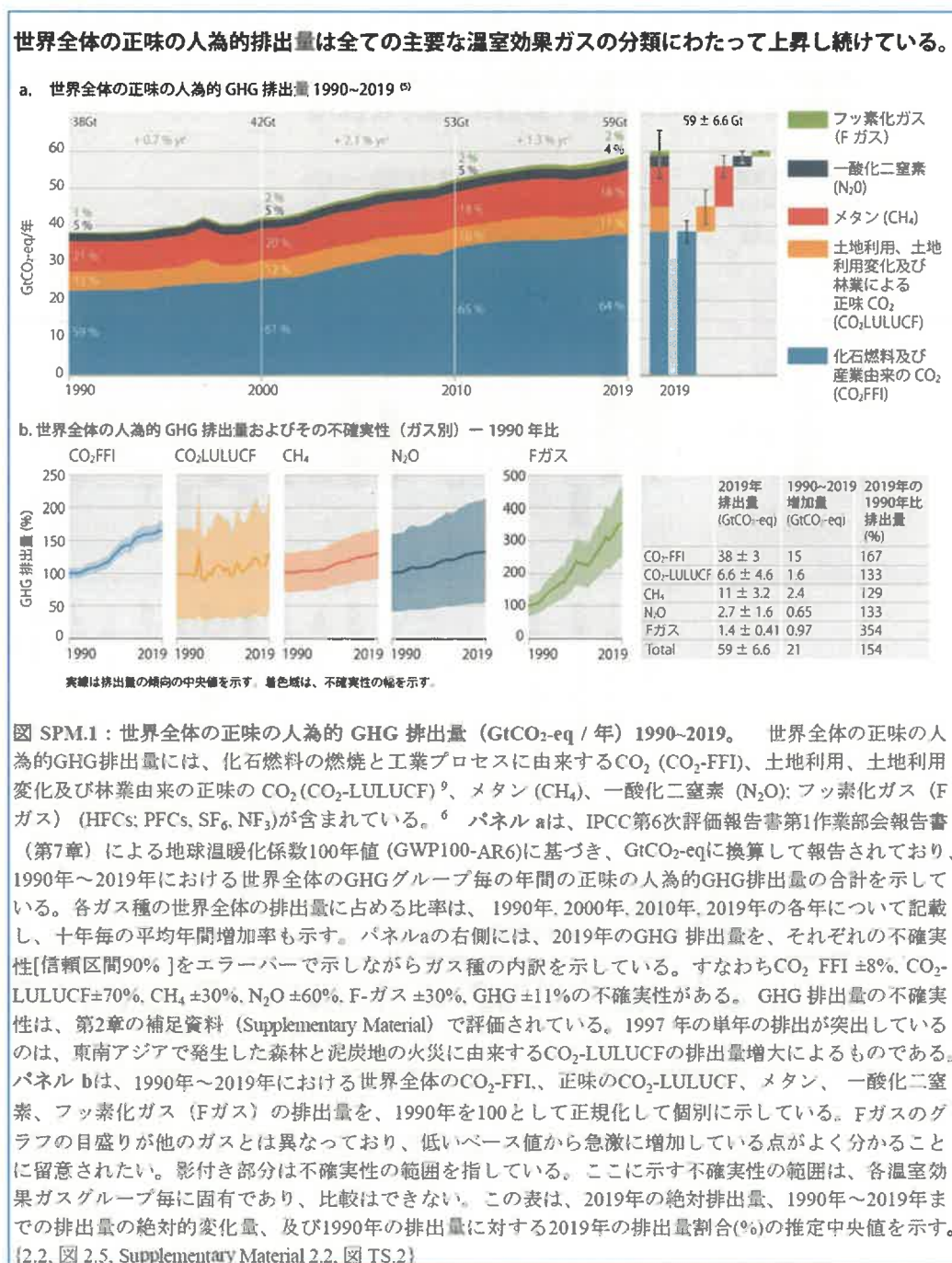
AR6 が示した最も重要な知見は、気候変動は「疑う余地なく」人間活動が原因であると明言したことである。(IPCC 史上初めて、"It is unequivocal that human influence has warmed the atmosphere, ocean and land."と表現した)。

下の図からも 1850~2020 年までの間に世界平均気温が約 1.1℃上昇しており、人為起源と自然起源の要因を考慮したシミュレーション結果ともきわめて近似していることが分かる (甲 A3【6 頁】)。



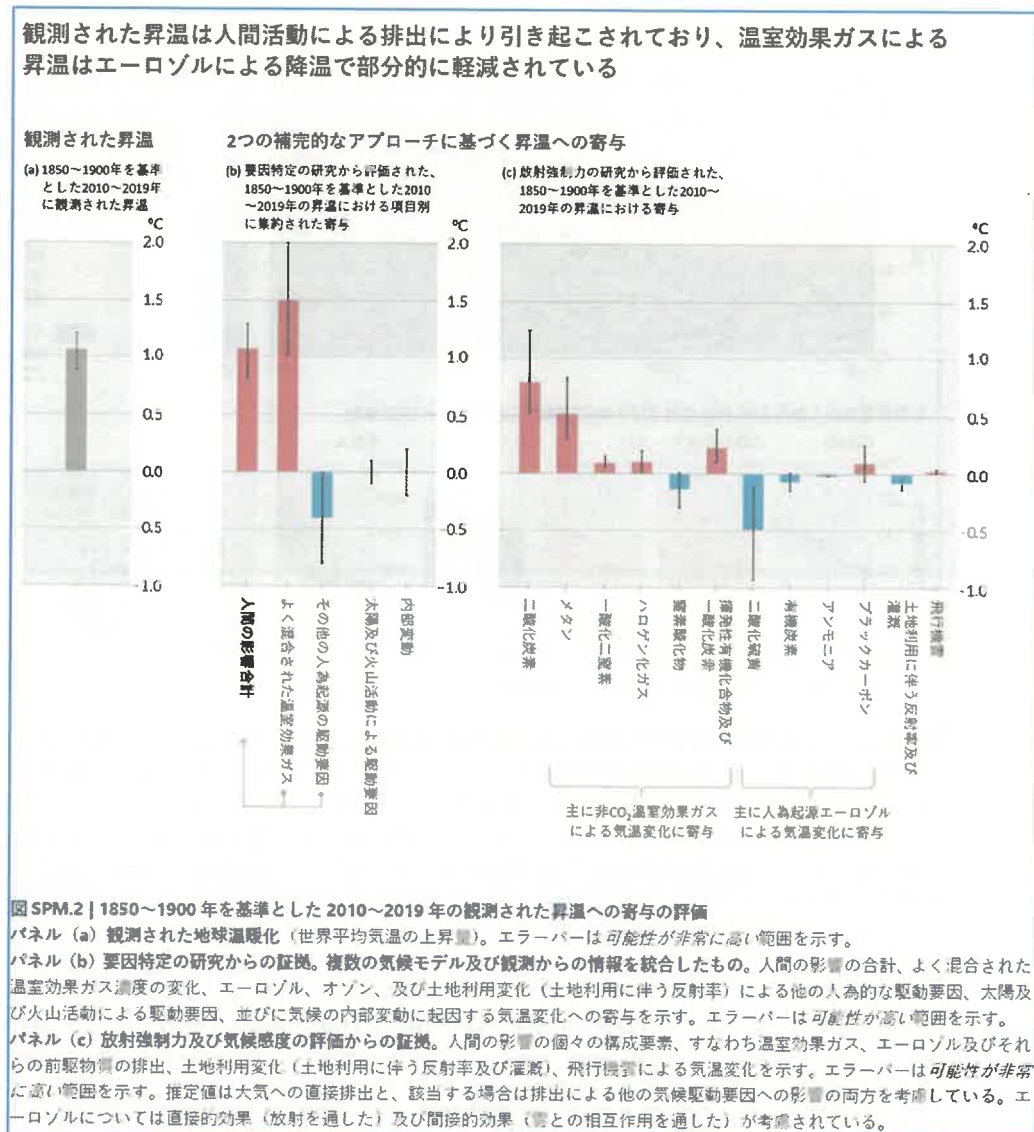
図表 4 世界平均気温の変化の歴史と最近の温暖化の要因

下の図は、1990～2019年の世界全体の温室効果ガスの人為的排出量が、各分類にわたって上昇しており、2019年は世界全体で約59Gt (=ギガトン、トンの10億倍の単位)を排出し、人間活動が継続的に温室効果ガスを増加させていることを示す(甲A6【6頁】)。



図表 5 世界全体の正味の人為的 GHG 排出量

下の図は、1.1℃の気温上昇が、太陽光や火山活動による自然の変動によるものではなく、前の図で示した温室効果ガスの人為的排出によるものであることを明らかにしている。特にCO₂は、約0.8~1.2℃の温度上昇に寄与していると分析されている（甲 A3【7頁】）。



図表 6 2010~2019年の観測された昇温への寄与の評価

以上のとおり、観測された気温上昇は人間活動を考慮しなければ説明できず、その主因は人間活動由来の温室効果ガス排出であることが

AR6によって科学的に明らかなものとなっており、世界的な共通認識となっている。

そのほかにも、AR6は以下のような知見を示した。

- ① 2011～2020年の世界平均気温は、産業革命前比で約1.1℃上昇している。また、その上昇幅は2040年頃までに1.5℃に到達する可能性が非常に高い。
- ② 累積CO₂排出量と気温上昇はほぼ線形関係にある。1.5℃もしくは2℃までに排出できる累積CO₂排出量は、それぞれ500Gt / 1150Gtである。
- ③ 大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、すでに世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼし、自然と人々に対し広範な悪影響、損失と損害をもたらしている。
- ④ 気候正義・脆弱層への配慮が必要である。貧困層・沿岸住民・先住民・小島しょ国が最も被害を受けやすい。大規模展開が可能な緩和・適応オプションについて、ガバナンス、政策、資金、国際協力などによる急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要である。

第2 気候変動の影響・被害

1 様々な影響・被害

国際連合広報センターのホームページでは、気候変動の影響について、以下のようにまとめられている³。

(1) 地表の温度の上昇による影響

3

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/climate_change_un/climate_change_effects/

温室効果ガスの濃度が上昇することにより、地表の温度が上昇する。2011～2020年の10年間は、観測史上最も暑い時期であった。1980年代以降、10年ごとの気温は直前の10年と比べて高くなっており、ほぼすべての陸地で、猛暑日や熱波の増加が見られる。

気温が高くなると、暑さに関連する病気が増え、屋外の労働が困難になる。気温が高い気候条件では、山火事が発生しやすくなり、かつ急速に拡大しやすくなる。北極圏の気温は、地球の平均の少なくとも2倍のペースで上昇している。

(2) 海面上昇と海の温暖化

海の温暖化のペースは、過去20年間にわたり海のすべての水深レベルで大幅に加速してきた。水温の上昇に伴って水は膨張するため、海が温暖化すると海水の体積が増加する。氷床が溶けることでも海面は上昇し、沿岸地域と島のコミュニティを脅かす。

また、海には大気中の二酸化炭素を吸収する働きがあるが、海中の二酸化炭素が増えると海の酸性化が進み、海洋生物とサンゴ礁が危険にさらされる。

(3) 暴風雨や集中豪雨

多くの地域で嵐の激しさが増し、発生する頻度が増えている。気温の上昇は蒸発する水分を増加させるため、より激しい降雨と洪水をもたらす、より破壊的な嵐を発生させる。熱帯性暴風雨の発生頻度と勢力は、海の温暖化にも影響され、サイクロン、ハリケーン、台風は、海面の温水によって勢力を増す。

そのような嵐はしばしば家屋やコミュニティを破壊し、死者が出たり、莫大な経済的損失をもたらしたりする。

(4) 干ばつ

豪雨が増え、他方で干ばつが増加する。気候変動により水資源に関

する状況が変化し、より水資源が不足している地域が増える。農作物の収穫に影響をもたらし、さらに、生物環境の干ばつのリスクも高め、生態系の脆弱性を高めている。

また、干ばつは、大陸の広範囲にわたって数十億トンの砂を運ぶ破壊的な砂嵐を引き起こす可能性がある。砂漠が拡大し、農作物を栽培できる土地が減少している。現在、多くの人々が常に十分な水を得られない危機に直面している。

(5) 食糧・食料の不足

気候変動と異常気象の増加は、飢餓と栄養不足が世界的に増加している理由の一つである。漁業、農業、牧畜が破壊されたり、生産高が低下したりといった悪影響が生じている。海の酸性化が進むにつれて、数十億の人々に食料を供給している海洋資源が危険にさらされる。

北極圏の多くの地域では、雪と氷で覆われた範囲の変化により、牧畜、狩猟、漁業による食料供給が打撃を受けている。放牧のための水と牧草地が減少することで生産高が低下し、牧畜に悪影響を及ぼしている。

(6) 貧困と強制移住

気候変動により、人々が貧困に追いやられるとともに、貧困から抜け出せない要因が増えている。

洪水は都市のスラム街を押し流して、家屋と生活を破壊し、暑さは屋外の労働を困難にしている。

水不足は収穫に影響しており、過去 10 年間（2010 年～2019 年）において、気象関連の災害により毎年平均で推定 2310 万人が故郷を離れることを余儀なくされ、貧困に陥るおそれのある人々が増加している。そういった難民の多くは、気候変動の影響による被害を大きく受けやすい。

(7) 健康リスク

気候変動は、人類が直面する最大の健康上の脅威である。気候変動の影響は、大気汚染、病気、異常気象、強制移住、メンタルヘルスを脅かすストレス、十分な食料を栽培または採取できない場所で拡大する飢餓と栄養不足を通じて、健康に被害を及ぼしている。

2 影響・被害の特徴

気候変動の影響の一部を以下に挙げる。

(1) すでに観測されている影響

下図は、気候変動によってすでに悪影響がもたらされていることの例である（甲 A1【9頁】）。

その内容は多岐にわたっており、①水・食料生産、②健康・幸福（感染症、栄養不足、メンタルヘルス、強制移住等）、③都市・居住地・インフラ（内水氾濫、洪水等）、④生物多様性・生態系等に悪影響がある。

人間起源の気候変動による悪い影響は強まり続ける

a) 気候変動に原因特定される観測された広範かつ重大な影響及び関連する損失と損害



b) 複数の物理的な気候条件の変化によって影響がもたらされる。それらの気候条件の変化は、ますます人間の影響に原因特定されている。



図表 7 人間起源の気候変動による悪影響

(2) 最も脆弱な人々やシステムへの偏り

気候変動は、とりわけ相対的に脆弱な人々に対して、より大きな負の影響を与えている（甲 A5【8～12 頁】）。

食糧生産と食料へのアクセスの喪失は、多くのコミュニティで栄養不良を増加させる。特に先住民、小規模食料生産者、子ども、高齢者、経済的困窮者、妊婦等への影響が大きい。

極端現象（極端な高温／低温や強い雨など、極端な気象現象）は、多くの地域において強制移住を引き起こしており、小島嶼国は海面上昇等により不均衡な影響を受けている。また、不本意な移住を通して、気候変動はさらなる脆弱性を生み出し、それを継続的なものにしていく。

（3）地域間の不平等

気候変動に対する生態系及び人間の脆弱性は、地域間で大幅に異なっており、開発途上にある地域や人々（西アフリカ、中央アフリカ、東アフリカ、南アジア、中南米、小島嶼国、開発途上国、北極域等）は脆弱性が高い。また、貧困や統治の問題を抱え、基本的なサービスに対する利用制限があり、暴力的な紛争と隣り合わせにあり、又は気候の影響を受けやすい経済（例えば、小規模農家、牧畜家、漁業コミュニティ）に依存している場所において、脆弱性はより高い（甲 A5【8～12 頁】）。

気候変動における地域間不平等は顕著である。

（4）不可逆性

極端な気象と気候の増加により、自然と人間のシステムはそれらの適応能力を超える圧力を受け、それに伴い、いくつかの不可逆的な影響がもたらされている（甲 A5【8～12 頁】）。

気候変動に起因する種の絶滅が報告されるなど、一部の損失はすでに不可逆的になっている。氷河の後退に起因する水循環の変化の影響、

永久凍土融解に起因する一部の山岳生態系や北極域の生態系における変化など、他の影響は不可逆的な状態に接近している。

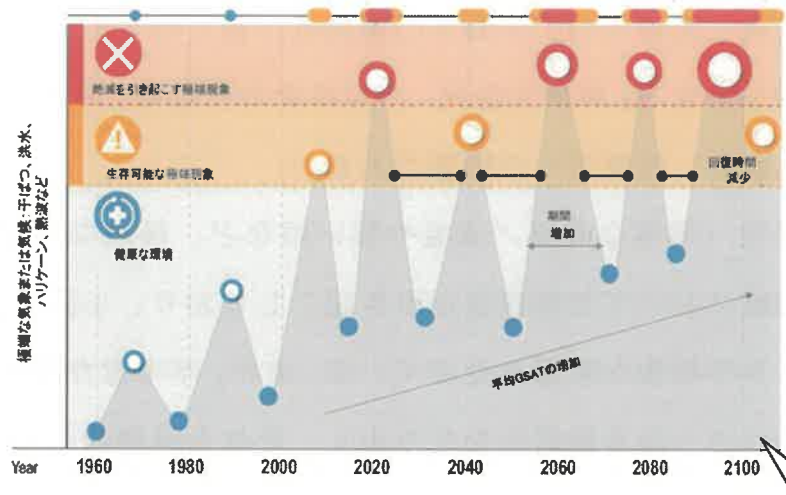


図 概念図：極端な気象と気候(干ばつ、火災、洪水、熱波等)の頻度、期間、規模の変化が絶滅リスクに与える影響

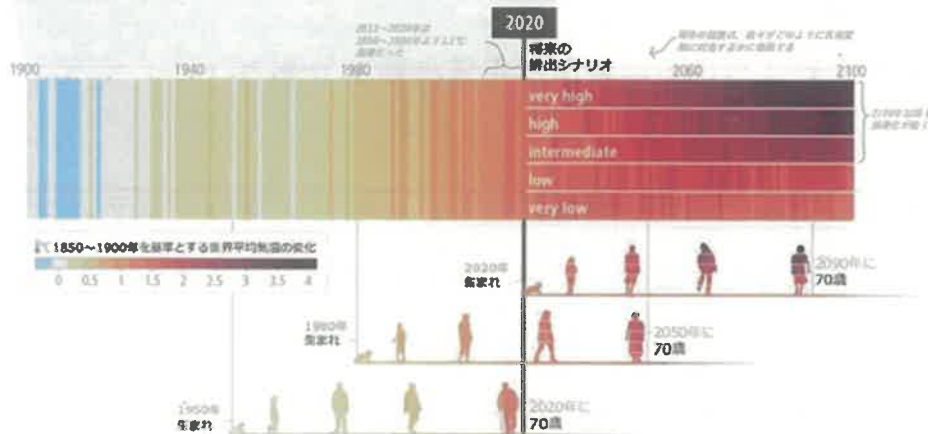
出典：AR6/WG2 図 Cross-Chapter Box EXTREMES.1

図表 8 極端な気象等が絶滅リスクに与える影響

(5) 世代間の不平等

現在及び将来世代がより暑い、異なる世界を経験する度合いは、現在の及び短期的な選択に依拠する。将来世代は意思決定に参加できない一方、排出を伴う経済活動の恩恵を受けられず、しかも、より大きな被害を受けることとなる。

c) 現在及び将来世代がより暑い、異なる世界を経験する度合いは、現在の及び短期的な選択に依拠する。



図表 9 生涯に経験する気温上昇（世代別比較）

上図は、第 6 次評価報告書において、例示的な 3 世代（1950 年、1980 年、2020 年生まれ）が生涯に受ける気候変動の状況を示したものである（甲 A1【9 頁】）。

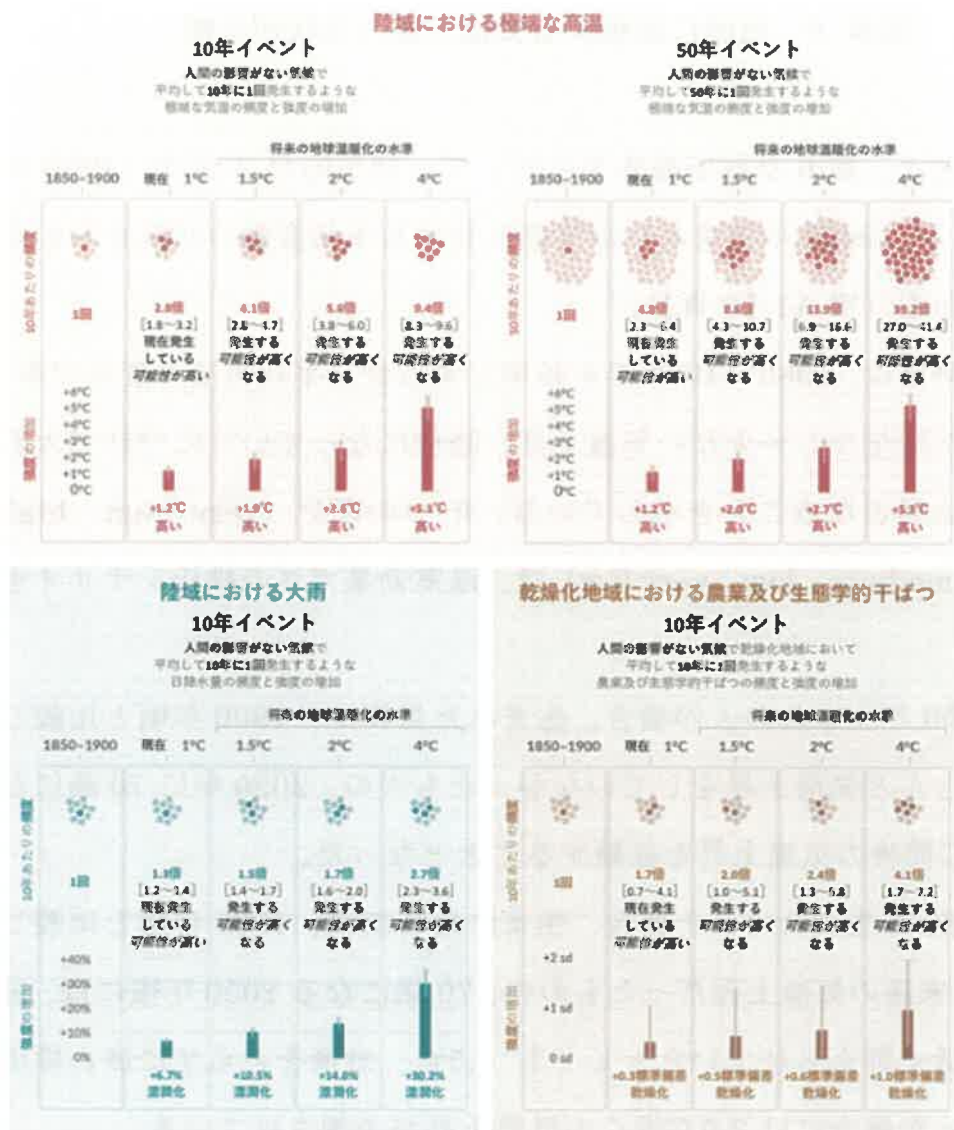
色分けは、1980～1900 年を基準とする世界平均気温の変化であり、寒色が変化なし～少ない気温上昇、暖色になっていくにつれて大きな気温上昇となることを示している。5 つの区分（very high、high、intermediate、low、very low）は、温室効果ガスの排出シナリオを示す。

1950 年生まれの人の場合、生まれた当初は、1900 年頃と比較してもほとんど気温上昇をしていなかったものの、2020 年に 70 歳になると 1℃前後の気温上昇を経験することとなった。

1980 年生まれの人の場合、生まれた当初は、1900 年頃と比較して 0.5℃未満の気温上昇だったものの、70 歳になる 2050 年頃には、排出量が低く抑えられていたとしても 1.5℃、対策をとらずに高い排出量となった場合には 2.5℃近くの気温上昇が予測されている。

2020 年生まれの人の場合、生まれたときから、すでに 1900 年頃と比較して 1℃以上の気温上昇となっており、2090 年に 70 歳になる頃には、排出量を低く抑え続けることに成功すれば 1.5℃程度の可能性もあるものの、効果的な対策がとられていないシナリオにおいては、4℃の気温上昇となり、それ以降もそのまま上昇し続けるという予測である。

これらの予測からすれば、気温上昇に伴う様々な気候変動の影響は、当然のことながら大きくなる。



図表 10 気温上昇シナリオごとの極端現象の発生確率

上図を参照すると、陸域における極端な高温の 10 年イベント（10 年に 1 度の確率で発生する出来事）は 1.5°C 上昇で +1.9°C が 4.1 倍、2°C 上昇で +2.6°C が 5.6 倍、4°C 上昇で +5.1°C が 9.4 倍、50 年イベントはさらに高頻度かつ大きな変化となる（A3【18 頁】）。

大雨については、10 年イベントは 1.5°C 上昇で +10.5% 湿潤化（大気中の水蒸気が増加し、より湿り気のある状態）が 1.5 倍、2°C 上昇で +14.0% 湿潤化が 1.7 倍、4°C 上昇で +30.2% 湿潤化が 2.7 倍となる。

逆に干ばつは、10年イベントは1.5℃上昇で+0.5標準偏差乾燥化が2.0倍、2℃上昇で+0.6標準偏差乾燥化が2.4倍、4℃上昇で+1.0標準偏差乾燥化が4.1倍となる。

このことからすると、上記の2020年生まれの人の場合、70歳時点で排出抑制ができていないシナリオとなると、普段（すでに1900年比4℃高温）より5℃も高い気温がほぼ毎年（10年イベントが9.4倍）、強度の大雨が3年に1回（10年イベントが2.7倍）、強度の干ばつが2～3年に1回（10年イベントが4.1倍）ということになる。2020年時点で生まれたばかりの人は、当然ながら、気候変動対策の意思決定に参加することはできておらず、意思決定に参加している年代は、極端な気温上昇以前に生涯を終えている可能性がある。

気候変動における世代間の不平等は深刻である。

第3 気候変動対策

1 不可逆的な変化の連鎖

IPCCは、1.5℃特別報告書（2018年）において、わずか0.5℃の差によって被害が激変することが科学的に明らかであるとしている。

工業化前比1.5℃の気温上昇においても、熱波、永久凍土の融解、海面上昇、食糧生産、水資源に大きな影響が生じるところ、2.0℃の気温上昇になれば、生命・食糧・生態系の破壊リスクがさらに何倍にもなる。世界平均気温の1.5℃上昇と2.0℃上昇の差は、単なる温度差ではないのである。

第6次評価報告書では、「突発的かつ/又は不可逆的な変化が起こる可能性は、地球温暖化の水準が高くなるにつれて増加する。同様に、可能性は低いながらも潜在的に非常に大きな悪影響を伴う結果が起こる確率は、地

球温暖化の水準が高くなるにつれて増加する（確信度が高い）」としている（甲 A1【25 頁】）。

例えば、「海洋深層の温暖化と氷床の融解が続くため、海面水位の上昇は数百年から数千年にわたって避けられず、海面水位は数千年にわたって上昇したままとなる（確信度が高い）。しかし、大幅で急速かつ持続的な GHG 排出削減は、海面水位の上昇の更なる加速化と、予測される長期的に避けられない海面水位の上昇を抑えるだろう。」「次の 2000 年にわたって、世界平均海面水位は、温暖化が 1.5°C に抑えられれば 2~3m、2°C に抑えられた場合には 2~6m、それぞれ上昇する（確信度が低い）」とする。

また、「気候システムにおける突然及び/又は不可逆的な変化の可能性及び影響は、ティッピングポイントに達したときに引き起こされる変化を含め、更なる地球温暖化に伴って増大する（確信度が高い）。温暖化の水準が高くなると、森林（確信度が中程度）、サンゴ礁（確信度が非常に高い）及び北極域（確信度が高い）を含む生態系における種の絶滅又は不可逆的な生物多様性の喪失のリスクも高くなる。温暖化の水準が 2~3°C の間で持続する場合、グリーンランド及び南極西部の氷床は、数千年にわたってほぼ完全にかつ不可逆的に消失し、数メートルの海面水位の上昇をもたらす（証拠が限定的）。氷の質量減少の確率及び速度は、世界平均気温の上昇に伴って増大する（確信度が高い）」と報告している。

このようなことから、世界平均気温の上昇を 1.5°C に抑えられたとしても大きな影響が長期間にわたって続くことは避けられない状況にあるものの、1.5°C に抑えられなければ、その後どのような対策をとったとしても、地球の自然環境や私たちの生活環境が深刻かつ不可逆的な影響を受ける具体的な危険が存在しているのである。

2 温室効果ガス排出量削減の科学的要請

(1) カーボンバジェット

「カーボンバジェット」とは、気候変動を特定の確率で特定の水準に抑制するために排出が許容される、世界全体の正味の人為的な累積CO₂排出量の最大値を指す。

後に詳述するパリ協定で合意された1.5°C目標を達成するためには、残されたCO₂排出枠（残余カーボンバジェット）以内に、CO₂排出量を抑えなければならない。

(2) 残余カーボンバジェット

2020年初めからの残余カーボンバジェットの最良推定値は、50%の確率で温暖化を1.5°Cに抑える場合に500 GtCO₂であり、67%の確率で温暖化を2°Cに抑える場合は1150 GtCO₂であると計算されている（甲A1【27頁】）。

この算定結果によれば、2020～2030年のCO₂排出量が平均的に2019年と同じ水準のまま持続すれば、温暖化を1.5°Cに抑えるための残余カーボンバジェットを2030年までにほぼ使い尽くしてしまい、67%の確率で温暖化を2°Cに抑えるための残余カーボンバジェットの3分の1以上を使ってしまうと予測されている。

(3) 求められる削減水準

ア 世界全体の水準

残余カーボンバジェットに基づき、IPCC第6次評価報告書が示す1.5°C目標と統合的な削減経路を辿るためには、最終的なCO₂排出量を、世界全体で2030年までに2019年比で48%削減、2035年までに65%削減、そして2050年には99%削減としなければならない。

以下の表は、1.5°Cに抑える場合及び2°Cに抑える場合に求められ

る、2019年からの温室効果ガスとCO₂の排出削減割合につき、中央値(括弧内の数字は5～95パーセンタイル)を示したものである。

「オーバーシュート」とは、求められる目標値を一時的に超過することである(甲A1【29頁】)。

		2019年の排出水準からの削減量			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃(>50%)に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [49-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO ₂	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]
温暖化を2℃(>67%)に抑える	GHG	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]
	CO ₂	22 [1-44]	37 [21-59]	51 [36-70]	73 [55-90]

図表 11 2019年の排出水準と比較した必要な削減量

イ 日本が負う削減量

1.5℃目標の実現のため、残された累積排出量をどのように各国で配分すべきかについては、異なる立場がありうる。

(ア) 累積排出量の割り当て

i 現状の排出量

現状の排出量の割合に合わせて、残された累積排出量を割り当てる方法である。現在の排出量の多い中国、インドに加えて、日本も世界の排出量のうち2.9%を占めていることから、日本にとっては有利な割り当て方法である。

ii 人口比

各国の人口比で、残された累積排出量を割り当てる方法がある。

iii 歴史的排出量

各国が過去に排出してきた累積量に応じて、将来の排出枠を調整する方法がある。これは、気候変動に対する歴史的な責任を

重視し、産業革命以来、大量の CO₂を排出してきた先進国が、残りのカーボンバジェットのより大きな削減義務を負うべきとの考えに基づく。

(イ) 日本の割当量

日本に配分される CO₂累積排出量は、先進国に有利な現状の排出量に合わせて割り当てる場合で 140 億トン、人口比で割り当てる場合で 66 億トンとなる（甲 B9【11 頁】）。これは後にも述べるとおり、日本の現在の NDC よりもかなり小さい。そして歴史的排出量を考慮して割り当てると、人口比で割り当てる場合よりも、日本に割り当てられるのはさらに少ない量となる。

(4) 諸外国の目標

1.5°C 目標を達成するために必要な削減水準によれば、即時の急速な CO₂排出削減が必要であるから、CO₂排出量削減を企業の自主的な努力によるとするだけでは不十分であって、国が法的拘束力を伴う政策を実施しなければならないことは明らかである。

ア EU

EU では、欧州気候法において（法形式は規則（regulation）、2021 年制定）、2050 年までの排出削減目標を法的拘束力のある形で示している（甲 B20）。

- ① 2030 年目標：1990 年比で最低でも 50%の温室効果ガス排出削減を確保する。
- ② 2040 年目標：2023 年に設定されている、パリ協定の達成に向けた世界での進捗状況の確認時期から遅くとも 6 か月後までには、欧州委員会は 2040 年目標にかかる提案を行うものとする（第 4 条 3 項）。

その後、2025 年 7 月 2 日のプレスリリースにおいて、1990

年比で 2040 年までに 90%削減という目標を設定したと発表された。

- ③ 2050 年目標：世界の平均気温上昇を 2°C（可能な限り 1.5°C）に抑えるというパリ協定の長期目標に整合するよう、EU において気候中立を達成する（第 2 条 1 項前段）。
- ④ 2050 年以降：EU においてマイナス排出を達成する。

イ 英国

英国は、2008 年気候変動法において、以下のような温室効果ガス排出削減目標を法定している（甲 B21）。

- ① 2050 年については 1990 年比で最低でも 80%削減、2020 年に 26%削減。

その後、2009 年改正で 2020 年目標は 34%に引き上げられ、2019 年の気候変動委員会からの助言を受けた法改正で、2050 年目標は最低でも 100%削減とされ、ネットゼロエミッションが法定された。

- ② 上記気候変動法を受けて、イングランド以外のスコットランド、ウェールズ、北アイルランドでも、目標値の設定などがなされている。例えば、スコットランドでは、2009 年気候変動法を 2019 年に改正し、2045 年までに温室効果ガス排出をネットゼロにすることに加えて、2030 年までに 75%、2040 年までに 90%の削減を中間目標として規定している。

ウ ドイツ

ドイツにおいては、2019 年、目標達成への体制強化を図るため法的拘束力を伴う形で、セクター別目標を規定することとし、連邦気候保護法が制定された（甲 B22）。

ドイツでは、同法の制定前から、前述の EU 法への対応のもと、

温室効果ガス排出削減目標として、2005年比で2020年までに14%削減、2030年までに38%削減を掲げていたが、目標達成が難しい状況にあった。

同法では、パリ協定の2°C目標、1.5°C目標を明記して、2050年カーボンニュートラルを宣言し（第1条）、2030年までに少なくとも55%の削減を実現させると規定した（第3条1項）。同法以前から、連邦気候変動防止計画（2016年策定）によって定められていた政策目標（2050年に1990年比で80～95%の削減、2030年までに1990年比で55%削減、セクターごとの目標など）を、法的拘束力を伴う目標として設定したものである。

エ 小括

以上のように、パリ協定を含む国際合意の進展に対応する形で、いわゆる先進国諸国ではCO₂を含む温室効果ガスの排出削減について、法的拘束力を伴う形で、2050年のカーボンニュートラル（CO₂の排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出量をゼロにすること）及びカーボンバジェットなどの科学的知見から要請される中間目標について、国内法を定める動きが進んでいる。

第3章 気候変動をめぐる法的枠組み

第1 国際社会の動向

1 国際協調の必要性

地球全体の現象である気候変動に対応するためには、国際的な協調が必要であることはいうまでもない。

国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、2021年に「私たち共通の課題」として「1.5°C目標および2050年までに排出量ネットゼロを達成

することにコミットする」ことを提案し、さらに 2023 年には記者会見において、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」、「誰かが先に動くのを待つのは、もうやめましょう。そんな時間は、もうありません」と焦眉のメッセージを発した。

温室効果ガスが国境を越えて地上を覆っており、大気や海洋、森林などは所有や所在の概念を超えて地球全体にとっての資源、財産であるから、これらを守るための国際的なルールや枠組みが必要となる。ただし、温室効果ガスの排出量と気候変動の被害の大小は比例せず、また国と国との線引きもなされていないから、気候変動への対応には公平性の観点からの調整も求められる。他方で、より効果的な対応に向けて、国や地域の間では、技術や知見を共有し合うことが可能である。

現在の海外の状況について、以下では、ルールや枠組みを形成してきた国際会議等と、直近の司法判断について述べる。

2 国際会議と合意

(1) フィラハ会議

正式名称は「二酸化炭素およびその他温室効果ガスの、気候変化とその影響における役割のアセスメントに関する会議」である。

1985年10月、オーストリアのフィラハで、国際機関である国連環境計画（UNEP）、世界気象機関（WMO）、国際学術連合会議（ICSU、1998年に国際科学会議（ICS）に名称変更）などが共催した。

会議では、温室効果ガスの気候への影響が複合的に評価され、21世紀前半には「かつてない規模で地球の平均気温が上昇しうる」との見解が発表された。また、科学者が政策決定者と協調して対応すべきとする提言が行われた。具体的には、温室効果ガスに関する諮問グループが設立されて科学的助言を行う体制が構築され、気候変動に関する

政府間パネル（IPCC）が設立されることとなった。

（2）環境と開発に関するリオ宣言

1992年、ブラジル・リオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」（UNCED。いわゆる「地球サミット」）において、環境と開発に関するリオ宣言採択された（甲 B10、環境省『環境と開発に関するリオ宣言』）。

全 27 項目の原則からなる文書で、他国や地球全体への責任、将来世代の環境と開発を公平に満たす開発権の保障、予防原則などが含まれている。また、これらの原則を実践するために、次項に記す気候変動枠組条約のほか、生物多様性条約、森林原則声明、行動計画（アジェンダ 21）も合意された。

（3）気候変動枠組条約

1992年の地球サミットでリオ宣言とともに気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という）が採択され（甲 B1）、1994年に発効した。気候変動に関する初めての国際的かつ包括的な条約であり、198か国が締約している。先進国（附属書 I 国）は温室効果ガス排出削減の義務が課され、途上国への資金・技術支援が求められている。地球規模の気候問題を枠組化し、科学・政策・衡平性を統合した。

気候変動枠組条約のうち、本訴訟において重要な規定は以下のとおりである。

「締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである」（3条 1項）

（4）京都議定書

「COP (Conference of the Parties)」は、気候変動枠組条約の締約国会議である。第 1 回 COP (COP1) は 1995 年ベルリンで開催された。以後、毎年開催され、国際的な気候変動対策を協議する場となっている。

1997 年 12 月に京都で開催された COP3 では、先進国及び市場経済移行国の温室効果ガス排出の削減目標を定めた「京都議定書」が採択され (甲 B26)、2005 年に発効した。

京都議定書には、本訴訟において重要な以下の規定がある。

「すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任並びに各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮し、附属書 I に掲げる締約国以外の締約国に新たな約束を導入することなく、条約第 4 条 1 の規定に基づく既存の約束を再確認し、持続可能な開発を達成するためにこれらの約束の履行を引き続き促進し、また、条約第 4 条 3、5 及び 7 の規定を考慮して、次のことを行う」(10 条柱書)

(5) パリ協定

2015 年にパリで開催された COP21 には気候変動枠組条約締約国 196 か国が参加し、京都議定書の後継となる 2020 年以降の国際的枠組みを決定することが主な目的とされた。そこで合意されたものが「パリ協定」(The Paris Agreement under the United Nations Framework Convention on Climate Change) である (甲 B11)。発効条件が充足されたのち、2016 年 11 月 4 日に発効した。

本訴訟において重要な規定は以下のとおりである。

- ① 地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く抑え、1.5°C 未満を努力目標とすること (2 条 1 項 (a))。
- ② パリ協定は共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力

に関する原則を反映するように実施されること（同 2 項）。

- ③ 締約国は温室効果ガスの排出量が速やかにピークに達すること及び迅速な削減に取り組むことを目的とすること（4 条 1 項）。
- ④ 締約国は、国が決定する貢献（NDC）を策定、通知、維持し、目的達成を目指して国内の措置を推進すること（同条 2 項）。
- ⑤ NDC は常に進展し、可能な限り高い野心を反映すること（同条 3 項）。
- ⑥ 先進国が先頭に立ち、削減目標に取り組むべきこと（同条 4 項第 1 文）。
- ⑦ 2023 年から 5 年ごとに、世界全体の進捗状況を評価する（グローバルストックテイクを実施する）こと（14 条 2 項）。

（6）グラスゴー気候合意

2021 年に開催された COP26（10 月 31 日～11 月 13 日）において、気候変動枠組条約とパリ協定の締約国 197 国が参加し、採択された合意が、いわゆる「グラスゴー気候合意」（Glasgow Climate Pact）である（甲 B12）。日本からは岸田文雄内閣総理大臣（当時）が首脳級会合（世界リーダーズ・サミット）に出席し、2030 年までの期間を「勝負の 10 年」と位置づけ、全ての締約国に野心的な気候変動対策を呼びかけた。また、山口壮環境大臣（当時）が閣僚級交渉に出席し、外務省、環境省、経済産業省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、金融庁、林野庁、気象庁の関係者が参加した。

本合意では、パリ協定で努力目標とされた 1.5℃についての認識をさらに強調、2030 年に向けて野心的な気候変動対策を求め、石炭火力発電の段階的な削減、途上国の適応支援のための資金を 2019 年比で最低 2 倍にすること等が定められた。またパリ協定に基づく市場メカニズムの実施について、ルールブックが作成された。

グラスゴー気候合意のうち、本訴訟において重要な規定は以下のとおりである。(引用は環境省暫定訳による)

① 15

世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 2 度高い水準を十分に下回るものに抑えること、及びその気温上昇を工業化以前より摂氏 1.5 度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を大幅に軽減することを認めつつ、継続するという世界全体の長期的な目標を、再確認する。

② 16

気候変動の影響は、摂氏 1.5 度の気温上昇の方が摂氏 2 度の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認め、気温上昇を摂氏 1.5 度に制限するための努力を継続することを決意する。

③ 17

また、世界全体の温暖化を摂氏 1.5 度に制限するためには、世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があること(2010 年比で 2030 年までに世界全体の二酸化炭素排出量を 45%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすること、及びその他の温室効果ガスを大幅に削減することを含む)を認める。

④ 18

さらに、このためには、利用可能な最良の科学的知識と衡平に基づき、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を反映するとともに持続可能な開発及び貧困撲滅の努力の文脈において、この決定的な 10 年における行動を加速させる必要があることを認める。

なお、日本政府は、下記 COP28 に先立つ G7 サミット(2023 年 5 月)の首脳コミュニケにおいて、IPCC 第 6 次評価報告書が提起し

た 2035 年までの温室効果ガス 60%削減の緊急性を受け止め、「我々は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）及びその第 6 次評価報告書（AR6）の最新の見解によって詳述された、気候変動の影響の加速及び激甚化に対する我々の強い懸念を強調し、その最新の見解を踏まえ、世界の GHG 排出量を 2019 年比で 2030 年までに約 43%、2035 年までに約 60%削減することの緊急性が高まっていることを強調する」旨述べている（甲 B18、G7 サミット（2023 年 5 月）首脳コミュニケ）。

（7）COP28

2023 年に開催された COP28 において、パリ協定に基づくグローバルストックテイクについての初めての決定が採択された。当該決定のうち、本訴訟において重要な内容は以下のとおりである（甲 B17、B17 の 2）。

① 26

IPCC の第 6 次評価報告書 第 2 章によれば、温室効果ガス排出量は、地球温暖化の上昇を 1.5 度に抑えるためにモデル化された世界全体の削減経路において、オーバーシュートを伴わないか又は限定化した場合、及び 2 度に抑える経路において、2020 年から遅くとも 2025 年までの間にピークを迎えることが予測されている。

② 27

オーバーシュートを伴わない、又は、最小限に抑えながら地球温暖化を 1.5 度に抑えるためには、世界全体の温室効果ガス排出量を 2019 年比で 2030 年までに 43%、2035 年までに 60%削減し、二酸化炭素排出量を 2050 年までに実質ゼロにするという深く、急速、かつ持続的な削減が必要であることも認識する。

③ 39

締約国が、次に策定する NDC において、最新の科学に基づき、各国の状況に照らして、全ての温室効果ガス、セクター、カテゴリーを対象とし、地球温暖化を 1.5℃に制限することに沿った、野心的で経済全体の排出削減目標を提示することを推奨する。

3 各国の気候訴訟

世界では、気候変動に関する訴訟が活発に提起され、成果を上げている。その一部を紹介する。

(1) アージェンダ事件

環境 NGO であるアージェンダ財団 (Urgenda) 及び 886 人の市民が、オランダ政府に対して、国の温室効果ガス排出削減目標の引き上げを求めて提訴した。オランダ最高裁は、2019 年、国は 2020 年までに 1990 年比で少なくとも 25%を削減すべきと命じたハーグ地裁判決 (2015 年) 及びハーグ高裁判決 (2018 年) を支持した。また最高裁は、行政・立法裁量とする国の主張を退け、オランダ国民、特に若い世代にとって、すでに現実の切迫した人権侵害があり、国にはかかる重大で広範な人権侵害から国民を保護する義務があると判示した (甲 B13)。

オランダ最高裁の判決において、本訴訟において重要な部分は、以下のとおりである (太字引用者、以下同じ)。

今後数十年で気候変動が深刻な脅威となる点には争いがない。そして、これを防ぐため、科学的知見によれば、気温上昇を 1.5℃以内に抑えるべきとする国際社会の合意がある。他方、欧州人権条約は、締約国に対し、条約で定められた権利と自由を自国民について保護することを義務づけている。また欧州人権裁判所は、人々の生命または福祉に現実の差し迫った危険が存在し、かつ国家がこれを認識している場

合、欧州人権条約の規定に基づき、各国が適切な措置を講じる義務を負うと定めている。

さらに、オランダは気候変動枠組条約の締約国であり、同条約に基づき締約国の国家は、自らの責任の分担に比例して、**自国領土からの温室効果ガス排出量を削減する義務を負う**。この「自らの責任の分担」についての義務は、欧州人権条約に基づく。なぜなら、危険な気候変動が発生し、オランダの多くの人々の生命と福祉が脅かされる深刻なリスクが存在するからである。

欧州人権条約に基づく積極的な義務を具体化する際には、科学的根拠として IPCC 報告書を考慮することが重要である。2007 年報告書、気候変動枠組条約の枠組みで開催される年次の気候会議及びパリ協定を経て、各国が温暖化を 1.5°C に抑えるよう努力すべきこと、2020 年までに温室効果ガス排出量を少なくとも 25~40% 削減する緊急の必要性について、合意が形成されており、これはオランダにも適用される。

オランダの統治システムにおいて、温室効果ガス排出に関する意思決定は、政府と議会に属し、両者は必要な政治的考慮を行う広範な裁量権を有する。しかし、政府と議会が法の限界内に留まっているか否かを判断するのは裁判所の責務であり、その限界は欧州人権条約から導かれる。**現実かつ差し迫った危険が明らかな場合は、国家は裁量の余地なく適切な措置を講じる義務を負う。**

控訴裁判所の判決は、国家政策が欧州人権条約の規定を明らかに満たしていないと判断し、国に対して発した命令は国際的に承認された 2020 年までの必要最小限の削減目標の下限である 25% に限定されていたものであるから、有効と認められる。

(2) ノイバウアー事件

ドイツでは、ルイーザ・ノイバウアー氏らが国を被告として、ドイツ連邦憲法裁判所に提訴した。ドイツでは 2019 年に制定した連邦気候保護法が 2030 年までに温室効果ガスの年間排出量を少なくとも 1990 年比 55%削減することを義務付け、この期間中に適用される削減経路を部門別年間排出量により定めていた。しかし、原告らは、この目標では不十分であり、未来世代に負担を先送りしているため、基本法（ドイツ憲法）第 1 条、第 2 条、及び第 20 条 a により保護される原告らの自由を侵害していると訴えた。

ドイツ連邦憲法裁判所第一審判部は、連邦気候保護法において定められた国家気候目標及び 2030 年までの年間排出量の上限に関する規定は、2031 年以降のさらなる排出削減に関する十分な具体性を欠く限りにおいて、基本権と調和しないとの判断を示した（2021 年 3 月 24 日判決）。

同裁判所の判断のうち、本訴訟において重要な部分は、以下のとおりである（甲 B14）。

連邦気候保護法に基づき 2030 年までに許容される排出量は、2030 年以降の排出削減の残された選択肢を大幅に狭め、それによって基本権で保護されるほぼあらゆる種類の自由を危険に晒しているという事実によって、基本権は侵害されている。時代を超えた自由の保障として、基本権は、基本法第 20 条 a に基づき義務付けられた温室効果ガス削減負担が一方的に将来に先送りされることによって生じる自由への包括的脅威から、申立人を保護する。立法者は、自由を尊重する気候中立性への移行を確保するための予防的措置を講じるべきであったが、そのような措置はこれまで欠如している。

また、気候保護法は、基本権を尊重した時間配分で CO₂排出削減を段階的に実施すべしとする比例原則にも反している。基本法第 20 条

a に基づく保護義務は、将来世代が過酷な抑制を強いられない状態に保つ必要性を包含する。

(3) 気候保護のためのシニア女性の会事件

70代を中心とした女性たちと「スイス気候保護のためのシニア女性の会」が、熱波の健康リスクについて具体的な被害があるとして、気候変動に伴う女性の健康被害の対策を改善すべきと主張した。ただし、女性らには原告適格がないとして、団体の提訴のみが有効となった。スイス気候保護のためのシニア女性協会は、64歳以上の女性ら2500人超が、気候保護を求める法的手続きを目的として設立した団体である。

原告らは当初、スイスの裁判所に提訴したが棄却されたため、2020年に欧州人権裁判所に改めて訴えを提起した。

2024年になされた同裁判所の判断のなかで、本訴訟において重要な部分は以下のとおりである（甲 B15）。

欧州人権条約8条は、気候変動が生命、健康、幸福、及び生活の質に及ぼす深刻な悪影響から、国家による効果的な保護を受ける権利を包含する。気候変動枠組条約及びパリ協定に照らし、各国は気候変動に対処する措置を講じる責任を負い、国の義務とは、気候変動による悪影響とそのリスクから生じる生命、健康、幸福及び生活の質に対する深刻な悪影響から効果的に個人を保護するための自らの役割を果たすことにある。スイス連邦は、条約に基づく積極的義務を履行していない。スイス政府は過去の排出削減目標も達成できていない。また排出量制限の定量化を怠っている。

(4) 韓国若者気候訴訟

韓国では、10代の若者19名が生命権、環境権、将来世代の平等等が侵害されているとして提訴した（赤ちゃん炭素中立基本計画訴訟と

統合され、最終的に 255 人以上の原告となった)。

2020 年にされた韓国憲法裁判所の判断のうち、本訴訟において重要な部分は、以下のとおりである (甲 B16)。

韓国のカーボンニュートラル枠組法は、2030 年排出削減目標を 2018 年比 35%以上と定め、同法施行令では 40%減と設定したものの、2031 年から 2049 年までの排出量削減計画は定められていない。しかし、気候変動は生命や身体の安全を脅かすものであるため、気候変動の原因を軽減し、適応措置を講じ、気候変動に対処することは国の義務である。カーボンニュートラル枠組法に 2031 年から 2049 年までの削減目標について量的水準を定めておらず、カーボンニュートラルの目標年である 2050 年までの段階的、継続的な削減は実質的に担保できていない。したがって、同法は基本的人権の擁護に違反するものであり違憲である。裁判所は、国会と政府に対し、2026 年 2 月 28 日までに 2031~2049 年の削減計画策定を命じる。

(5) その他

上記のほか、気候変動について市民らが国や政府を訴えた事件には、以下のようなものがある。

ア クリマザークら対ベルギー

環境 NGO クリマザークと賛同した約 6 万人の市民がベルギー連邦政府及び地域政府を提訴。2023 年、ブリュッセルの控訴審裁判所は、同政府らが欧州人権条約に違反し、達成すべき最低限の排出削減目標を 2030 年までに 1990 年比で 55%削減とすべきとの判断を示した。

イ ヘルドラ対モンタナ州

5~22 歳の米西部モンタナ州住民が州政府を提訴。州地方裁判所は、2024 年、州政府による化石燃料の資源開発における温室効果ガ

ス排出量調査を制限するモンタナ州環境政策法が、「清潔で健康的な環境」を保障する州憲法に違反すると判断、州最高裁も支持した。

4 国際司法裁判所の勧告的意見

(1) 国際司法裁判所

国際司法裁判所（International Court of Justice、以下「ICJ」という）は、国際連合（以下「国連」という）の「主要な司法機関」とされ（国際連合憲章（以下「国連憲章」という）92条）、国際法上の全ての問題が付託される普遍的性格をもった唯一の国際司法機関である。オランダのハーグに所在し、すべての国連加盟国は、当然に、ICJ規程の当事国となる（国連憲章93条1項）。

ICJは、国家間の国際法に基づく裁判の解決のほかに、国連総会又は国連安全保障理事会の要請に基づき「勧告的意見」を与える任務を有する（国連憲章96条1項、ICJ規程65条）。勧告的意見は、法的拘束力を有しないものの、高い権威を持ち、国際法の明確化に貢献してきた。ICJと同じく国際的な司法機関である国際海洋裁判所は、「[ICJが]勧告的意見において行った司法的決定は判決において行ったものと同じ重みと権威を持つ」と述べた（岩沢雄司・「国際法」第2版【656～657頁】）。

ICJの裁判官は、国連及び国連安全保障理事会の選挙で選ばれた15名の独立な者により構成される（ICJ規程2条、3条1項、8条）。現在の裁判所長は（同規程21条1）、日本出身の岩沢雄司裁判官が務めている。

(2) 勧告的意見

ICJは、2025年7月23日、「気候変動に関する国家の義務についての勧告的意見」（以下「本ICJ勧告的意見」という）を発表した。こ

これは、2023年3月、日本を含む132か国が共同提案国入りしてICJに対し勧告的意見を要請する旨採択した国連総会決議を端緒とするものである（パラグラフ47）。

本ICJ勧告的意見では、国際慣習法及び国連人権条約に基づく気候変動に関する国家の義務、当該義務を怠った場合の国家の責任等についての判断が示された。本ICJ勧告的意見のうち、本訴訟において重要なものは以下のとおりである。

なお、以下に記載する「CMA」とは、パリ協定締約国会合であり、2019年からCOPと併せて年次開催されている。

- ① 国際慣習法の下で、**国家は環境に対する重大な損害を防止する義務、すなわちデュー・ディリジェンス（相当な注意）をもって行動する義務を有すること。**また、デュー・ディリジェンスが求める行動にはいくつかの要素があり、その中には各国がその**能力に応じて適切かつ必要に応じた予防的な措置を講じることが含まれる。**（パラグラフ132～139）
- ② 「**共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則**」は、特に温室効果ガスの累積排出量に関する各国の歴史的・現在の貢献、経済的・社会的発展を含む各国の現在の能力及び国情の違いを考慮し、**気候変動に関する義務の負担を公平に配分する必要性を反映したものであること**（パラグラフ148、179、226）
- ③ パリ協定に基づく世界の平均気温上昇を抑制するための温度目標は、第3回CMA（COP26）及び第5回CMA（COP28）で示された「1.5℃」であること（パラグラフ224）
- ④ パリ協定2条において「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」を修飾する「**各国の異なる事情に照らした**」との文言は、当該原則の核心を変えるものではないこと（パラ

グラフ 226)

- ⑤ パリ協定に基づく締約国の緩和義務が第4条に規定されていること（パラグラフ 230）
- ⑥ 締約国の NDC は「その締約国が達成できる最高水準の野心」を反映しなければならず、当該野心はパリ協定2条に規定された協定の目的及び目標（1.5℃目標）に関連する必要があること（パラグラフ 242）
- ⑦ 各締約国が NDC を策定する際の裁量権は限定的であること、その裁量権を行使するにあたり、デュー・ディリジェンスをもって行使する必要があり、地球の平均気温上昇を工業化前に比べて 1.5℃未満に抑制する温度目標を達成し、温室効果ガス濃度の安定化という全体目標を達成する能力を有するものであることを確保しなければならないこと（パラグラフ 245、249）
- ⑧ デュー・ディリジェンスの概念と「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」は関連しており、異なる締約国の NDC を評価する際には、**累積的な温室効果ガスの排出量への歴史的寄与度等が評価基準**となること（パラグラフ 247）
- ⑨ パリ協定では、4条4項で先進国と開発途上国を分け、それぞれの目標を規定していること（パラグラフ 248）
- ⑩ 気候変動は人権の享有を著しく損なうもので、**清浄で健康的かつ持続可能な環境は、生命への権利、健康への権利など、多くの人権を享受するための前提条件**であること（パラグラフ 376、393）

第2 日本の方策

1 日本の方制度

(1) 環境基本法

環境基本法は、従来の公害対策基本法に代わるものとして、1993年11月に制定・施行された。環境法の基本理念を明らかにし、社会の構成員それぞれの役割を定めるとともに、環境保全のための多様な手法を総合的、計画的に推進していくための枠組みを規定している。1967年に制定された公害対策基本法は、1950年代頃から各地で発生していた公害対策の基本的方針を宣明する基本法であったが、いわゆる経済調和条項が置かれ、経済発展の妨げとなるような厳しい対策は見送られた。これに対し、環境基本法は、生態系の保護を考慮しつつ、持続可能な環境保全型社会の形成を目指し、国際的な取組みの積極的な推進を掲げている。これは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が定着し、地球環境問題や廃棄物問題等、総合的・計画的に社会全体の環境負荷を減少させる法的枠組みが必要となってきたうえ、国際的な取組みが必要となったことを背景としている。

同法2条2項では、「地球環境保全」の定義として「人の活動による地球全体の温暖化・・・に係る保全」とされている。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という）は、1998年に成立した温暖化対策の枠組み法であり、国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれが取組を行う責務を定め、政府が地球温暖化対策についての「基本方針」を定めるとするとともに、上記の各主体が自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に関する措置を計画的に進めるための枠組みを設けている。

ア 基本理念

2021年改正により、基本理念として同法2条の2が追加された。

「地球温暖化対策の推進は、パリ協定第2条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分

に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における 2050 年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。第 36 条の 2 において同じ。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない」とされている。

温対法は、基本理念として、パリ協定における国際合意の実現を掲げているのである。

イ 地球温暖化対策計画等

同法第 8 条第 1 項は、「政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という）を定めなければならない」としている。

（ア）2021 年 10 月 22 日閣議決定

後述の第 6 次エネルギー基本計画と同時に改定が閣議決定された。2030 年度において、温室効果ガス 2013 年度比 46%削減を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した後述のカーボンニュートラル宣言を受けた計画となっている。

（イ）2025 年 2 月 18 日閣議決定

直近の地球温暖化対策計画は、日本の NDC を提出し、第 7 次エネルギー基本計画を閣議決定した 2025 年 2 月 18 日に改定が閣議決定された。NDC 達成のために、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画が両輪となっていることを示すものである。

日本の NDC の削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位

置付けており、2050年「ネットゼロ」の実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩いていくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進するものである。ネットゼロとは、「カーボンニュートラル」と同様、「排出を全体としてゼロとする」ということであるが、CO₂を含む温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

ウ 温室効果ガス算定・報告・公表制度

2005年に改正された温対法に基づき、翌2006年4月1日から、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられた。国は報告された情報を集計し、公表することとされている。

同法における事業者の義務は「削減」ではなく、政府に対する「報告」であり、政府がそれを「公表」するにとどまっている。

（3）気候変動適応法

温対法が地球温暖化に対する対策を定めるものであるところ、2018年6月に制定（2023年4月改正）された気候変動適応法は、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている（同法1条）。

パリ協定の目的である「気候変動の悪影響に適応する能力と気候に対する強靱性」を高めるため（パリ協定2条1項(b))、適応管理を正面から規定し、日本における適応策の法的位置づけが明確化され、国、

地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

(4) エネルギー政策基本法

日本のエネルギー政策を決める上での基本指針を定めるための法律である。

日本の温室効果ガスの9割以上がCO₂で、その9割以上がエネルギー起源（化石燃料の燃焼に伴うCO₂）であるため、気候変動対策も経産省が所管するエネルギー政策が基本とされている。

気候変動との関係でとりわけ重要なのは、同法12条のエネルギー基本計画である。「エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため」に、その策定を政府に義務付けている。

ア 第6次エネルギー基本計画

2021年10月22日に閣議決定され、2050年カーボンニュートラルと、2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減（さらに50%の高みを目指す）という目標達成に向けた日本のエネルギー政策の方向性を示した。

原子力発電については、安全を最優先としつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り依存度を低減する方針だった。

イ 第7次エネルギー基本計画

2025年2月18日に閣議決定され、福島第一原発事故を受けて原発依存度を可能な限り低減させるとしていた第4次から第6次までの計画とは一転して、原子力回帰を打ち出した。

2040年度の電源構成見通しを、再エネ4～5割程度、原子力2割程度、火力3～4割程度としている。同計画の策定は、積上方式ではなく、2050年からのバックキャストによったと考えられる。そのため、電源構成の見直しが幅を持った形になっている。火力発電につ

いては、燃料の構成比が示されていない。

(5) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律

2023年5月に制定され、「脱炭素成長型経済構造」を「産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造」と定義し、カーボンニュートラル実現と経済成長の両立を目指し、GX（グリーントランスフォーメーション）を推進するものである（GX推進法）。

ア カーボンプライシング

炭素に値付けをすることによって、企業に対し、CO₂排出量を削減するインセンティブ（動機付け）を与えるための制度を作ろうというのが、カーボンプライシングである。日本では2023年7月に閣議決定された「GX推進戦略」に基づき、「排出量取引制度」と「化石燃料賦課金」の2つを導入することが決まった。

(ア) 排出量取引制度

2026年度から、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者に対して、排出量取引制度に参加することを義務付け、業種ごとの特性等を考慮した政府指針に基づき、排出枠を無償で割り当てることが制度化された。その上で、制度対象事業者に対して、排出枠の割当に係る年度の翌年度に排出量実績の報告及び実績と等量の排出枠の保有を義務付ける。

加えて、割り当てられた排出枠と排出実績の過不足分について、事業者間で取引できる市場を整備し、排出枠の上下限価格を設定することで、取引価格の安定化のために必要な措置を講じる。

もっとも、排出枠の総量目標（キャップ）を設定する制度とはなっておらず、全体としての排出削減は期待できない。

(イ) 化石燃料賦課金

化石燃料（石油、石炭、天然ガス等）の消費によって発生するCO₂排出量に応じて賦課される制度で、2028年度からの導入が決まっている。対象となるのは石油会社など化石燃料の輸入事業者などだが、賦課金の負担はガソリン代や電気代などに転嫁されていくことで、結果として、社会全体で薄く広く化石燃料使用に伴うコストを負担することになる。

イ 長期脱炭素電源オークション

容量市場オークションの1つであり、発電された電気ではなく発電所の供給力を取引する制度。

脱炭素と掲げてはいるものの、LNG火力発電所やアンモニア混焼等の石炭火力発電所等までもが対象となっている。そのため、本ICJ勧告的意見が国際不法行為の可能性があるとしている化石燃料発電への実質的な補助金となっている。

2 意思表示

(1) カーボンニュートラル宣言

2015年パリ協定において、1.5°C目標等が合意され、120以上の国と地域が2050年カーボンニュートラルを掲げた。

日本においても、2020年10月26日、当時の菅義偉内閣総理大臣は、所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。加えて、2021年4月には、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」と表明した。

(2) 国際合意への参加

日本は、気候変動の危険性を認識し、国際社会における排出削減を含む合意に参加している。

ア IPCC 報告書の承認

日本は IPCC 参加国として、第 6 次評価報告書を含む各報告書を承認している。IPCC の報告書は参加国のコンセンサスに基づいて承認されるものであり、日本は、同報告書が示す気候変動の科学的知見を公式に認めている。

イ パリ協定の批准

日本は、2016 年 11 月 8 日にパリ協定を批准した。これにより、1.5℃目標の追求や NDC を作成・通報・維持し、その目標を達成するための国内措置を遂行すること等を国際的に約束した。

ウ G7 サミットにおける約束

日本は、2023 年 5 月の G7 広島サミット首脳コミュニケにおいて、「世界の温室効果ガス排出量を 2019 年比で 2030 年までに約 43%、2035 年までに約 60%削減することの緊急性が高まっていることを強調する」と述べ、IPCC 第 6 次評価報告書が示す削減水準実現の緊急性を確認した（甲 B18）。

エ COP における約束

日本は、2021 年のグラスゴー気候合意、2023 年の COP28 における決定等に参加し、1.5℃目標の追求、2030 年までの「勝負の 10 年」における行動加速等に合意した。

オ 小括

以上のとおり、日本は、①気候変動の科学的知見を承認し、②1.5℃目標を含むパリ協定を批准し、③G7 サミット及び COP において実効的な削減水準の緊急性を確認してきた。

(3) NDC (Nationally Determined Contribution)

パリ協定において、温室効果ガスの削減目標を各国が提出することが義務付けられた。この目標を NDC（国が決定する貢献）という。日本は、まず 2015 年 7 月に INDC（Intended Nationally Determined Contribution・貢献案）として 2030 年度に、2013 年度と比較して温室効果ガスの排出量を 26%まで削減することを決定し、2020 年 3 月に「中長期の両面で温室効果ガスのさらなる削減努力を追求」を加えて NDC が決定された。

前述のカーボンニュートラル宣言を踏まえ、2021 年 5 月、2013 年度比 46%削減に引き上げた。その後、2025 年 2 月 18 日に、世界全体での 1.5°C目標と整合的で、2050 年ネットゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標であると標榜して、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す、新たな日本の NDC を決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出した（甲 B8）。

3 小括

このように、気候変動に直接間接に関連するさまざまな計画・法律・政策が存在する。しかしながら、温対計画や NDC、その前提となるカーボンニュートラル宣言等、削減目標を掲げているものは同じ数値目標を共有してはいるものの、いずれも 1.5°C目標には整合していない。事業者等の自主努力を促す等にとどまっており、有機的な連携もできておらず、効果的な対策というには程遠い状態である。

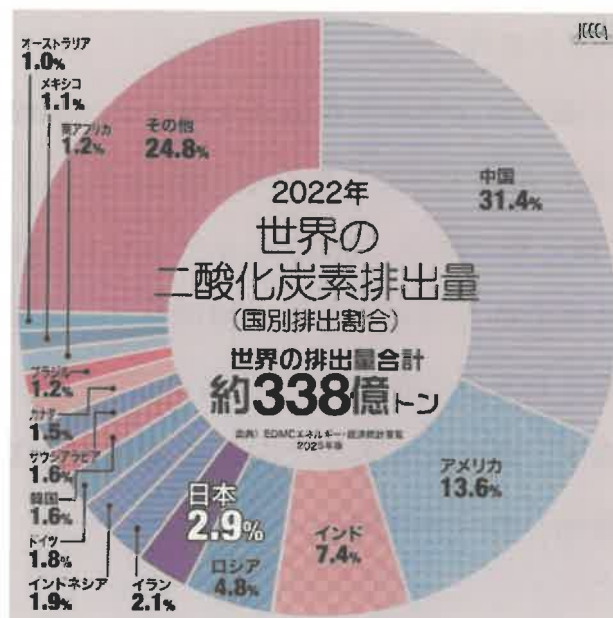
第 3 求められる政策

1 日本の排出割合

2023 年度の日本における温室効果ガス排出量は、約 1071MtCO₂（百

万トン CO₂ 換算)、そのうち CO₂は 92.3%の約 989Mt であった（甲 A24）。

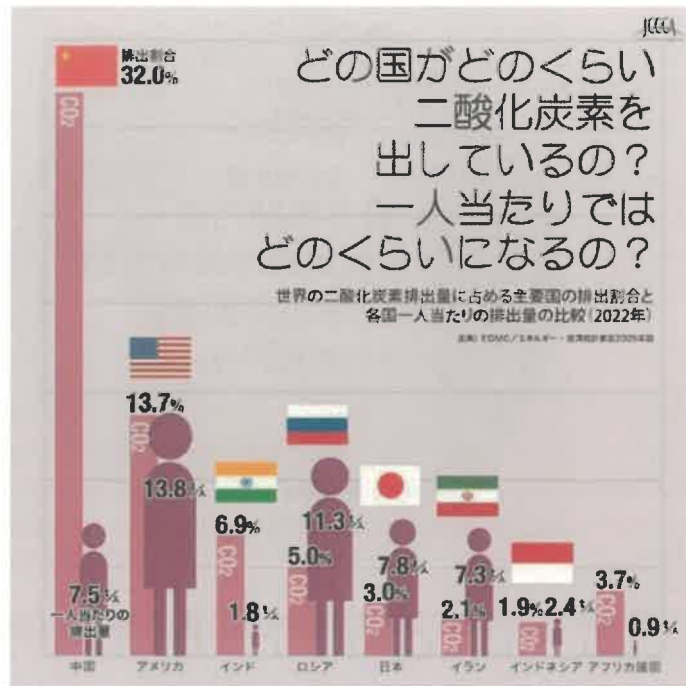
日本における CO₂ の排出水準は、2022 年の国別排出量を見ると世界約 200 か国中で第 5 位、全体の約 2.9%（33 分の 1）というきわめて高い水準にある。また、国民一人あたりの排出量を見ると、中国を超え、アメリカ、ロシアに次ぐ高い水準にある。



図表 12 国別二酸化炭素排出量（2022 年）⁴

中国、アメリカ、インド、ロシアといったいわゆる大国の排出量の大きさが目立つものの、それに次ぐ日本の排出も気候変動に大きく寄与していることは明らかである。日本がどのような政策を実施し、気候変動の緩和をどの程度実現できるかは、世界の中でも重要な位置を占める。

⁴ <https://www.jccca.org/>



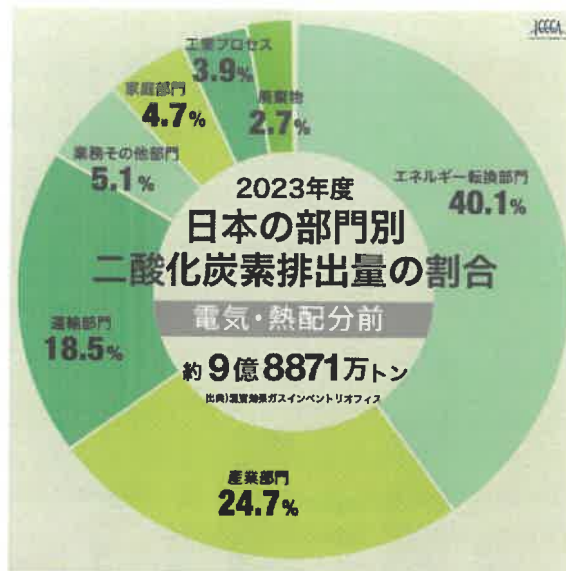
図表 13 一人あたり二酸化炭素排出量 (2022年)⁵

2 あるべき政策

(1) 有効な対策

2023年度の日本の部門別CO₂排出量の割合を示したものが、下図である。このグラフによれば、エネルギー転換部門が40.1%、産業22.6%、運輸18.5%となっており、発電所を含むエネルギー転換部門が、きわめて大きな割合を占めていることが明らかである。他方、家庭部門は4.7%に過ぎない。

⁵ <https://www.jccca.org/>

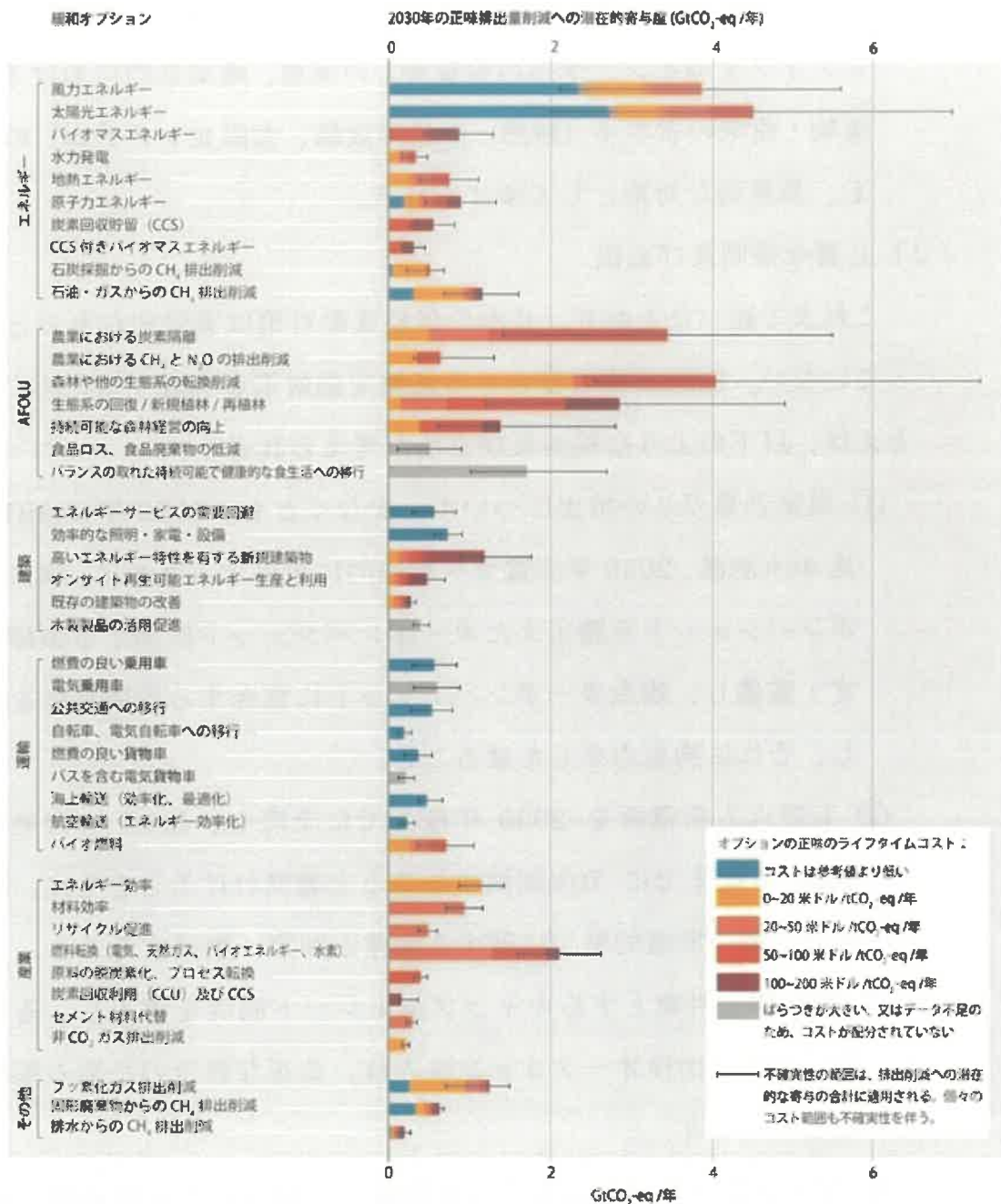


図表 14 日本の部門別二酸化炭素排出量の割合（2023年度）⁶

したがって、温室効果ガス排出削減を効果的に実施するためには、エネルギー転換部門における CO₂排出量の削減が、きわめて重要な課題になる。

CO₂の正味排出量削減への潜在的な寄与度につき、IPCC が分析したグラフによれば、エネルギー転換部門において、太陽光エネルギーなどの再生可能エネルギーを普及させることが最もコストが低く、排出削減につき寄与度も高い（甲 A6【47 頁】）。このことから、石炭火力発電など CO₂ 排出量の大きな電源から、再生可能エネルギーに転換していくことが、最も有効な対策であることは明らかである。

⁶ <https://www.jccca.org/>



図表 15 緩和オプションの排出量削減への潜在的寄与度とコスト

産業部門や運輸部門においても、CO₂排出量は顕著である。産業部門における、需要管理や材料・エネルギー効率化政策の推進及び低排出材料と製品の実用化を促進する手段の導入、運輸部門における電気自動車等の脱化石燃料移動手段の普及に加え、将来的な都市

形態の変化や、消費者行動の変化を促す施策（公共交通機関及びアクティブ交通インフラへの投資等）の実施、建築部門における、建築物・住宅の省エネ（断熱、高効率設備、太陽光システム）の推進も、効果的な対策として挙げられる。

（２）必要な規制及び立法

これまで述べたとおり、日本の気候変動対策は実効的なものとはなっていない。1.5℃目標と整合する気候変動対策を実現するために、たとえば、以下のような規制及び立法が考えられよう。

- ① 温室効果ガスの排出について、少なくとも、2030年に2019年比48%削減、2050年実質ゼロを法的に担保するために、残余カーボンバジェットを踏まえたカーボンバジェットに関する法律を制定・整備し、残余カーボンバジェットに整合する中間目標を設定し、それに拘束力をもたせること。
- ② 石炭火力発電所を2030年度までに全廃し、LNG火力発電を2040年度までに70%削減することを義務付けるとともに、化石燃料発電の段階的廃止に関する法律を制定・整備すること。
- ③ 国全体を対象とするキャップ&トレード制度を導入し、そこで得られた排出枠オークション収入は、公正な移行のための基金に充当すること。
- ④ 国の政策の科学的な整合性を監督する独立した気候政策に関する評価委員会を設置し、国会への年次報告を義務化すること。

第4章 気候変動による権利侵害

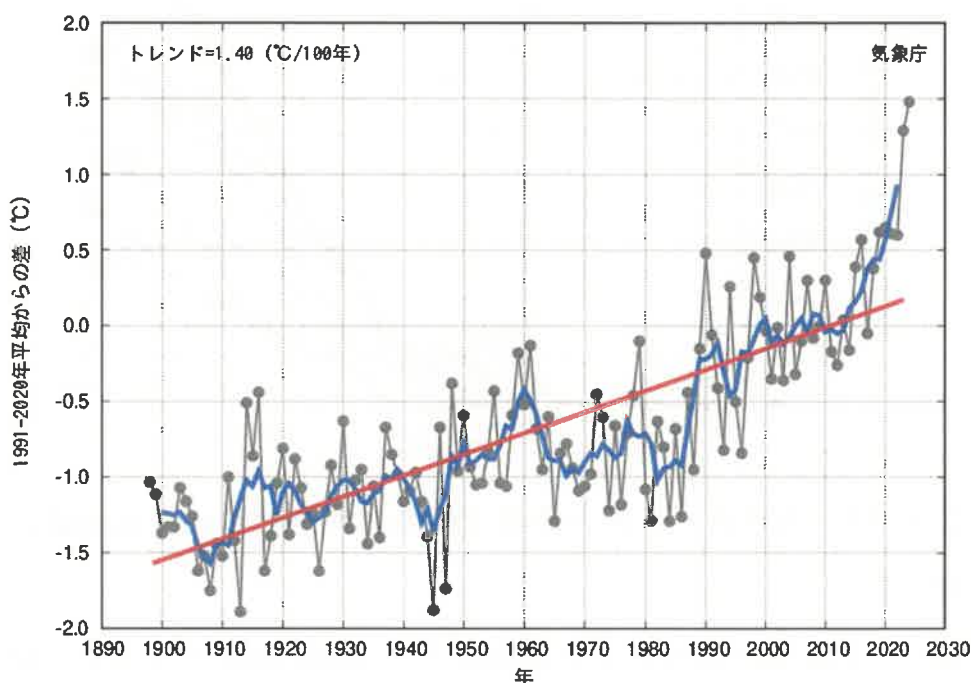
第1 日本における気候変動の実態

1 平均気温の推移

今を生きる人の年齢がどうであろうと、各人の10年前、20年前の記

憶と比較して、少なくとも夏の気温が大幅に上昇しているという事実は、誰もが実感として認識しているものと思われる。

実際に年平均気温偏差は以下のグラフのとおりであり、気象庁も「2024年の日本の平均気温の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+1.48℃で、1898年の統計開始以降、2023年を上回り最も高い値となりました。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.40℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています」と述べる。



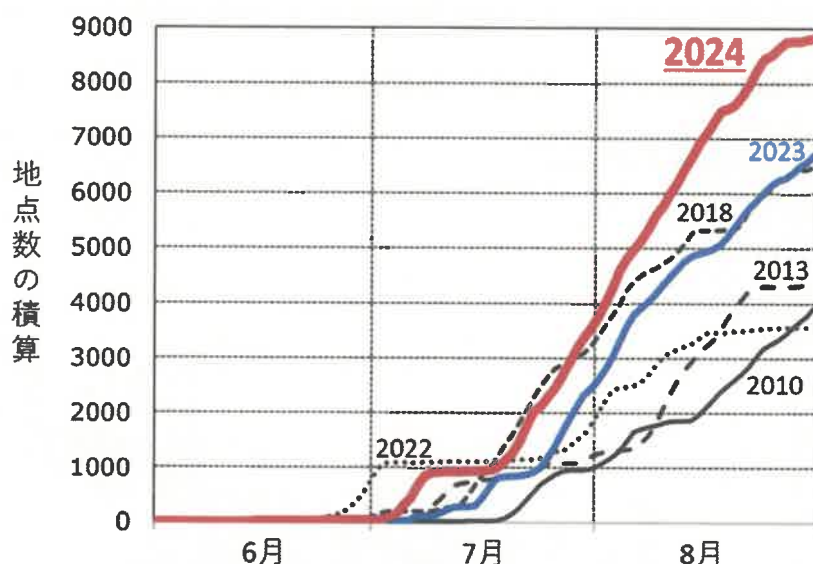
図表 16 日本の年平均気温偏差（1898～2024年）⁷

また、特に猛暑が顕著であった2025年の夏の気温については、「2025年夏（6～8月）の日本の平均気温の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+2.36℃で、1898年の統計開始以降、2023年及び2024年を上回り最も高い値となりました。日本の夏（6～8月）平均気

⁷ https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html

温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.38℃の割合で上昇しています」と述べている。

かつてはきわめてまれであった最高気温が35℃以上の、いわゆる「猛暑日」も顕著に増えている。下図は、猛暑日となった地点数の積算を示すところ、2023年（青）と2024年（赤）の増加が著しいことも一目瞭然である。



図表 17 全国のアメダス地点で観測された猛暑日の地点数の積算⁸

2 暑さ指数

昨今、熱中症予防のための指標として1954年にアメリカで提案された「暑さ指数」(WBGT(湿球黒球温度): Wet Bulb Globe Temperature)が用いられることが多くなっている。単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示されるが、その値は気温とは異なる。人体と外気との熱のやりとりに着目した指標で、湿度、日射・輻射(ふくしゃ、物質から赤外線が放射する現象)など周辺の熱環境、そして気温の3つを取り入れた指標である。1982年にISOにより国際基準として位置づけられ、日本では2006

8

<https://www.data.jma.go.jp/cpd/longfcst/seasonal/202408/202408s.html>

年に環境省が「熱中症予防情報」サイトを開設し、ウェブサイト上で国内各地の暑さ指数の情報を提供する仕組みを本格的に運用開始した。

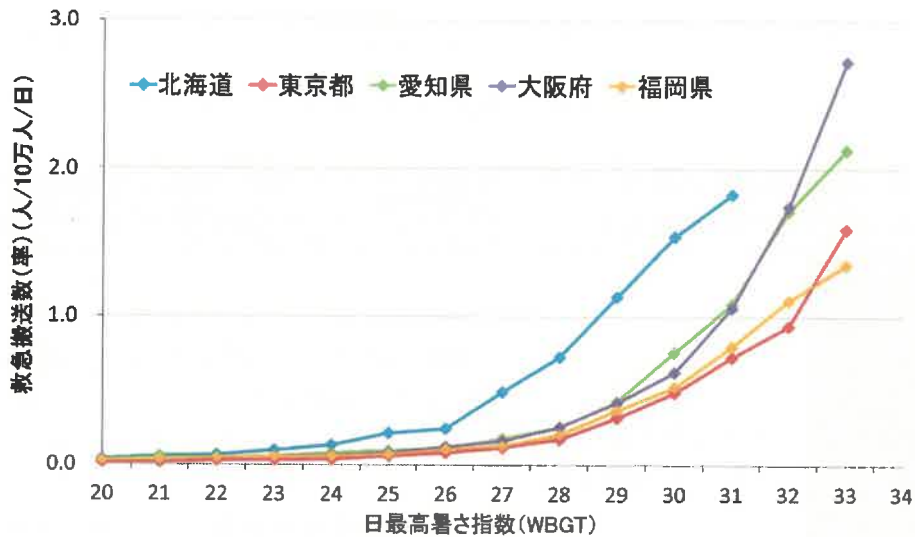
暑さ指数に基づく日常生活に関する指針は、以下のとおりである。

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31 以上)	すべての生活活動 でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28 以上 31 未満)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25 以上 28 未満)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25 未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

図表 18 暑さ指数と生活活動の目安⁹

下の図は、2008～2021 年の夏の主要都市の救急搬送データを基に日最高暑さ指数と熱中症患者発生率の関係を示したものである。このグラフからも暑さ指数が 28 (厳重警戒) を超えると熱中症患者が著しく増加する様子が顕著である。

⁹ <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>



図表 19 日最高暑さ指数 (WBGT) と救急搬送数との関係¹⁰

以下の表によれば、東京における暑さは、年間だけでなく月別・暑さレベル別にも大きく変化している。1991～2000年と2015～2024年の10年間の平均日数を比較したところ、暑さの「質」が明らかに変化していることが分かった。

	5月	6月	7月	8月	9月
ほぼ安全 (WBGT:21未満)	0.60	0.00			0.00
注意 (WBGT:21以上25未満)	0.75	0.60	0.00	0.00	0.23
警戒 (WBGT:25以上28未満)	1.46	0.73	0.44	0.42	0.73
嚴重警戒 (WBGT:28以上31未満)	1.73	1.47	1.03	0.93	1.24
運動中止 (WBGT:31以上)			10.50	3.40	5.00

倍率は以下のように計算しています。

$$\text{倍率} = (\text{2015～2024年の10年間の平均日数}) \div (\text{1991～2000年の10年間の平均日数})$$

図表 20 WBGT レベル別日数の倍率 (東京・5～9月)¹¹

「ほぼ安全」の日数は、5月で0.60倍に減少、6月と9月では消失

¹⁰ <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

¹¹ <https://weathernews.jp/news/202506/020126/>

(0.00倍)しており、かつては涼しかった時期にも安全といえる日は大幅に減っている。「注意」の日数も、7月、8月では完全に消失し、9月でも0.23倍に減少。一方で、「警戒」や「厳重警戒」は、5月でそれぞれ1.46倍、1.73倍に増加しており、初夏から高リスクな暑さが現れるようになってきている。とくに注目すべきは、「運動中止」レベルの暑さである。7月では10.5倍、8月で3.4倍、9月で5.0倍と、きわめて危険な暑さとなる日数がかつての数倍の頻度で発生している。

3 降雨

(1) 豪雨の増加

昨今、いわゆる「ゲリラ豪雨」といわれるような大雨の頻度が上がり、これによる被害も増加している。1時間当たりの雨量に対する影響・感じ方は、気象庁ホームページ「雨の強さと降り方」によれば下表のとおりである。

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋外の様子
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	地面一面に水たまりができる
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る		道路が川のようになる
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる		

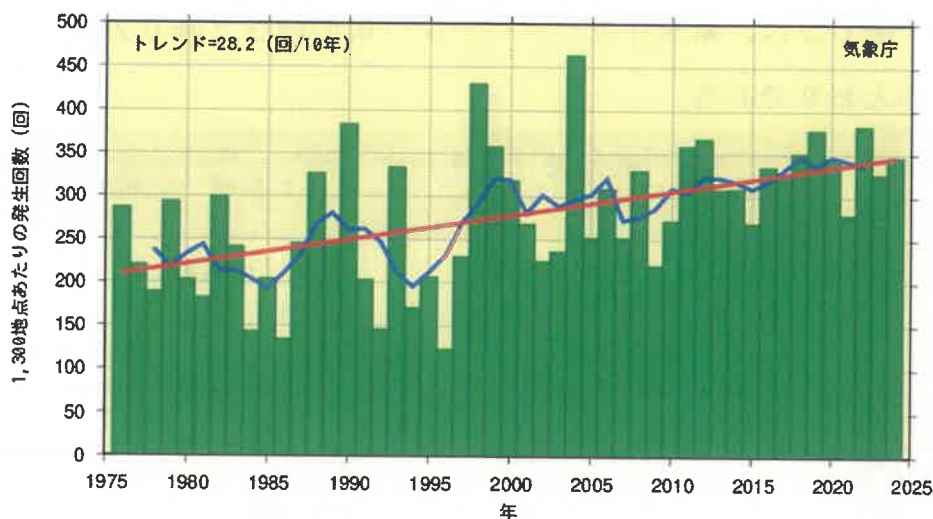
図表 21 雨量と影響・感じ方との関係¹²

¹² https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/yougo_hp/amehyo.html

1 時間雨量が 30 mm を超えると、バケツをひっくり返したような雨で、道路が川のようなになる。50 mm を超えると、滝のような雨で、傘は全く役に立たない。このような豪雨が「最近 10 年間(2015～2024 年)の平均年間発生回数(約 334 回)は、統計期間の最初の 10 年間(1976～1985 年)の平均年間発生回数(約 226 回)と比べて約 1.5 倍に増加しています」とのことである。

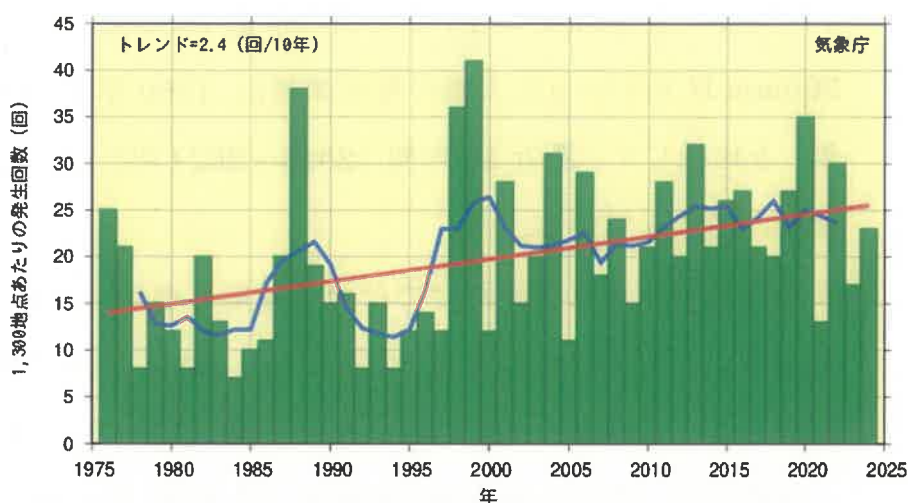
同様の比較で、80 mm 以上の雨が約 14 回から約 24 回へと約 1.7 倍、100 mm 以上の雨が約 2.2 回から約 4.0 回へと約 1.8 倍に増えている。

1 時間降水量 50 mm 以上、80 mm 以上、100 mm 以上のそれぞれの年間発生回数は以下のようにになっている¹³。

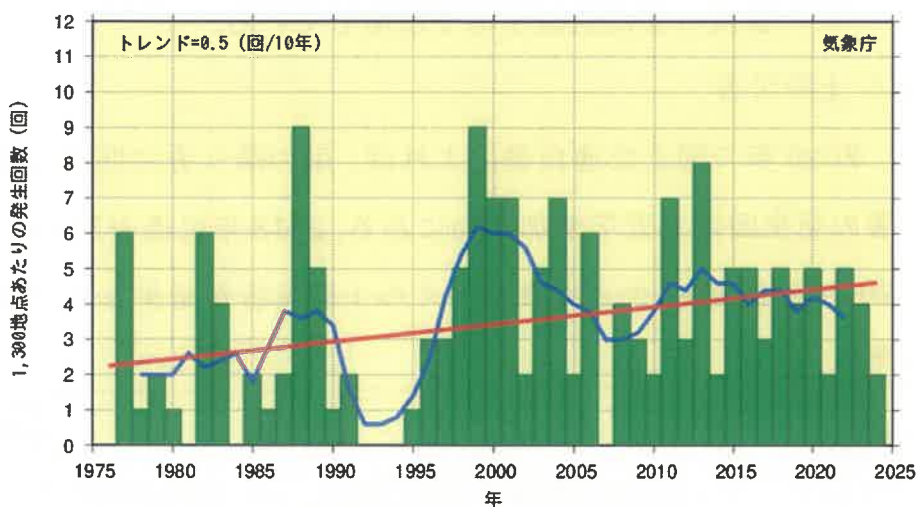


図表 22 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数

¹³ https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html



図表 23 1時間降水量 80mm 以上の年間発生回数



図表 24 1時間降水量 100mm 以上の年間発生回数

以上を踏まえ、気象庁は、「日本国内の極端な大雨の発生頻度や強度は増加している」としたうえで、以下のように分析している。

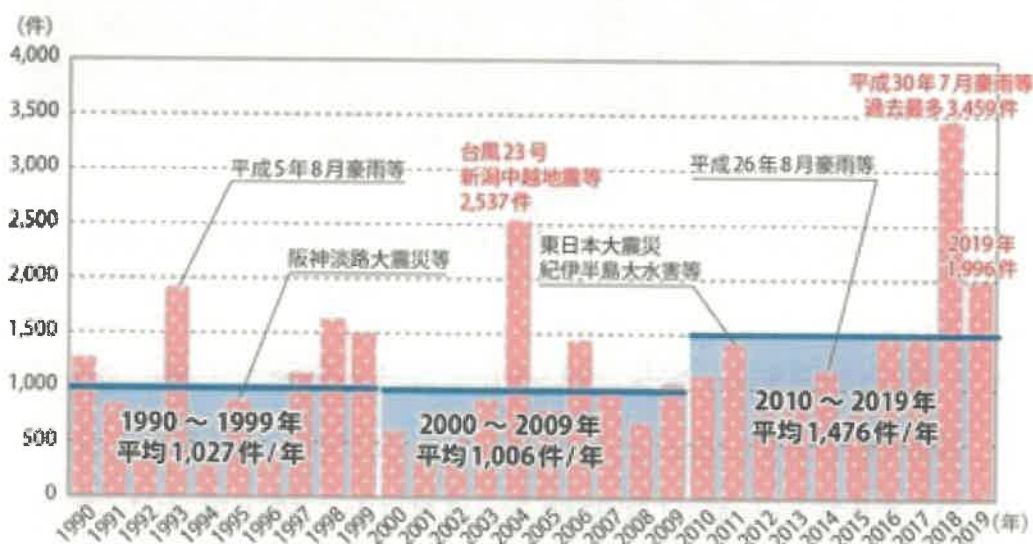
- ① 気象庁の全国 51 観測地点で観測された降水量のデータによれば、1901 年から 2024 年の期間、日降水量 100mm 以上及び 200mm 以上の日数は、いずれも増加している。
- ② 気象庁の全国約 1,300 地点のアメダス観測地点で観測された降水量のデータによれば、強い雨ほど頻度の増加率が高い。また、

1時間降水量80mm以上、3時間降水量150mm以上、日降水量300mm以上といった大雨の発生頻度は、1980年頃(1976~1985年)と比較して、最近10年間(2015~2024年)はおおむね2倍程度に増加している。

- ③ 極端な大雨の発生頻度だけではなく強度も増加する傾向にある。全国のアメダス地点のうち1976年から2024年の期間で観測を継続している地点(635地点)のデータによれば、1年で最も多くの雨が降った日の降水量(年最大日降水量)には増加傾向が現れている。平均して100年に一回しか起きないような極端な大雨の強度もまた全国平均で増加している。

(2) 土砂災害

2020年の国土交通白書によれば、雨の降り方に関連して、土砂災害の発生回数も近年増加傾向にある。2018年は過去最多の3459件、2019年も1996件と非常に多くの土砂災害が発生している。



資料) 国土交通省

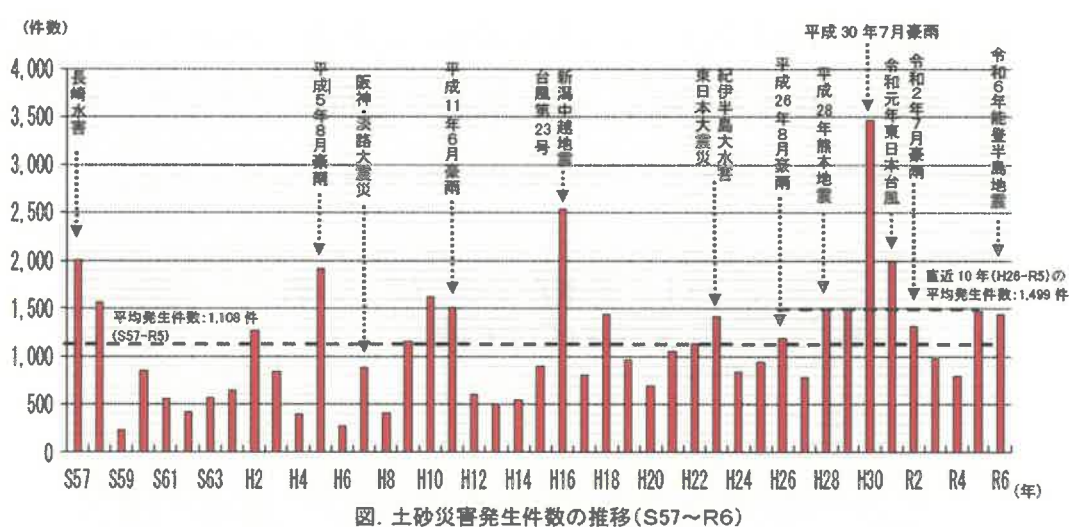
図表 25 土砂災害の発生件数の推移¹⁴

14

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r01/hakusho/r02/html/n1115000.h>

国土交通省が 2025 年 1 月 27 日に公表した土砂災害の発生件数の推移は、以下のとおりである。

統計開始以降（1982～2023 年）の平均発生件数は 1108 件であるのに対し、直近 10 年（2014～2023 年）の平均発生件数は 1499 件と 1.4 倍ほどになっており、2024 年では 45 の都道府県で 1433 件の土砂災害が発生し、直近 10 年の平均と同程度であった。



図表 26 土砂災害の発生件数の推移¹⁵

4 熱中症の増加

熱中症とは、厚生労働省によると、高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりするなどして発症する障害の総称であるとされる。めまい・失神、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温などの症状が現れ、一定数の患者は死亡に至る大変危険な障害である。

以下は、熱中症に関するデータ等であるが、熱中症になっても救急搬

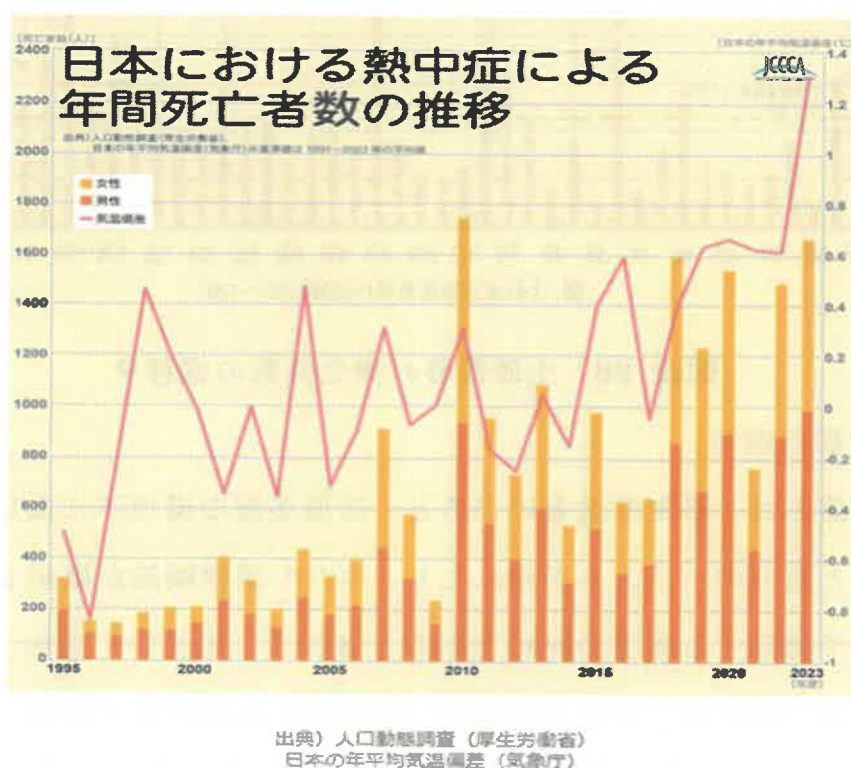
¹⁵ https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo02_hh_000156.html

送されたり、医療機関を受診したりする者は一部に過ぎないことから、統計上の数字は最少人数であることに留意が必要である。

(1) 熱中症による死亡者数

厚生労働省が公表した 1995 年から 2024 年の熱中症による死亡者数の推移は以下のとおりである（甲 A10）。

1995 年には 318 人であり、2000 年 207 人、2010 年 1731 人、2015 年 970 人、2019 年 1144 人、2020 年 1528 人、2021 年 755 人、2022 年 1477 人、2023 年 1651 人と増加傾向にある。2024 年には、初めて死亡者数が 2000 人を超え、過去最多の 2160 人となった。1995 年から 30 年余りで、熱中症の死亡者数は約 6 倍となっている。



図表 28 日本における熱中症による年間死亡者数の推移¹⁶

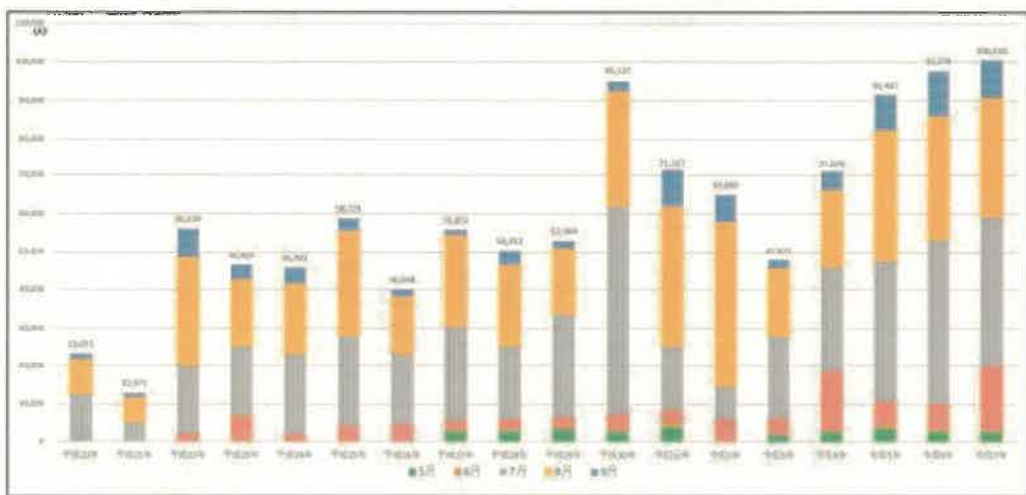
(2) 熱中症による救急搬送

総務省は、2008 年からの熱中症による救急搬送人員数を、以下のグ

¹⁶ <https://www.jccca.org/download/13160>

ラフのとおり公表している（甲 A11）。

2008（平成 20）年及び 2009 年は 7 月から 9 月までの 3 か月の調査、2010 年以降は 1 か月早まり 6 月から 9 月までの 4 か月の調査、2015 年からはさらに 1 か月早まり 5 月から 9 月までの 5 か月の調査へと調査期間が長期化している。調査期間が長期化し、夏に入る前の 5 月から前倒しで調査が必要となっていることから、気候変動が急激に進んでいることがわかる。



図表 27 令和 7 年（5 月～9 月）の熱中症による救急搬送状況¹⁷

5 月から 9 月までの 5 か月間の救急搬送人員の合計数についても、2015 年に 5 万 5852 人、2019 年 7 万 1317 人、2020 年 6 万 4869 人、2021 年 4 万 7877 人、2022 年 7 万 1029 人、2023 年 9 万 1467 人、2024 年 9 万 7578 人と増加傾向にあり、2025 年は 6 月が過去最多、9 月が過去 2 番目で、合計は 10 万 0510 人と過去最多となった。

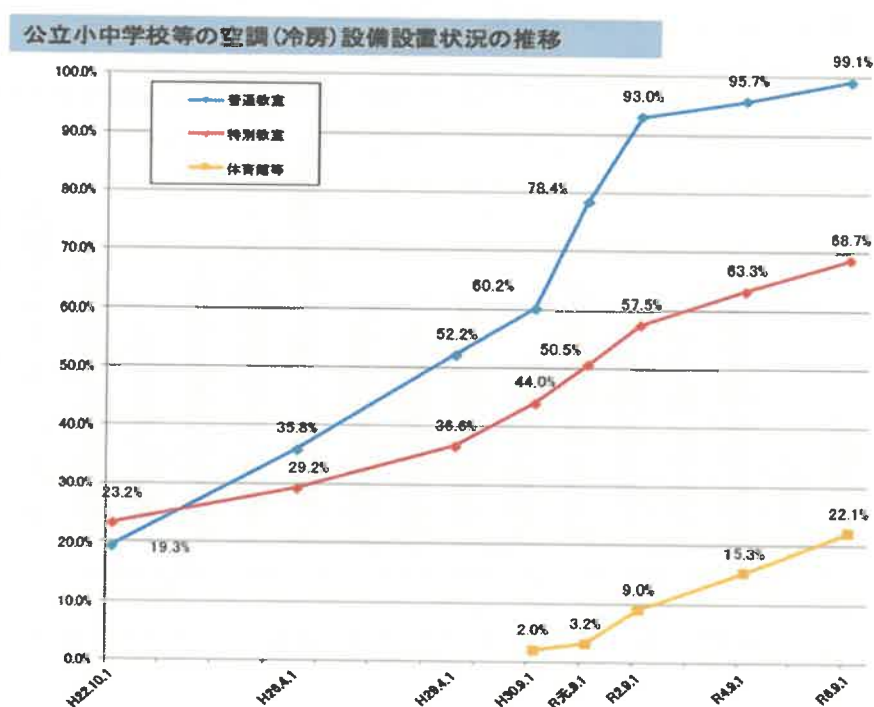
5 エアコンの設置及び使用

文部科学省は、「公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について」と

¹⁷ https://www.soumu.go.jp/main_content/001037757.pdf

題し、「児童生徒の熱中症対策として、各種予算措置により進めてまいります。」と宣言しており、普通教室については、比較的寒冷とされている地域を除き、概ね設置が完了していることを報告している¹⁸。

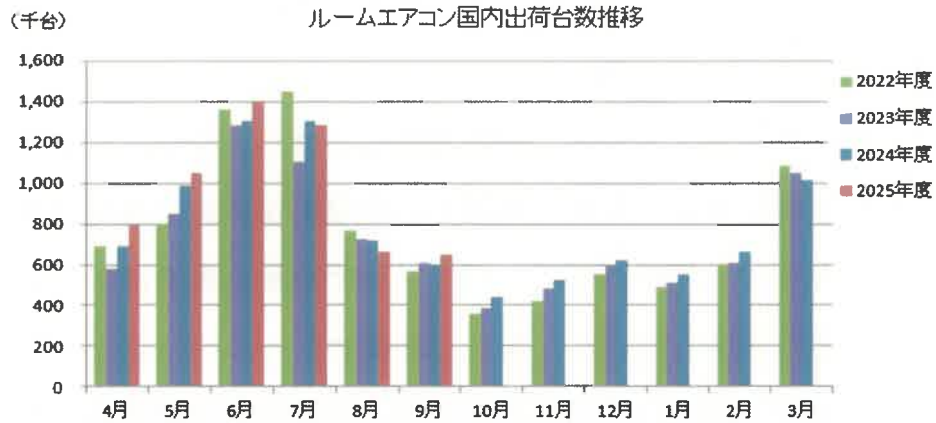
実際、同省の調査では、公立小中学校の普通教室における冷房設備設置状況は、2010年に19.3%だったものが、2017年には52.2%となり、2024年には99.1%まで上がっている（甲 A12）。



図表 28 公立小中学校等の空調設備設置状況の推移

また、一般社団法人日本冷凍空調工業会の統計によると、家庭用エアコンの国内出荷台数も、熱中症による死亡者数や救急搬送人員数の増加に比例して増加している。2025年度の出荷台数は6月にピークを迎えているが、これは6月の気温が高かったことに加え、熱中症対策のため本格的な暑さを迎える前に国民がエアコンを購入していることによる（甲 A13）。

¹⁸ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mext_00943.html



図表 29 ルームエアコン国内出荷台数推移

国民は、熱中症対策のためのエアコンの設置及び使用に伴う経済的負担も強いられている。

6 農林水産業

環境省は、2022年3月、「気候変動影響評価報告書 概要版」にて、以下の「日本の気候変動影響の概要 農業・林業・水産分野」を公表している（甲 A14）。同分野における2015年と2020年の気候変動の影響度を比較すると、全ての分野において影響度の評価が上方修正されており、気候変動の農林水産業への影響は増大傾向にある。

分野	大項目	No.	小項目	前回(2015)			今回(2020)		
				重大性	緊急性	確信度	重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業 (117~339)	農業	111	水稲	●	●	●	●	●	●
		112	野菜等	—	▲	▲	◆	●	▲
		113	果樹	●	●	●	●	●	●
		114	麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	●	▲	▲
		115	畜産	●	▲	▲	●	●	▲
		116	病害虫・雑草等	●	●	●	●	●	●
		117	農業生産基盤	●	●	▲	●	●	●
		118	食料供給	—	—	—	◆	▲	●
	林業	121	木材生産(人工林等)	●	●	■	●	●	▲
		122	特用林産物(きのこ類等)	●	●	■	●	●	▲
	水産業	131	回遊性魚介類(魚類等の生体)	●	●	▲	●	●	▲
		132	増養殖業	—	—	—	●	●	▲
		133	沿岸域・内水圏漁場環境等	●	●	■	●	●	▲

※ 分野名の下の子括弧内の数字：前回影響評価からの文脈の変化
(複数分野で引用している文脈(65件)は含まない)
※ 赤字：前回の影響評価からの追加項目
※ 緑色：評価が上方修正された箇所

重大性	緊急性	確信度
●：特に大きな影響が認められる	●：高い	●：高い
▲：影響が認められる	▲：中程度	▲：中程度
—：現状では評価できない	■：低い	■：低い
	—：現状では評価できない	—：現状では評価できない

図表 30 気候変動による農業・林業・水産業への影響

(1) 農畜産業への影響

農林水産省は、毎年、地球温暖化に伴う農業生産に関する実態調査を都道府県の協力を得て実施し、生産現場における地球温暖化によるものと考えられる影響について「地球温暖化影響調査レポート」等により情報発信している。また、同省はホームページにて、2024（令和6）年は「全国的に高温となる中で、猛暑日と真夏日の日数が平年よりもかなり多い日数となっているところが多く、これまでに経験のないような猛暑となったところですよ」と異常気象に触れ、「野菜における夏季の高温対策」を公表し、地球温暖化による農業生産の低下を防ぐことを試みている。

農畜産業においては以下のような影響が顕著に現れており、品質・収量の低下に至っている（甲 A15）。

水稲：出穂期以降の高温による白未熟粒が発生し、西日本では5～6割、東日本では3～4割の地域に影響がみられた。夏季の高温によるカメムシ等の虫害も発生し、東日本では2～3割の地域で影響がみられた。

果樹：りんごでは、花芽形成期～開花期の高温による着果不良が発生し、北日本では6～7割の地域で影響がみられた。ぶどうでは、果実肥大期以降の高温による着色不良・着色遅延が発生し、西日本では4～5割の地域で影響がみられた。温州みかんでは、果実肥大期以降の高温による日焼け果が発生し、西日本では4～5割の地域で影響がみられた。

野菜：トマトでは、高温・少雨により着花・着果不良が発生し、東日本及び西日本では4～5割の地域で影響がみられた。いちごでは、高温により花芽分化の遅れが発生し、西日本では5

～6割、東日本では4～5割の地域で影響がみられた。

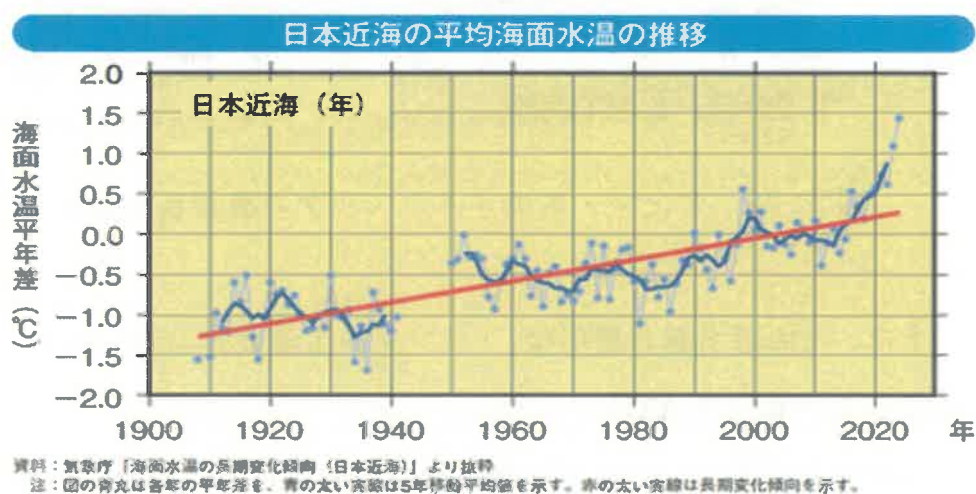
畜産分野：乳用牛では、高温による乳量・乳成分の低下が発生し、東日本では3～4割、西日本では2～3割の地域で影響がみられた。採卵鶏では、高温による産卵率・卵重の低下が発生し、東日本では2～3割の地域で影響がみられた。

(2) 水産業への影響

農林水産省は、「令和6年度 水産白書 概要」を公表し、①日本近海の平均海面水温の推移、②サンマ・スルメイカ・サケの漁獲量等について調査報告をしている（甲 A16）。

① 日本近海の平均海面水温の推移

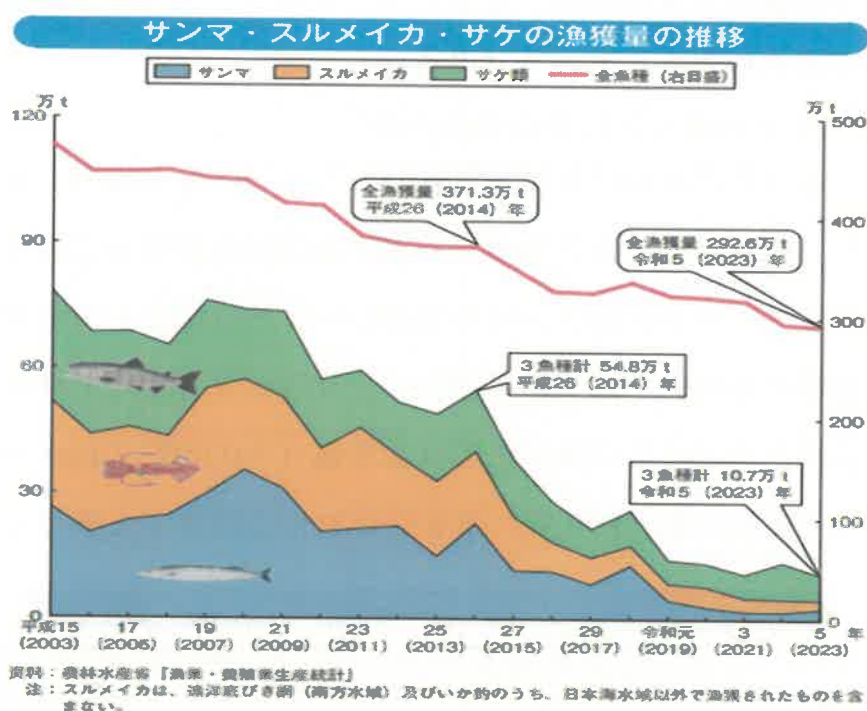
日本周辺における海洋熱波の発生は2010年頃から顕在化しており、2024年の日本近海の平均海面水温は統計開始以降最も高い値となった。日本近海における2024年までのおよそ100年間にわたる海域平均海面水温（年平均）の上昇幅は $+1.33^{\circ}\text{C}/100$ 年であり、世界全体での平均海面水温の上昇幅（ $+0.62^{\circ}\text{C}/100$ 年）や北太平洋（ $+0.65^{\circ}\text{C}/100$ 年）の2倍を超える割合で上昇している。



図表 31 日本近海の平均海面水温の推移

② サンマ・スルメイカ・サケの漁獲量

海水温上昇や海流の変化は、魚介類の分布や資源量に影響を与え、水揚量の減少、漁場の沖合化による燃油等の費用の増加や出漁の見合わせ等、漁業経営に大きな影響を及ぼしている。特に近年は、サンマ、スルメイカ及びサケの漁獲量が大きく減少し、3魚種の漁獲量は、2023年には10.7万トンであり、2014年の54.8万トンと比べると、約10年で5分の1まで減少している。

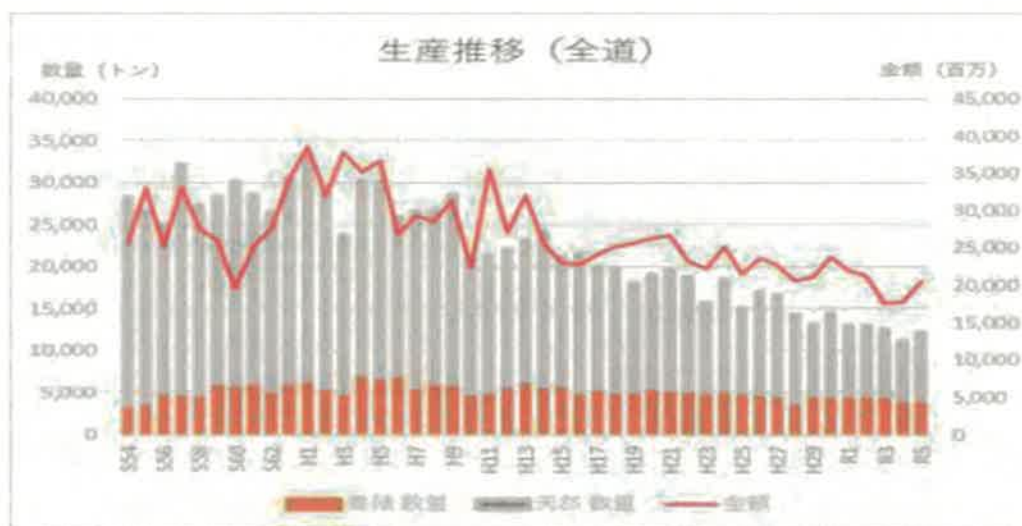


図表 32 サンマ・スルメイカ・サケの漁獲量の推移

また、北海道水産林務部は、「コンブの生産安定対策」にて、以下を公表している（甲 A17）。

北海道全道のコンブ生産状況（天然・養殖）については、1989年の3万3000トンを経産ピークに減少傾向となり、2006年には2万トン、2016年には1万5000トンを下回った。2019年からは1万2000トン前後で推移していたが、2024年は速報値で約8500トンとなり、統計を取

り始めて以来、初めて1万トンを下回る大幅な減産となっている。生産額についても、1989年の385億円をピークに、生産量と同様に減少傾向にあるが、2024年については大幅な減産により、速報値で約168億円となっている。



図表 33 コンプ生産量の推移（北海道）

2024年の減産の理由は、2023年に気温、海水温共に記録的な高温だったことにある。2023年の北日本の7月下旬の気温は平年に比べ3.9℃、8月下旬は5.3℃も高くなり、1946年以降で最高を記録した。また、海水温についても、9月は北海道南東方海域（えりも岬～納沙布岬）では平年差+4℃、日本海でも+3℃となる海域が見られ、1982年以降最高となった。コンブの胞子体の生長に適した水温は10℃前半であり20℃を超えると生長が著しく減少することや、一般的に海水温が高くなると栄養塩濃度が低下しコンブの生育が悪くなるため、高水温により、コンブに生長不良等が生じたものである。

(3) 林業への影響

環境省は、前述の「気候変動影響評価報告書 概要版」にて、以下のように公表している（甲 A14）。

林業の中でも木材生産（人工林等）について、すでに森林の衰退、病害の増加、風害の増加等の被害が生じており、林木の生産期間等が長く、適応策の策定等に時間がかかることから、直ちに対策に着手する必要があるとされている。そして、①気温の上昇により大気の乾燥化等を通してスギ人工林の成長に影響を及ぼすことや病害虫の分布の拡大や害虫の発生世代数の増加を生じさせ人工林への被害が拡大すること、②気温や二酸化炭素濃度の上昇により人工林の純一次生産に影響すること、③気候変動により強い台風が増加すると人工林の風害が増加することが懸念されている。

特用林産物（きのこ類等）についても、すでにシイタケ原木栽培への被害（生産量の低下）が生じており、こちらも木材生産と同様に直ちに対策に着手する必要があるとされている。気温の上昇により、①原木栽培のシイタケに影響を及ぼす病原体（真菌）の侵害力を高めシイタケへの被害を悪化させる可能性があること、②原木栽培のシイタケの子実体（きのこ）発生量を減少させること、③シイタケ原木栽培の害虫の発生早期化・年間世代数の増加を通じてシイタケの害虫被害を増加させることが想定されることなども報告されている。

7 物価への影響

（1）価格動向

環境省は、2025年5月、「野菜高温対策をめぐる情勢」において、以下について公表している（甲 A18）。

2023年夏（6～8月）の特徴としては、①気温は北日本・東日本・西日本の日本海側でかなり高く、②降水量は東・西日本太平洋側と沖縄・奄美で多かった一方で北日本太平洋側では少なく、③日照時間は北・東日本の日本海側と北・東日本太平洋側でかなり多かった一方で沖縄・奄美で少なかったとされ、2024年夏（6～8月）の特徴として

は、④気温は全国的にかなり高く、⑤降水量は東日本太平洋側でかなり多く、⑥日照時間は、東・西日本太平洋側と西日本日本海側でかなり多かったとされている。そして、2023年における近年の指定野菜（野菜生産出荷安定法により野菜の値段を安定させるため指定されているキャベツ、トマト、なす、にんじん、たまねぎ、ジャガイモ等の14品目）の価格動向（東京都中央卸売市場）は、夏場の高温等によって、夏季出荷分の生育不良及び秋冬作の播種・定植時の初期生育不良が発生したことで出荷量が減少し、7月中旬以降の価格は平年を大きく上回って推移した。夏季の高温の影響を受け、2023年、2024年と連続して、秋季以降において平年を大きく上回る価格動向になったと分析されている。

（2）平均消費者物価指数（生鮮食品等）

上記のような指定野菜の価格動向も相まって、総務省が2025年3月28日に公表した「2024年(令和6年)平均消費者物価指数の動向」によると以下のとおりである（甲A19）。

2024年の食料費目の年平均指数は117.8であり、前年に比べ4.3%の上昇となった。

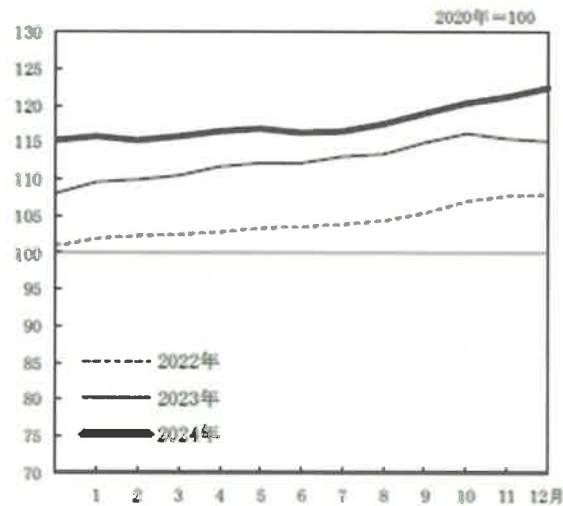
食料のうち生鮮食品についてみると、生鮮野菜は、前年夏の猛暑による品薄に加え、2024年春の天候不良によるたまねぎの価格高騰などにより10.2%の上昇となっており、生鮮果物は、前年に引き続き猛暑の影響で品薄となったりりんごなどの価格が上昇し11.4%の上昇となった。気候の影響を受けやすい生鮮食品の値上がりが顕著である。

また、国民の主食である米についても、近年、価格が高騰していることは周知の事実である。前年の猛暑による2023年産米の品薄を契機とした需給の引き締めにより価格上昇が続き、さらに2024年産の新米についても、需給の引き締めに加え生産コスト等の諸経費が

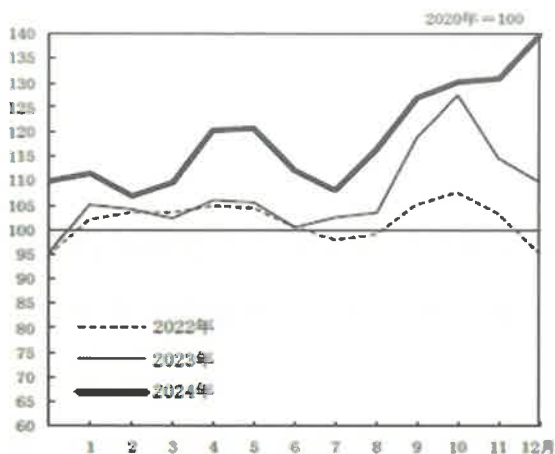
上昇したことで価格の上昇が続いた。そのため、穀類は前年比 8.5% の上昇となっている。

中 分 類		2022年	2023年	2024年	寄与度
		%	%	%	
食	料	4.5	8.1	4.3	1.21
穀	類	5.0	7.5	8.5	0.19
魚	介	10.9	11.8	0.9	0.02
肉	類	3.9	6.7	3.4	0.09
乳	卵	2.2	16.0	1.5	0.02
野	菜	4.1	6.3	8.6	0.25
果	・	6.0	6.9	10.7	0.12
油	脂	6.7	9.0	1.7	0.02
菓	子	4.4	10.0	6.0	0.15
調	理	4.5	8.7	3.3	0.12
飲	食	2.7	7.4	4.7	0.08
酒	料	1.2	6.5	1.3	0.02
外	類	3.1	5.4	2.6	0.12
生	鮮	8.1	7.4	7.0	0.30
生	鮮	13.8	9.6	-1.0	-0.01
生	鮮	5.2	6.0	10.2	0.20
生	鮮	6.6	7.3	11.4	0.12
生	鮮	3.8	8.2	3.8	0.91
生	鮮				
食	品				
を	除				
く	食				
料					

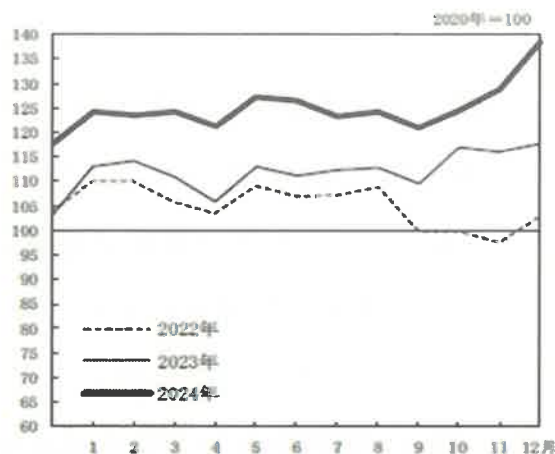
図表 34 食料の中分類別前年比の推移



図表 35 食料指数の動き



図表 36 生鮮野菜指数の動き



図表 37 生鮮果物指数の動き

さらに、米類の月次の推移を見ると、前年同月比は上昇し続けており、8月以降は前年同月比が20%を超える上昇となり、10月以降は、比較可能な1971年1月以降最大の上昇幅を更新し続けており、12月は65%を超えている。猛暑の影響による品薄を原因とする米類の高値は続いており、現在も社会問題となっている。

	2020年=100											
	2024年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
指数 (公表値)	100.3	100.9	101.7	102.2	103.9	106.7	111.3	122.1	139.6	156.3	162.9	165.1
前年同月比 (%) (公表値)	6.2	6.8	7.2	7.9	9.5	12.3	17.2	28.3	44.7	58.9	63.6	64.5

図表 38 「米類」指数、前年同月比

(3) 平均消費者物価指数（電気代）

前述の「2024年(令和6年)平均消費者物価指数の動向」によると以下のとおりである（甲 A19）。

電気代について、政府は、2023年1月使用分（2月検針分）から2024年5月使用分までは「電気・ガス価格激変緩和対策事業 ※1」を実施し、2024年8月使用分から10月使用分までは「酷暑乗り切り緊急支援 ※2」を実施した。気候変動が急速に進み、エアコンの使用が必須となる現代においては、政策なしに電気代を減らすことはでき

ない状況にある。政策による電気・都市ガス料金の値引きが、物価指数に一時的要因による変動をもたらしたが、以下のとおり、政策の影響を除いた試算値が公表されている。

※1 エネルギー価格の高騰により厳しい状況にある家庭や企業の負担を軽減するため、電気・都市ガスの小売事業者等を通じて値引きを行う事業。

※2 酷暑を乗り切るための緊急支援として、電気・都市ガスの小売事業者等を通じて値引きを行う事業。

	電気代		
	前年同月比 (%) (公表値)	政策の 影響を除いた 前年同月比 (%) [試算値]	政策の影響 (%ポイント) [試算値]
2024年 1月	-21.0	-11.6	-9.5
2月	-2.5	9.1	-11.7
3月	-1.0	10.8	-11.8
4月	-1.1	10.7	-11.8
5月	14.7	27.4	-12.7
6月	13.4	19.6	-6.2
7月	22.3	-	-
8月	26.2	-	-
9月	15.2	30.3	-15.1
10月	4.0	17.5	-13.5
11月	9.9	18.5	-8.5
12月	18.7	-	-

※ 端数処理により、試算値の合計が公表値と一致しない場合がある。

図表 39 電気代指数の前年同月比に対する影響

当該政策が行われている5月、6月、9月の「政策を除いた前年同月比」は、27.4%、19.6%、30.3%であり、当該政策が行われていない7月、8月は、「前年同月比」が22.3%、26.2%となっている。つま

り、熱中症の多い5月から9月にかけて、電気代が前年より実に20%から30%も上がったことになる。このような電気代上昇の主たる原因は、電気使用量の増加にあり、国民が日常的にエアコンの使用を余儀なくされていることがわかる。

8 子どもの生活への影響

国立研究開発法人国立成育医療研究センターによると、子どもは熱中症になりやすいと考えられており、その原因としては、大人と比べ体温調整機能が未発達であること、体重に比べて体の表面積が広く気温など周囲の環境の影響を受けやすいこと、身長が低く地面からの照り返しの影響を強く受けること、身体に異変が起きても気づかず体調変化を訴えられないことなどが挙げられている¹⁹。

このような子どもの特性を受け、子ども家庭庁は、関係機関等と連携し、「こどもの熱中症」に関する予防法・対策法・留意点等について情報を取りまとめ、ホームページで公表している。また、消費者庁も、「子ども安全メール」（現「みんなの消費安全ナビ」）にて、子どもの熱中症対策を呼びかけ、注意喚起を促している。

子どもの学校生活について、2021年、文部科学省は「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を公表し（甲 A20）、①熱中症の基礎知識、②環境条件等を踏まえたリスク評価、③暑さ指数（WBGT）を用いた活動基準の設定、④水分、休憩等の予防措置、⑤体調不良者発見時の応急対応と救急搬送、⑥保護者との連携体制等について、学校が自主的に熱中症対策を計画・実施する際の基本的な考え方と具体的手順等を示した。教職員や生徒への教育・啓発を通じて、熱中症への理解と

19

<https://www.ncchd.go.jp/hospital/sickness/children/heatstroke.html>
<https://www.ncchd.go.jp/hospital/sickness/children/heatstroke.html>

行動を定着させ、学校全体で安全な学習・運動環境を整えることを促している。

また、同省は2025年5月8日、「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」を発出し、ホームページでは、「児童生徒等の熱中症事故を防ぐためには、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずること、暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること、児童生徒等へ事故防止に関して指導すること等が重要であり、こうした点も含め各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知します。」と呼びかけ、さらなる注意喚起を行った²⁰。

学校側は、子どもの特殊性やかかる注意喚起を踏まえ、子どもの熱中症対策を講じなければならない。千葉県船橋市では、「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」として以下の表を公表しているが（甲 A21）、かかる基準は、過去に比べ、子どもたちの活動を著しく制約することになる。

学校における暑さ指数（WBGT）に応じた対応一覧			
暑さ指数（WBGT）	熱中症予防運動指針	学校での対応	
		空調が整備されていない	空調が整備されている
35℃以上	いのちを守る行動を取る	活動中止（実測値にかかわらず中止する）	
34℃・33℃	運動中止	活動中止	
32℃ ・ 31℃	運動は原則中止	活動は原則中止	
	※特別の場合以外は中止する。特に子供の場合は中止すべき。	※特別の場合の条件（学校判断で屋内外活動を行う場合） ●各学校の随時測定結果が暑さ指数33℃未満である。 ●下記の5つの条件を確認し、活動実施の可否を判断する。 ①一時救命処置かつ熱中症対処に詳しいものがある ②救護所の設置 ③救急体制の確保 ④空調の効いた部屋の確保 ⑤管理職の許可 ●活動中に33℃以上を超えたときは、活動を中止する。	
30℃ ～ 28℃	厳重警戒（激しい運動は中止）	活動中に31℃以上を超えた場合、上記の ※特別の場合の条件 を確認し、活動継続の可否を判断する。	

★★ 空調が整備されている場所 ★★
 空調が整備されている場所については、活動場所の暑さ指数（実測値）を計測し、その数値を基に、上記の対応一覧の暑さ指数に当てはめて対応します。

学校は、上記の対応一覧を基準とするが、児童生徒の状況からより厳しい対応が必要な場合は、学校独自で基準を定め、児童生徒の安全に配慮します。

20

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00039.htm
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00039.htm

図表 40 学校における暑さ指数に応じた対応一覧

実際に、子どもたちの様々な活動が制約されたり、危険にさらされた例として、三重県気候変動適応センターは以下の事例を公表している。

- ① 松坂市立白天小学校では、連日の猛暑による教室内の温度の高さが理由で、夏休み直前の 2018 年 7 月 19 日と 20 日の午後の授業が急遽中止となった（甲 A22）。
- ② 猛暑の被害を避けるため、かつて 10 月に開催されていた運動会について、松坂市内の半数ほどの小学校では、春に運動会を開催するよう時期の変更を余儀なくされた（同）。
- ③ 松坂市の学校は、「夏の暑さ以外にも、強い台風や局所的な豪雨の発生、川の急な増水などが心配です。児童の登下校のことを考えると、どのタイミングで学校と家を行き来させるのが最善か、難しい判断を強いられることが多くなっているように感じます。」と述べている（同）。
- ④ 名張市の市民プールでは、2018 年、プールの気温と水温が異常に高くなったことから、午後の半日が 9 回も利用中止となった。2019 年も 10 回の利用中止となっており、7 月 31 日から 8 月 17 日の間で、午前午後ともに営業できたのは、わずか 4 日間だけであった（甲 A23）。

過去には子どもたちが当たり前のように経験できていた屋外活動及び屋内活動が、近年では大きく制限されており、子どもたちが成長するための様々な機会が奪われていることが分かる。

第 2 日本の気候変動将来予測

気候変動は、将来において生じうる現象ではなく、すでに進行して

いる現象である。ここでは、気温や海水温・海水位、降雪量、台風等に関して、文部科学省及び気象庁の調査したデータ等を示しながら、今後、有効な対策をとらない場合に、いかなる社会が待ち受けるのかを明らかにする。

1 気温上昇

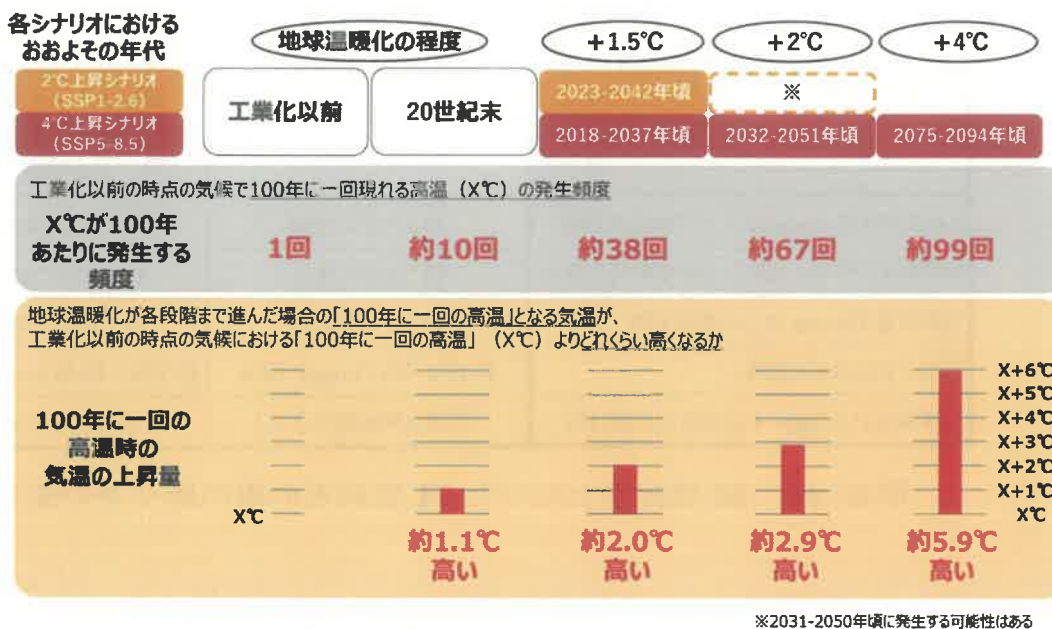
日本において、都市化の影響が小さいとみられる気象庁の 15 観測地点で観測された平均気温の長期的な上昇傾向が確認されている。これらの観測地点における平均気温は、工業化以前のものと比べて約 1.40℃上昇しており、その上昇率は世界平均を上回っている（甲 A8【56 頁】）。

2081～2100 年の平均における世界の年平均気温は、1986～2005 年の平均と比べて、2℃上昇シナリオ（パリ協定の 2℃目標が達成された世界で生じ得る気候の状態に相当する）で約 1.1℃、4℃上昇シナリオ（同じく 4℃目標が達成された状態に相当）で約 3.7℃上昇すると予測される（甲 A8【74 頁】）。

これに対して、日本の年平均気温変化の全国平均は、2℃上昇シナリオで約 1.4℃上昇、4℃上昇シナリオで約 4.5℃上昇と予測されており、日本の気温上昇幅は世界平均よりも大きいものとなっている。

加えて、工業化以前での気候条件では、100 年に 1 回程度であった極端な高温現象は、20 世紀末で 100 年に約 10 回発生する水準に増加している。今後、地球温暖化がさらに進行すれば、極端な高温の発生頻度は一層増加するとともに、その際の気温自体もより高温化すると予想されている（甲 A8 の 2【33 頁】）。

このように、日本においては、将来、世界平均を上回る形で気温上昇が進行し、夏季における極端な高温の常態化や、冬季の高温化が進むことが想定されている。



図表 41 100年に一回の極端な高温の発生頻度と強度の変化

2 降水量

日本国内では、すでに極端な大雨の発生頻度及び降水量の増加が観測されているが、将来予測においても、2°C 上昇シナリオ、4°C 上昇シナリオいずれにおいて、

- ① 1日の降水量が100mmの年間日数
- ② 3時間降水量が100mm以上の年間発生日数
- ③ 1時間降水量が50mm以上の年間発生日数

となる事象は、1980～1999年の平均と比べ、2076～2095年では以下のように大幅に増加すると予測されている（甲A8の2【40頁】）。

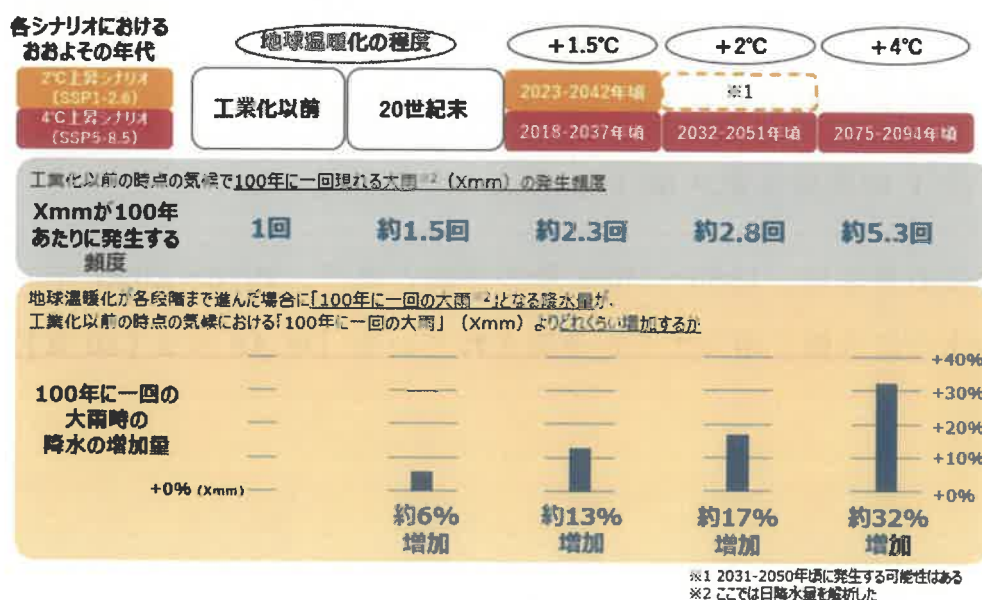
表 5-2.1 20 世紀末（1980～1999 年の平均）と比べて
21 世紀末（2076～2095 年の平均）の雨の降り方の変化（いずれも全国平均）

	2°C 上昇シナリオ (RCP2.6) での予測	4°C 上昇シナリオ (RCP8.5) での予測
1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数	約 1.8 倍に増加	約 3.0 倍に増加
3 時間降水量 100 mm 以上の年間発生回数	約 1.8 倍に増加	約 3.0 倍に増加
日降水量 100 mm 以上の年間日数	約 1.2 倍に増加	約 1.4 倍に増加
年最大日降水量の変化	約 12% (約 13 mm) 増加	約 27% (約 28 mm) 増加
日降水量が 1.0 mm 未満の日の年間日数	(明確な変化傾向なし)	約 9.1 日増加

図表 42 20 世紀末と比べて 21 世紀末の雨の降り方の変化

さらに、極端な大雨は、今後地球温暖化が更に進行した場合、世界平均地表気温が工業化以前と比べて 1.5°C 上昇した場合には約 2.3 倍、2°C 上昇時には約 2.8 倍、4°C 上昇時には約 5.3 倍まで発生頻度が増加すると予測される。

また、100 年に一回の極端な大雨時の日降水量についても、全国平均で 1.5°C 上昇時には約 13%、2°C 上昇時には約 17%、4°C 上昇時には約 32% 増加すると予測される（甲 A8 の 2【41 頁】）。



図表 43 100 年に一回の極端な大雨の発生頻度と強度の変化

以上に述べたように、将来的には極端な降水現象の発生頻度及び雨量の双方が増加することが見込まれており、洪水及び土砂災害が発生するリスクや予期しえない規模の災害が発生するリスクが高まることが予測される。

3 降雪量

(1) 2025年時点までの傾向

気象庁の日本海側の観測地点で観測された1962年以降の積雪データは、以下のとおりである（甲A8の2【49頁】）。

表 6-1.) 日本海側各地域の観測地点

地域	観測地点
北日本 日本海側	種内、留萌、旭川、札幌、岩見沢、寿都、江差、倶知安、苫松、 青森 、秋田、山形
東日本 日本海側	輪島、相川、新潟、富山、高田、福井、敦賀
西日本 日本海側	西郷、松江、米子、鳥取、豊岡、彦根、下関、福岡、大分、長崎、熊本

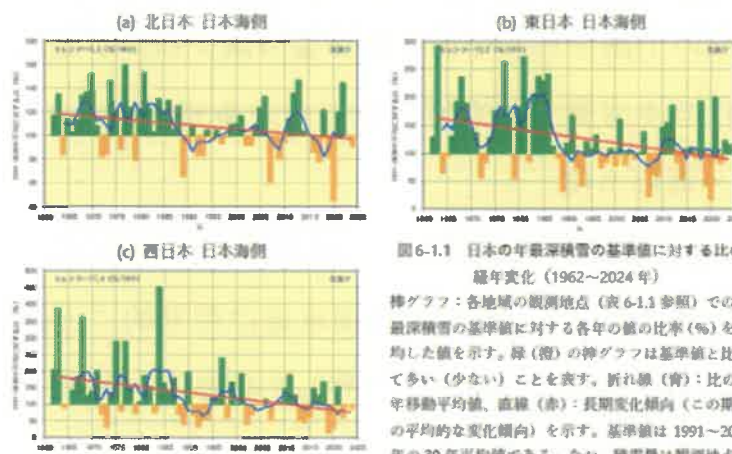


図 6-1.1 日本の年最大積雪の基準値に対する比の経年変化（1962～2024年）
棒グラフ：各地域の観測地点（表 6-1.1 参照）での年最大積雪の基準値に対する各年の値の比率（%）を平均した値を示す。線（青）の棒グラフは基準値と比べて多い（少ない）ことを表す。折れ線（青）：比の 5 年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す。基準値は 1991～2020 年の 30 年平均値である。なお、積雪量は観測地点ごとの差が大きいため、それぞれの地域において基準値に対する差ではなく比を平均している。各地域の具体的な範囲は詳細編図 1.4.5 を参照のこと。

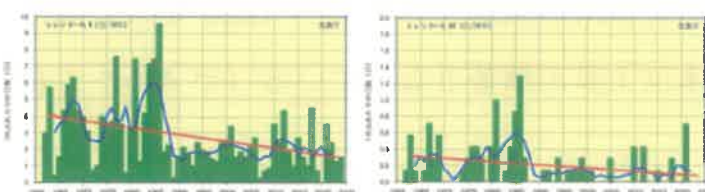


図 6-1.2 東日本日本海側における日降雪量 20 cm 以上、50 cm 以上の年間日数の経年変化（1962～2024年）

東日本日本海側について、左が日降雪量 20 cm 以上、右が日降雪量 50 cm 以上の日数を示す。棒グラフ：東日本日本海側の観測地点（表 6-1.1 参照）での各年の日数を平均した値（1 地点当たりの日数）、折れ線（青）：5 年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す。

図表 44 東日本海側における日降雪量 20cm 以上、
50cm 以上の年間日数の経年変化（1962～2024 年）

地域ごとに平均した年最深積雪は減少傾向にある。

また、東日本の日本海側と西日本の日本海側では、1 日の積雪量が 20 cm 以上となる年間日数についても減少がみられる。

（2）予測される傾向

2°C 上昇シナリオによれば、2076～2095 年の平均における年最深積雪及び降雪量は、1980～1999 年の平均と比べて、本州以南の地域で減少し、全国平均でいずれも 30% 程度減少するとされている。4°C 上昇シナリオでは、全国的に減少し、減少量はいずれも全国平均で 60% 程度に達すると予測されている。

これらの予測から、今後も降雪量の減少傾向が継続し、今世紀末には、冬に日本海側ですら雪が降らない事態となることが想定される。

4 海水温・海面水位

（1）2025 年時点までの傾向

日本近海において、年平均海面水温は長期的に上昇しており、2024 年までの 100 年間で 1.33°C 上昇している。これは、世界平均の上昇率の 2 倍を超えている。

また、以下のグラフによれば、日本沿岸の平均海面水位についても、長期的な上昇傾向が確認されており 1980 年代以降は、地球温暖化による海面水位上昇が顕著となっている（甲 A8 の 2【61 頁】）。

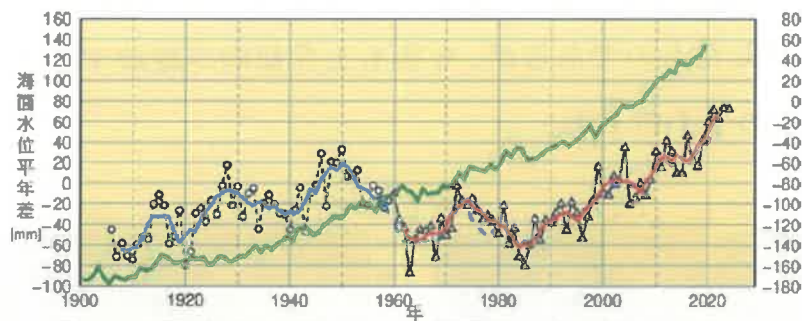


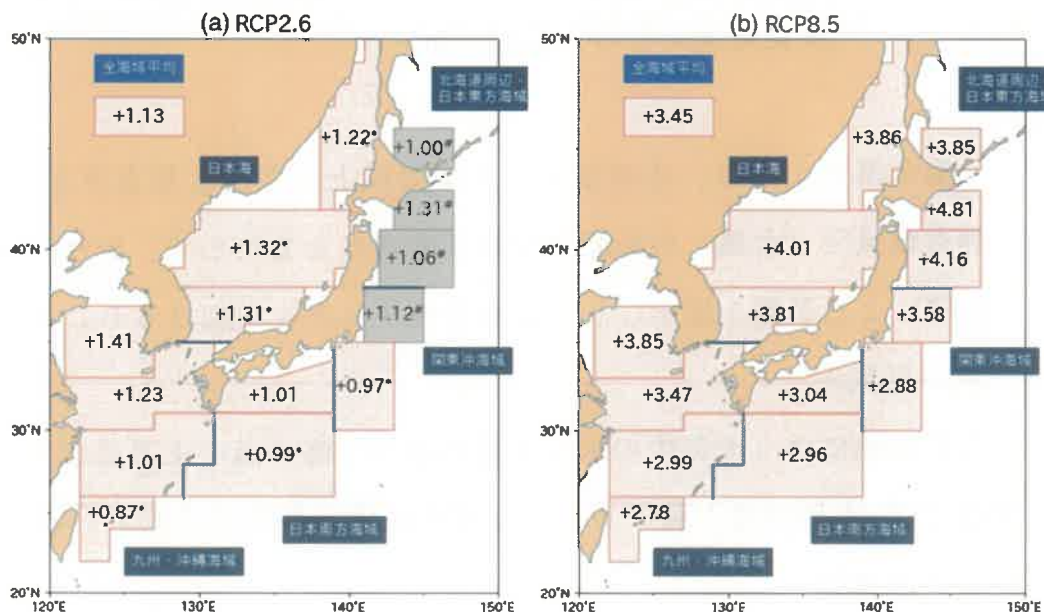
図 9-1.1 全国 4 地点又は 16 地点の日本沿岸の海面水位の推移 (1906~2024 年)

○ (青実線) は日本沿岸 4 地点の平均水位 (その 5 年移動平均値)、△ (赤実線) はその 4 地点を含む統計 16 地点の平均水位 (その 5 年移動平均値) を示す (いずれも縦軸の目盛は図の左側)。比較として、世界平均水位を緑線で示す (縦軸の目盛は図の右側)。いずれも、1991~2020 年の平均値との差 (平年差)。青破線は 4 地点平均の平年差の 5 年移動平均値を後半の期間について示したものである。日本沿岸の観測地点については、詳細編図 9.2.1 を参照のこと。世界平均水位のデータは豪州連邦科学産業研究機構 (CSIRO) 気候科学センターの世界平均解析値である。

図表 45 日本沿岸の海面水位の推移 (1906~2024 年)

(2) 将来的な予測

2°C 上昇シナリオ (図表 46 左) と 4°C 上昇シナリオ (同右) のいずれにおいても、日本近海の海水温は、海域差はあるものの、約 1~5°C 程度の水温上昇が見込まれる (甲 A8 の 2【59 頁】)。



図表 46 21 世紀末の日本近海の海域平均海面水温の 20 世紀末からの上昇幅 (単位: °C)

以下の図は、2℃シナリオ（左）と4℃シナリオ（右）における海面水位上昇幅を示したものであるが、今後も上昇傾向が継続すると予想されている（甲 A8 の 2【63 頁】）。

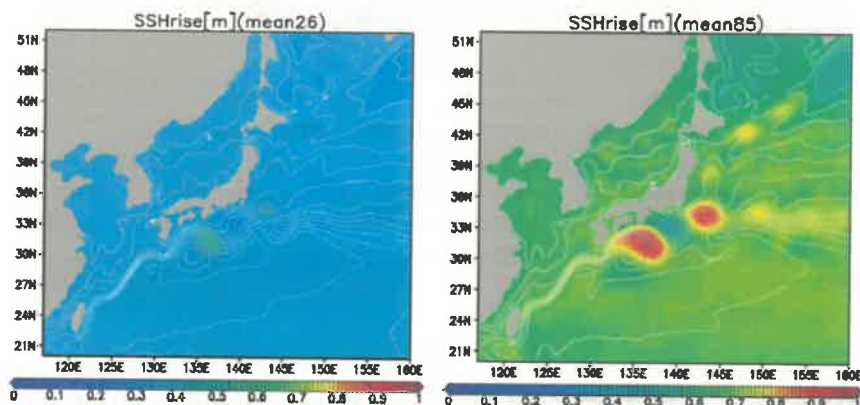


図9-2.2 21世紀末における日本近海の海面水位（年平均）の20世紀末からの上昇幅（m）

左図は2℃上昇シナリオ（RCP2.6）、右図は4℃上昇シナリオ（RCP8.5）による予測を示す。等値線はそれぞれの将来気候における海面水位分布を示す。

将来予測の海面水位の算出方法は、日本域海洋予測データの力学的海面高度（全球平均で0m）に、陸水の融解や海水の熱膨張等の影響（各シナリオでの全球平均海面水位上昇量）を加えて、その海域の海面水位としている。

図表 47 21世紀末における日本近海の海面水位（年平均）の20世紀末からの上昇幅（m）

海水温の上昇は、水産業にこれまで以上に深刻な被害を生じさせ、熱帯低気圧（台風）の頻度及び強度の増大をもたらす。また、高潮や高波による影響を底上げし、浸水災害リスクを増加させることになる。

5 熱帯低気圧

気候変動に伴う大気中の水蒸気量の増加や海水温の上昇により、日本付近では、台風強度が強まるという研究結果が多数示されている（甲 A8 の 2【55 頁】）。

個々の台風に伴う降水も、将来増加すると予測されている（甲 A8 の 2【55 頁】）。

台風に伴って発達する積乱雲の下では、落雷、ひょう及び竜巻などの

激しい気象現象もしばしば発生するところ、台風の強度が増加すれば、それら激しい現象が発生するリスクも増加すると考えられる。

さらに、熱帯低気圧の強度と頻度の高まり、平均海面水位の上昇により、高潮被害の拡大が予測されている（甲 A8 の 2【69 頁】）。

日本においては、三大湾における高潮に大きな変化が予想され、大阪湾では、2020 年から 2050 年までに、可能最大高潮が約 0.5m 増加すると予測されている。

6 小括

現在においても、気温は上がり続け、気候変動に伴う災害は増加の一途をたどっている。農業などの一次産業は深刻な打撃を受け、それによって国民の食生活にも暗い影を落としている。かつては当たり前のように屋外で走り回った子どもたちは、屋内で過ごすことを強いられ、健全な成長を妨げられている。

しかし、科学的知見に基づく将来予測をみると、気候変動の進行による破滅的な未来が待ち受けていることが確実である。しかも、これらの予測は気候変動の影響のごく一部に過ぎない。生物多様性の喪失、感染症の拡大など気候変動の影響は地球の隅々にまで及び、人類がこの地球で生きていくことが困難な状況が現に進行しつつあるのである。

第3 被侵害利益

気候変動は今やすべての人々がその影響を実感するところまで進行し、具体的な被害として顕在化している。さらに、今後もその被害は深刻化していくことが確実である。それらの影響や被害は、単に生活上の不都合を招くにとどまらず、重大かつ深刻な人権侵害を生じさせているのである。

「気候変動は人権問題である」

私たちは、このことをしっかりと認識しなければならない。

1 現に侵害される権利

(1) 生命・健康

ア 生命・健康についての権利

(ア) 憲法上の保障

国民の生命及び身体の安全、並びに健康を享受・保持する権利（以下「生命・健康についての権利」という）は、日本国憲法 13 条により保障される人格権の核心をなす最も基本的な権利である。生命・健康は、人が生活していく上ですべての基盤になるものであるから、あらゆる人権の中でも最大の価値を有することは当然といえる。

(イ) 国際人権法上の保障

市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という）6 条 1 項は、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する」と規定し、生命に対する権利を保障する。

自由権規約の条約機関である自由権規約委員会は、自由権規約の解釈指針となる一般的意見を公表している。同委員会は、生命に対する権利に関する一般的意見 36・パラグラフ 62 において、現在及び将来の世代が生命に対する権利を享受する可能性に対して、気候変動が「ある種の最も緊急で深刻な脅威となっている。それゆえ、国際環境法の下での締約国の義務は、規約第 6 条の趣旨を充たさなければならない」と述べた。

また、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 12 条 1 項は、「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」と規定し、健康を享受する権利を保障する。

イ 権利侵害

日本の年平均気温は、前述のとおり、少なくとも 1900 年以降、確実に上昇しており、特に 2023 年から 2025 年までここ 3 年間、1898 年の統計開始以降の記録を更新し続けている。

このような気温上昇に対応して、熱中症対策が盛んに呼びかけられ、実際に学校や職場、また個人において様々な対策が講じられているにもかかわらず、国民の健康及び生命に重大な被害が発生している。本章第 1 の 4 で示した通り、熱中症による救急搬送は、2021 年には 2355 件だったが、年々増え続け 2024 年には 11503 件と 5 倍近くにまで増えている。同様に死亡者数は、2024 年に、初めて 2000 人を超え、過去最多の 2160 人となり、1995 年から 30 年余りで、熱中症の死亡者数は約 6 倍となるなど増加の一途をたどっている。

さらには、同じく本章第 1 の 3 で述べた通り、気候変動による極端な大雨の発生頻度及び強度が増加していることから土砂災害による被害も、例えば 1982～2023 年の平均発生件数 1108 件に対して、直近 10 年である 2014～2023 年では約 1.4 倍に増えている。これによって、財産のみならず、生命・健康に対する被害も発生している。

これらの事実からすれば、気候変動によって国民の生命・健康についての権利が侵害されており、それが年々深刻化していることに疑いの余地はない。

(2) 成長発達権

ア 子どもの権利

1989 年 11 月 20 日、児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）が国連総会で採択され、日本も 1994 年 4 月 22 日に批准し、現在の締約国・地域は 196 となっている。同条約は、子ども（18

歳未満の人) が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にし、子どもが大人と同じように有している様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な、子どもの性質に応じた権利を認める。生きる権利及び成長する権利(条約 6 条)、暴力から守られる権利(条約 19 条)、健康を享受する権利(条約 24 条)、教育を受ける権利(条約 28 条)、遊ぶ権利(条約 31 条)など、世界のどこで生まれても子どもたちが当然有している様々な権利が明示的に定められている。日本を含む締約国は、「この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる」義務がある。

これらの子どもの権利は、日本国憲法上も、人格権、幸福追求権(13 条)、表現の自由(21 条)、生存権(25 条)、教育権(26 条)などに基礎付けられるものであり、日本国憲法上も子どもは固有の権利享有主体として十分に尊重されなければならない。

2023 年 6 月にはこども基本法が制定され、2024 年 4 月に施行されている。こども基本法は基本理念として、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」(同法 3 条 1 号)、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の内容にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」(同 2 号)などを謳っている。

以上のような、子どもが心身ともに健やかに成長・発達する権利を「成長発達権」と呼ぶこととする。

イ 権利侵害

本章第1の8でも述べたとおり、気候変動は、子どもの生活態様に重大な変化をもたらしている。

子どもは、気温上昇による熱中症リスクが高く、気候変動が与える生命身体に対する侵害の度合いは成人に比して高いとされる。

さらに、気候変動により、夏季は公園での遊びや学校でのプール指導、部活動等、屋外での活動等が著しく制約されるとともに、冬季も降雪の減少で、これまで楽しめていたスキー、スケート等のスポーツ、レジャーが楽しめなくなるなど、子どもの家庭や学校での生活態様は大きな変化が生じている。

子どもは多種多様な活動の中から、身体能力を向上させ、知的好奇心や探求心を高めて知的能力の成長の機会を得る。また、遊ぶことは、協調性、コミュニケーション能力、共感力などを養い社会性を向上させるなど、子どもの健全な成長に欠かせない要素となっている。さらにいうまでもないが、学校での野外教育や部活動等の多様な活動は子どもの成長のために重要な役割を果たす。

しかし、気候変動による前述のような生活様式の変化は、子どもが体験できる遊びや学びの機会を喪失させることによって、成長発達権を侵害している。

ウ 将来世代の権利

気候変動において、特に考慮すべきは、早急かつ効果的な対処をしなければ、将来世代は、さらに重大かつ深刻な被害を被ることが確実であるという点である。これから生まれてくる子どもたちは、現在の子どもたち以上に深刻な権利侵害に直面することになる（第2章 第2の2参照）。

従来 of 司法においては、このような将来世代の権利・利益を直接

的に保護できる仕組みはなかった。しかしながら、今後加速度的に被害が拡大していくおそれのある気候変動問題を考えるにあたっては、世代間衡平や将来世代の権利・利益を看過することはできないのであり、このことは司法判断においても同様である。

憲法も、11条の後段において「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とし、97条でも同じく「現在及び将来の国民に対し」人権を保障する旨、宣言している。

したがって、本件においても、今まだ生まれていない将来世代の権利・利益についても、十分に考慮されなければならない。

(3) 営業の自由侵害

ア 営業の自由

憲法 22 条 1 項が保障する職業選択の自由は、自己の従事する職業を決定する自由を意味するとともに、自己の選択した職業を遂行する自由、すなわち営業の自由もこれに含まれる。

イ 権利侵害

本章第 1 の 6 でも述べた通り、気候変動による農林水産業への影響はきわめて深刻である。

農業では、多くの作物について、約半分の地域で着果不良等が発生している。畜産分野でも約 3 分の 1 程度の地域で乳量の低下等の悪影響が生じている。

水産業においては、平均海面水温の上昇によりサンマ、スルメイカ、サケの漁獲量が減り続け、約 10 年で 5 分の 1 以下にまで減少する等、その影響は深刻である。

また、林業においても、気候変動による森林の衰退、病害や風害の増加等が報告されている。

これら第一次産業にとどまらず、スキー場の雪不足、猛暑による観光客の減少、サンゴ礁の白化など、特定の気候条件や豊かな自然環境を経営資源とする特定の産業に従事する者に対し、その事業の前提が根底から覆されるような態様での直接的かつ重大・深刻な経済的被害をもたらしている。

これらの被害は、単なる一時的な減収に留まらず、長年培ってきた知見・技術や悠久の時を経て形作られ守られてきた自然資本など、事業の基盤そのものを破壊し、それらを活かした生業の継続・生計の維持そのものを不可能ならしめるものであり、営業の自由に対する看過し得ない侵害である。

(4) 財産権侵害

ア 財産権

憲法 29 条 1 項は、国民の財産権を保障している。個人の経済的基盤の保障を通じて、その生存と幸福追求を可能にするものであり、重要な基本的人権である。

イ 権利侵害

(ア) 農林水産業

本章第 1 の 6 で述べた通り、気候変動により農林水産業は大きな打撃を受けており、収穫の減少に伴って収益も減少している。気候変動が農林水産業に従事する人々の財産権を侵害していることに争いの余地はない。

(イ) 生活費

本章第 1 の 7 でも述べたとおり、気候変動により生鮮野菜をはじめとする食料品の価格は高騰し、エアコンの使用時間が増えること等によって電気代も上昇している。また、北海道等、これまでエアコンを必要としなかった地域でも、猛暑によってエアコン

の購入を強いられる人々が増えている。

これらはいずれも、生きていくために必要不可欠な支出であり、気候変動による財産権の侵害にほかならない。

(5) 環境権侵害

ア 環境権

(ア) 日本における議論

1970年、国際社会科学評議会と日本学術会議が東京で開催したシンポジウムにおいて、「とりわけ重要なのは、人たるもの誰もが、健康や福祉を侵す要因にわざわざされない環境を享受する権利と、将来の世代へ現在の世代が残すべき遺産であるところの自然美を含めた自然資源にあずかる権利とを基本的人権の一種としてもつという原則を、法体系の中に確立するよう、われわれが要請することである」とされ、環境権論の議論が始まった。大久保規子大阪大学教授は、「この提言は、①環境権を基本的人権として捉え、②健康・福祉に関する権利と自然に関する権利の両方を含み、③現代世代と将来世代の世代間衡平を考慮しているという点で、革新的な内容を含んでいた」と述べる（甲 B23【22～23頁】）。

その後、憲法13条及び25条を根拠として、主に「良好な環境を享受し、これを支配する権利」と定義される環境権が提唱され、大阪空港訴訟、豊前火力発電所訴訟等、環境権を根拠として差止めを求める訴訟が提起されたが、現在に至るまで、環境権の範囲、主体等が不明確であること等を理由として、裁判所はこれを認めていない。

しかし、同教授は、人格権としての身体権の一環として、生存・健康を損なうことのない水を確保する権利と共に、人格権の一種

としての平穩生活権の一環として、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利を認めた裁判例や（仙台地決平成4・2・28判時1429号109頁等）、景観利益を法律上保護に値する利益と認めた国立景観訴訟最高裁判決（最判平成18・3・20民集60巻3号948頁）を引きつつ、「人格権を通じた環境利益の保護範囲の拡大は日本の大きな特徴であり、伝統的な人権の拡大により、環境利益の保護を図ろうとするヨーロッパ人権裁判所の判例の発展と軌を一にするものである。また、これらの利益は、国によっては、環境権の一部と捉えられているものであり、その意味で、日本の人格権は、環境権の機能を部分的に代替しているといえる」と述べる（同【23～24頁】）。

（イ）海外での議論

環境権は、1960年代にアメリカで提唱され、1972年ストックホルムで開かれた国連人間環境会議において、人間環境宣言が採択されたことをきっかけに世界的に認識されるようになった。その宣言の中で「自然のままの環境と人によって作られた環境は、共に人間の福祉、基本的人権ひいては、生存権そのものの享受のため基本的に重要である」、「人は、尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等及び将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を負う」とされ、一定レベルの環境の中で生活することが基本的権利であるとされた。

その後、1976年にポルトガルが最初に憲法に環境権規定を導入し、70年代には4か国、80年代に13か国、90年代に47か国、2000年代に23か国が続いた。現在では、国連加盟国193か国のうち80%以上にあたる156か国が環境権を認めるに至っている

(同【23頁】)。

本 ICJ 勧告的意見でも、次のように述べられている。

「以上のことから、当裁判所は、清浄で健康的かつ持続可能な環境は、生命への権利、健康への権利、水・食料・住居へのアクセスを含む適切な生活水準への権利など、多くの基本的人権を享受するための前提条件であるとの見解である。

清浄で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利は、人権と環境保護との相互依存関係から生じる。したがって、人権条約の締約国がこれらの権利の効果的な享受を保障する義務を負っている限り、清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する権利を人権として保障することなくして、これらの義務を果たすことは困難であると考えられる。清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する人権は、他の人権の享有に内在するものである。

よって、当裁判所は、国際法上、清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する人権は、他の人権の享受に不可欠であると結論づける」(パラグラフ 393)

2022年7月の国連総会決議では、環境権を人権として認めることが賛成161票、棄権8票、反対0票で採択されたが、この時に日本は賛成票を投じている。

以上より、日本においても、**清浄で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利としての環境権**が基本的人権として保障されるべきである。

イ 権利侵害

これまで述べてきた通り、気候変動により、熱中症による生命・健康が害され、豪雨による土砂災害等によって多くの被害が発生している。また、農水産業も深刻な影響を受け、物価が高騰し、子ども

もたちは成長発達権を侵害されている。

かかる事実から、人々の環境権が現に侵害されていることは明らかである。

2 平穩生活権

(1) はじめに

ア 人格権から生じた平穩生活権

各人の人格に本質的な生命、身体、健康、精神、自由、氏名、名誉、肖像及び生活等に関する利益の総体は広く人格権と呼ばれ、私法上の権利として古くから認められてきた（『憲法 第三版』（芦部信喜）【119頁】）。その根拠は憲法 13 条に求められると同時に、これを具体化し実現するには、公権力による積極的な施策が必要となる場合があるから、社会権としての性格をも有する。したがって、憲法 25 条も人格権の根拠となろう。

その人格権に基づく法律上保護される権利として、平穩生活権という概念も確立されており、近時の裁判例においても「平穩安全な生活を営むことは、人格的利益というべきであって、その侵害は、危惧感などの主観的かつ抽象的な形ではなく、騒音、振動、悪臭などによって生ずる生活妨害という客観的かつ具体的な形で表れるものであるから、人格権の一種として平穩安全な生活を営む権利（以下、『平穩生活権』という）が実定法上の権利として認められるのが相当である」との一般論を展開するものがある（横浜地横須賀支判平 20・5・12 訟月 55 卷 5 号 2003 頁）。

また、原告らの請求を退けながらも、**生命・身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として、不快感等の精神的苦痛だけでなく、平穩な生活を侵害していると評価される場合には、人格権の一種としての平穩生活権の侵害として差止請求権が生じることを判示**

したものもある(千葉地判平成19年1月31日判時1988号66頁)。

このように憲法に根拠を有する人格権の一内容として、平穩生活権という人権が定着している。

イ 包括的生活利益としての平穩生活権

淡路剛久教授は、「従来、『平穩生活権』は二つの場合に用いられてきた。一つは、騒音被害事件や嫌忌施設による生活妨害事件のように、精神的平穩が侵害される場合であり、その被侵害利益は、主として精神的な人格権である。もう一つは、廃棄物処分場や遺伝子組み替え施設などから人体に有害な汚染水や病原体が流出し、生命・身体に被害を受けるのではないかという深刻な恐れ・危惧による人格的侵害のような場合であり、その被侵害利益は身体的な人格権(身体権)に接続(直結)した平穩生活権である」と述べる。そして、後者について、「第一に、『単なる不安感や危惧感ではなく、**生命・身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として深刻な危機感や不安感となって、精神的平穩や生活を侵害していると評価される場合には、人格権の一つとしての平穩生活権の侵害**』となる。第二に、『平穩生活権は、生命、身体を法的保護の対象とする身体権そのものではないが、生命、身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる危険感、不安感によって精神的平穩や平穩な生活を侵害されない権利、すなわち、**身体権に直結した精神的な人格権であるから、身体権に準じた重要性を有する**』・・本件原子力事故によって侵害された法益は、地域において平穩な日常生活をおくることができる生活利益そのものであることから、生存権、身体的・精神的な人格権—そこには身体権に接続した平穩生活権も含まれる—および財産権を包摂した『包括的生活利益としての平穩生活権』が侵害されたケースとして考えることとしたい」と述べる(甲 B24【22～23頁】)。

(2) 気候変動における平穩生活権

ア 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針

福島原発事故をめぐる原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第2次追補は、2012年1月以降の自主的避難等に係る損害について、「個別の事例又は類型によって・・・放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均人・一般人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とする」とした。中間指針は、いわば最低限の賠償枠組みを提示したものであり、裁判でそれを超える賠償がなされる可能性を折り込んだものである(甲B25【9～10頁】)。

そして、同事故による避難者らの損害賠償を求める多くの集団訴訟においては、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害が主張され、これを認める裁判例が現れている(前橋地判平成29年3月17日、福島地判平成29年10月10日判時356号3頁「生業訴訟判決」、東京地判平成30年3月16日「首都圏訴訟判決」など)。

イ 原発事故における平穩生活権

前橋地裁判決は、「平穩生活権は、人格権として様々な現れ方をするが、人格権が、個々人の個性を重視するものである以上、保護されるべき生活の平穩も多様なものとなり、さまざまな権利利益を包摂している」としたうえで、「原告らが平穩生活権が包摂する権利として挙げるもののうち、原子力発電に関わる放射性物質によって汚染されていない環境において生活し、放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穩に生活する利益・・・が、法律上保護される利益であることは・・・明らかである」と判示した。さらに、「通常人ないし一般人の見地に立った社会通念を基礎と

して・・・当該移転をしないことによって具体的な健康被害が生じることが科学的に確証されていることまでは必要ないものの、科学的知見やその他当該移転者の接した情報を踏まえ、健康被害について、単なる不安感や危惧感にとどまらない程度の危険を避けるために生活の本拠を移転したものとイえるかどうか**が重要**であると述べている。

また、「生業訴訟判決」では、「平穏な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関りにおいて人格を形成し、幸福を追求していくという、人の全人格的な生活（原告らのいう「日常の幸福追求による自己実現」）が広く含まれる」とされた（同【18頁】）。

ウ 気候享受権

以上より、何人も、生命・身体・財産を侵害されることなく平穏に生きる権利、すなわち平穏生活権を有している。

そして、安定した気候（具体的には 1.5℃目標の達成により維持される気候）が、各個人が健康で文化的な日常生活を営むための根源的かつ不可欠な基盤であり、人類の生存にとって欠くことのできないものであることに鑑みると、平穏生活権が包摂する権利には、**気候変動に伴う極端な高温や異常降水、災害、農作物の不作等により生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく安定した気候の下で平穏に生活する権利が含まれるのは当然である（かかる権利を以下「気候享受権」ということがある）。**気候変動によって権利侵害が発生する不安や恐怖が、通常人ないし一般人の社会通念を基礎として合理的と認められる場合には、その不安感は法的に保護されるべきであり、気候享受権の侵害として、損害賠償請求が認められなければならない。

(3) 平穩生活権侵害

ア 進行する権利侵害

これまで述べたとおり、気候変動はすでにきわめて深刻な状況となっており、それに伴い、生命・健康、営業権、財産権、子供の成長する権利等、重要な人権が現に侵害され、それは今この瞬間も刻々と進行している。

イ 科学的知見

すでに述べた IPCC による科学的知見を踏まえると、十分な対策を施さなかった場合、気候変動は確実に進行し、前述した通り、人の生存にとってきわめて危険な世界が現実のものとなることは確実といえる。

ウ 平穩生活権侵害

以上のとおり、**気候変動により現に様々な人権侵害が発生しており、また早急に深刻な危機感をもって気候変動対策を実施しなければ、事態は確実に進行し、人権侵害がさらに苛烈なものとなっていく具体的な危険性**があることは科学的知見によっても争いの余地はない。これらの事実からすれば、原告らが、十分に効果的な気候変動対策が講じられないことにより熱中症や災害、農作物の不作等によって生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことには、十分に客観的な合理的理由があることは明らかである。

また、気候変動問題の特殊性は、これらの被害は世界中のどこへ避難しても逃れることはできず、そのため人々は被害を軽減するために日常生活を変容させていくことを強いられるという点にある。平穩生活権に包摂される気候享受権の侵害は、精神的な被害にとどまらず、日常生活における自由そのものへの制約として顕在化しているのである。

今日現在においても、なお被告は気候変動問題に真摯に取り組む姿勢を見せていないことから、原告らの平穩生活権に対する侵害は深刻なものとなっている。

第5章 国の責任

第1 国の義務

憲法 25 条を挙げるまでもなく、国には、国民の人権を保護する義務がある。そして、これまで十分に論じた通り、気候変動は人権問題である。したがって、被告には、気候変動によって国民の人権が侵害されることのないよう対策を講じる義務がある。その義務の具体的な内容についても、今や以下の通り明らかになっている。

1 温室効果ガス排出削減義務

(1) パリ協定締約国の削減義務

気候変動の原因は、人間活動による温室効果ガスの累積排出量の増加であり、気候変動の影響を緩和するためには、温室効果ガスの排出量の削減が決定的に重要である。

これまでも詳述したとおり、気候変動への対応は国際的な協調が必要であり、1985 年のフィラハ会議以降、度重なる国際会議等により、各国の取組みの必要性・重要性が確認されてきた。当該国際会議の一つである COP21 において採択されたパリ協定において、温室効果ガスの排出削減に他の締約国と同様に日本も合意している。

そして、本 ICJ 勧告的意見により、パリ協定の締約国はパリ協定第 4 条 1 項に基づき緩和義務、すなわち温室効果ガス排出削減義務を負うことが明確になったのである（本 ICJ 勧告的意見パラグラフ 230 参照）。

(2) 1.5°C目標の国際合意

パリ協定 2 条 1 項(a)は、柱書で「この協定は…気候変動の脅威に対する世界全体による対応を、次のことによるものを含め、強化することを目的とする」とした上で、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 2 度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること」としている（なお、この数値目標は温対法にも取り込まれている）。

その上で、第 3 回 CMA (1.5°C目標に関する「グラスゴー気候合意」が合意された COP26 を含む) 及び第 5 回 CMA は、パリ協定 2 条の解釈に関する締約国間の実質的な合意を表明したものであり、条約法に関するウィーン条約 31 条 3 (a) の「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」に該当するため、**1.5°C目標がパリ協定の下で世界の平均気温上昇を抑制するために締約国が合意した主要な気温目標**に該当する。

この点、上記 2 つの CMA が、ウィーン条約 31 条 3 項 (a) の「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」に該当し、1.5°C目標が主要な気候目標であるとの考え方は、本 ICJ 勧告的意見パラグラフ 224 とも整合する。

よって、1.5°C目標は、遅くとも第 5 回 CMA が終了した 2023 年 12 月までに、パリ協定の下で世界の平均気温上昇を抑制するために締約国が合意した主要な気温目標とされた。

(3) 先進国の責任

気候変動枠組条約、京都議定書及びパリ協定のいずれにも含まれる

「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」は、各国の歴史的・現在の貢献、経済的・社会的発展を含む各国の現在の能力及び国情の違いを踏まえた上で、気候変動に関する義務の負担を公平に配分する必要を反映したものである。パリ協定においては、「各国の異なる事情に照らした」の文言が当該原則を修飾しているものの、当該原則の核心を変えるものではない。これらの内容は、本 ICJ 勧告的意見パラグラフ 148・179・226 とも整合する。

また、国際慣習法の下で、国家は環境に対する重大な損害を防止する義務、すなわちデュー・ディリジェンスをもって行動する義務を有し、デュー・ディリジェンスが求める行動の要素には各国がその能力に応じて適切かつ必要に応じた予防的な措置を講じることが含まれる。デュー・ディリジェンスの概念と「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」は関連しており、異なる締約国の NDC を評価する際には、累積的な温室効果ガスの排出量への歴史的寄与度等が評価基準となる。これらの内容は、本 ICJ 勧告的意見パラグラフ 132～139・247 とも整合する。

さらに、パリ協定 4 条 4 項は、「先進締約国は、経済全体にわたる排出の絶対量における削減目標に取り組むことによって、引き続き先頭に立つべきである」としている。

よって、気候変動枠組条約、京都議定書及びパリ協定にも規定される「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」、デュー・ディリジェンスの観点並びにパリ協定 4 条 4 項を踏まえ、先進国は、排出削減に関して、発展途上国と比べて、より重い責任を負う。

(4) 排出削減の水準

IPCC の直近の報告書である第 6 次評価報告書では、1.5°C 目標を追求するためには、温室効果ガスについて、世界全体で、2019 年比で

2030年までに43%削減、2035年までに60%削減、2040年までに69%削減が必要であることが確認された。この排出量削減の水準は、2023年のCOP28において、パリ協定の締約国間で確認されている。

この排出削減の水準は、国際的なコンセンサスとして確立しており、各国の具体的な排出削減の水準は当該数値から導かれる必要がある。

なお、第3章第2で述べたとおり、日本政府も2023年5月、COP28に先立つG7サミット的首脳コミュニケにおいて、第6次評価報告書が提起した2035年までの温室効果ガス60%削減の緊急性を受け止め、「我々は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)及びその第6次評価報告書(AR6)の最新の見解によって詳述された、気候変動の影響の加速及び激甚化に対する我々の強い懸念を強調し、その最新の見解を踏まえ、世界のGHG排出量を2019年比で2030年までに約43%、2035年までに約60%削減することの緊急性が高まっていることを強調する」旨述べている(甲B18)。

(5) 日本の温室効果ガス排出削減義務

上述のとおり、世界の平均気温上昇を抑制するために締約国が合意した主要な気温目標が1.5℃目標である以上、各国は1.5℃目標を達成可能とするための温室効果ガス排出削減義務を負う。

また、先進国は温室効果ガス排出削減について、発展途上国と比べてより重い削減義務を負う。

その上で、第6次評価報告書が示し、COP28によって確認された温室効果ガスの排出削減の水準は、2019年比で2030年までに43%削減、2035年までに60%削減、2040年までに69%削減するというものである。

以上より、先進国である日本は、1.5℃目標を達成するべく、少なくともこの水準を上回る温室効果ガス排出削減義務を負う。

2 人権に配慮した緩和策を講じる義務

気候変動が人権に及ぼす悪影響を考慮すると、人権の効果的な享有を保障するためには、国家は気候系及び他の環境の保護のための措置、とりわけ人権の保護に十分配慮した緩和措置を講じなければならない。以上は、本 ICJ 勧告的意見パラグラフ 403 においても述べられている。

その上で、具体的に人権の享有に及ぼす影響として、1.5°C 目標を達成するための実効的な気候変動対策、特に緩和策が取られなければ、原告らの平穏生活権が侵害される。

以上より、被告は、人権に配慮した実効的な緩和策を取らなければならないが、当該緩和策には少なくとも **1.5°C 目標の達成と整合する温室効果ガス排出削減義務**（以下「本件義務」という）が含まれる。

第2 違法性

1 NDC 及び温対計画

(1) 中長期目標の違法性

日本政府は、2025 年 2 月 18 日に NDC 及び温対計画（以下、併せて「本件計画」という）を決定、提出した（甲 B8）。本件計画は、同じ目的のもと、矛盾のない形で作成されているものと考えられる。

本件計画は、日本における温室効果ガス（GHG）の次期削減目標として、いずれも「2013 年比」で、2030 年度までに 46%削減、2035 年度までに 60%削減、2040 年度までに 73%削減、2050 年にネットゼロとすると定める。

しかし、IPCC 第 6 次評価報告書では、1.5°C 目標を達成するためには、世界全体の GHG 排出を、「2019 年比」で、2030 年までに 43%削減、2035 年までに 60%削減、2040 年までに 69%削減しなければならないとされているのである。

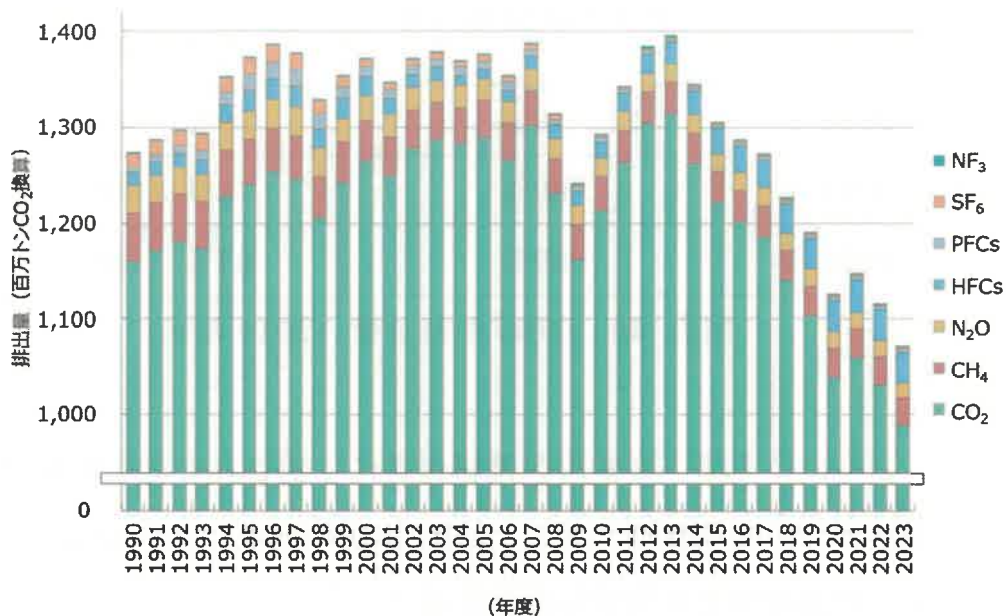


図 3 各温室効果ガスの排出量の推移

図表 48 各温室効果ガス排出量の推移²¹

2013年というのは、上のグラフからも明らかなおおり、福島原発事故後、日本の原子力発電がすべて停止し、火力発電所をフル稼働したことによって、GHG排出が史上最大となった年である（甲 A24）。被告が定めた本件計画は、GHGの削減割合の算定基準年をあえて排出量が最も多かった年に設定することによって、その目標が第6次評価報告書の削減目標水準を満たしているかのように見せる欺瞞的手法をとっているのである。被告の本件計画のGHG削減目標数値を「2019年比」に引き直した場合には、2030年度が2019年比39%削減、2035年度が2019年比52%削減、2040年度が2019年比67%削減となり、第6次評価報告書で示された、世界全体の削減目標を大きく下回るものとなっている。

²¹ <https://www.env.go.jp/content/000310279.pdf>

	第 6 次評価報告書	NDC・温対計画 (2013 年比)
2030 年	43%	39% (46%)
2035 年	60%	52% (60%)
2040 年	69%	67% (73%)

図表 49 GHG 削減目標 (2019 年比)

さらにいえば、第 6 次評価報告書にて示された上記削減目標は、世界全体での削減目標である。GHG 排出の削減については、前述のとおり、先進国はより大きな責任を負う。

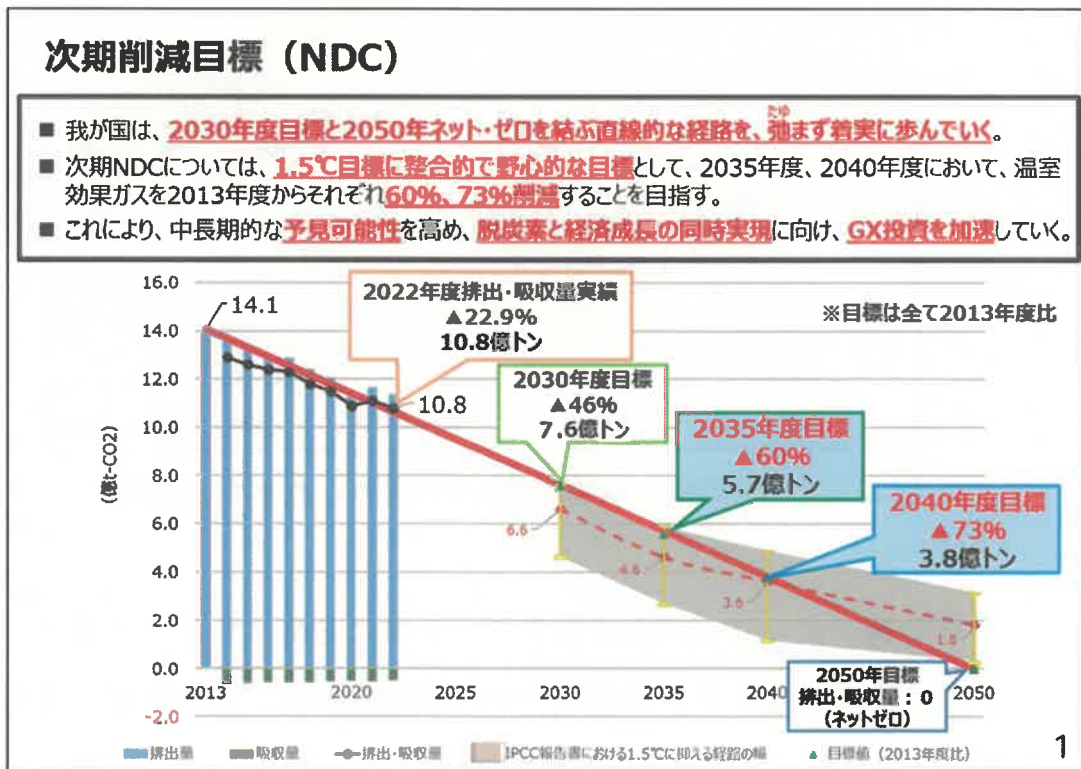
日本は、これまで先進国の一員として途上国等と比較し、大量の GHG を排出してきたという歴史的事実があり、現時点でも世界第 5 位の排出量となっている (図表 12)。このような事情を踏まえれば、被告が今後実現すべき GHG 排出削減目標は、第 6 次評価報告書が示した世界全体の削減目標数値を超える高い目標数値でなければならない。

今後の GHG 排出削減に果たすべきパリ協定上の責任を踏まえれば、第 6 次評価報告書にて示された世界全体の削減目標すら下回るような中長期削減目標を掲げる本件計画は、本件義務に反することが明らかである。

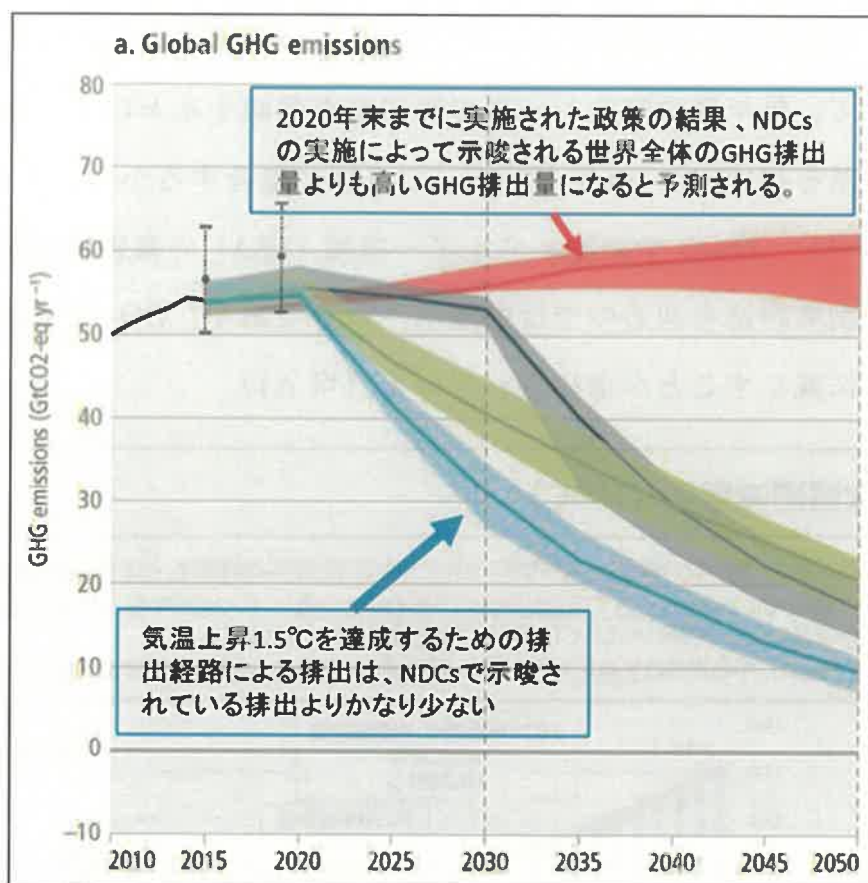
(2) カーボンバジェット

気候変動は、GHG が排出され、大気中にとどまることによって引き起こされる。したがって、GHG が単純に 2050 年に実質的な排出ゼロになれば、1.5℃目標を達成できるという関係にあるわけではなく、それまでに排出され、大気中に蓄積された温室効果ガスの総量がどれだけあるかによって、1.5℃目標の達成の成否が変わる。

被告は、本件計画において、2050年カーボンニュートラルを目標として、毎年度均等なペースで排出量を削減するという、直線的な削減経路を掲げており（甲 B6）、1.5℃目標に整合するかのようにもみえる。しかし、IPCC や国際エネルギー機関（IEA）の報告によれば、直線的な削減経路を辿るのでは削減は不十分であり、CO₂は 2020 年代に急激に減らすことが求められている（甲 A1）。



図表 50 地球温暖化対策計画で設定された削減経路



図表 51 国際的な合意において求められる削減経路

本件計画が定める GHG 排出量が、日本に分配されるカーボンバジェット の枠内で収まるかは重要な検討要素であり、本件計画が定める GHG 排出量が、日本に分配されるカーボンバジェットに適合しない場合には、本件義務に違反することになる。

すでに述べたとおり、日本に配分される CO₂ 累積排出量は、人口を基準に配分（1人当たりの累積排出量が均等化）した場合には 66 億トン、先進国に有利な現状の排出量に応じて日本の排出量を割り当てた場合でも 140 億トンとなる（甲 B9【11 頁】）。

経済産業省と環境省が示したような 2050 年のネットゼロに向けて直線的に削減経路をたどる場合、CO₂ 累積排出量は約 150 億トンとなり、日本に分配されるカーボンバジェットを大きく超過する。

したがって、カーボンバジェットの観点からも、被告による本件計画は、1.5℃目標には整合しておらず、本件義務に反する。

(3) 小括

これまで見てきたとおり、本件計画は、1.5℃目標及び先進国の責任に沿う内容になっているものとはおよそ評価できず、本件義務に反するものである。

本件計画の策定及び決定を行う公務員は、職務上、その計画の内容が 1.5℃目標に整合し、国民の権利を侵害する内容とならないよう、慎重に検討し計画策定を行うべき注意義務を負っている。

特に、気候変動の進行は、国民の生命・健康、子どもの発達成長権、営業権、財産権、そして平穏生活権・気候享受権などの重要な人権に対する重大な侵害となる。このような深刻な権利侵害の結果を生じさせるものであることからすれば、公務員に課される注意義務の程度も、当然高度なものが要求される。

これまで詳述したとおり、本件義務に反する本件計画の決定を行った政府の行為は、公務員が本来果たすべき注意義務の履行を怠り職務行為を行ったものとして国家賠償法上も違法である。

このような違法な内容の本件計画の策定が、気候変動を進行させ、原告らの平穏生活権を侵害していることからすれば、同計画によって生じた原告らの損害に対し、被告は国家賠償法第1条1項の損害賠償責任を負う。

世界的に見ても、オランダのアージェンダ事件、ドイツのノイバウアー事件、韓国の若者気候訴訟など、パリ協定及び 1.5℃目標に整合しない国の削減目標について、違法性を指摘する司法判断が相次いでおり、温室効果ガス排出に関する国の不十分な削減目標については司法的救済が必要であることが国際的に共通認識化している。したがっ

て、本件においても、本件計画につき、国家賠償法上の違法を認め、司法的救済を図ることが必要である。

2 立法不作為の違法性

日本には、以下に述べるとおり 1.5℃目標を達成するために必要な水準・経路で排出削減を行う中間目標を定めた立法が存在せず、また、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出についての規制基準が何ら存在しない。

かかる立法不作為は、原告らの平穩生活権を侵害するものとして、国家賠償法第 1 条 1 項の適用上違法である。

(1) 判断基準

国家賠償法 1 条 1 項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものである。

そして、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の注意義務に違反したものとして、その立法不作為は国賠法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受ける（最大判令和 4 年 5 月 25 日判決参照）。

すなわち、**立法不作為が国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法とされるのは、①憲法上保障され又は保護されている権利利益を、合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず、②国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などである。**

(2) 違憲の明白性

これまでも十分に述べてきたとおり、被告は本件義務を負っており、かかる事実は国際会議による合意や、政府による発表などを前提にしていることから、立法府にとっても明白な事実である。

よって、被告が負う本件義務は、それを実効的に実現するための立法を行わなければならないという、国会議員の注意義務の内容ともなる。

ア 被侵害利益及び結果の重大性

これまで詳述したとおり、1.5°C目標を達成するために十分な気候変動対策が行われていないことによって、原告らの平穩生活権が侵害されている。

また、気候変動によって、様々な影響・被害が生じ、1.5°C目標を達成するために十分な気候変動対策が取られない場合には、気候変動の影響はいわゆるティッピングポイント（転換点）を超えてしまい、すでに発生している人権侵害は不可逆的なものとなる具体的なおそれがある。このことが原告らの平穩生活権侵害をさらに深刻なものとしている。

被告は、1.5°C目標に整合する気候変動対策を実施して、GHG 排出量を削減する本件義務を負っており、その義務は国会議員の職務上の注意義務の内容ともなっているが、これはかかる重大な人権侵害を回避するためでもある。

イ 諸外国の気候変動法制化の展開

本件義務は、パリ協定を含む気候変動枠組条約の締約国すべてが負っている。そのため、EU ないし世界の先進諸国は、それぞれ排出削減のための国内・域内の法規制を整備してきた。より具体的には、GHG 排出削減について、法的拘束力を伴う形で、2050年のカーボンニュー

トラル及び科学的知見から要請される中間目標について、国内法を定める動きが進展してきており、これらの事情は被告にとっても当然に明らかな事実である。

ウ 立法措置の内容及び必要性

(ア) 法律の不存在

以上に述べてきた国家の法的義務は、国会議員の職務上の注意義務の内容ともなる。

したがって、国会議員は、遅くとも、第5回 CMA が終了した 2023 年 12 月時点では、1.5°C 目標を達成するための実効的な立法措置を執るべき注意義務を負っていた。

そして、IPCC 第 6 次評価報告書が示す GHG 排出削減水準について、法的拘束力を持った中間目標とする法律が存在しないこと及び GHG 排出総量や、事業部門・事業規模ごとの排出量などについて、法的拘束力を伴った排出基準（規制基準）が何ら存在しない日本の現状は、1.5°C 目標の実現のために必要と考えられる政策のうちでも特に重要な制度が不存在であり、立法不作為として違憲であることが明白であるというべきである。

(イ) ドイツでの立法措置

前述したとおり、日本における本件計画は、1.5°C 目標を達成するという観点からはきわめて不十分なものとなっている。この不十分な本件計画についてさえ、これを実現するための法律が存在せず、GHG 排出削減目標の実現が事業者の自主的努力等にゆだねられているのであるから、本件義務の履行など到底期待することはできない。

前述したドイツの状況においても、EU 法への対応の必要性のもと、GHG 排出削減目標として、2005 年比で 2020 年までに 14% 削

減、2030年までに38%削減目標が掲げられていたが、目標達成が難しい状況にあったため、法的拘束力を伴う形で、セクター別目標を規定することとし、連邦気候保護法の制定に至ったという経緯がある。

このような、連邦気候保護法制定前のドイツの状況は、GHG排出削減についての法的拘束力ある中間目標が存在せず、政府の裁量ないし事業者の自主的努力にゆだねられているという日本の状況と類似する。

このようなドイツの例を踏まえても、実効的な気候変動対策の実施のためには、法的拘束力を有する立法措置が不可欠といえる。

エ 海外の裁判例

第3章第1の3においても詳述したとおり、パリ協定を含む国際合意の進展に伴って、各国が気候変動に対応するための包括的な基本法を制定する動きが進展してきていたが、その取組みが不十分であるとして、国の責任を問う訴訟が多数提起されるようになってきている。

例えば、オランダのアージェンダ事件では、オランダ政府のGHG排出削減義務の規定が不十分であるとする最高裁判決が出された。

ドイツにおいても、連邦気候保護法のGHG排出削減義務（2030年までに1990年比で55%削減）が、2031年以降のさらなる排出削減に関する十分な具体性を欠き、基本権と調和しないとの判断が示され、遅くとも2022年末までに2031年以降の削減目標を定めることが要請された。これを受けて、ドイツ政府は迅速に法改正に着手し、カーボンニュートラル目標年を2045年に5年前倒しし（同法3条1項）、併せて排出削減目標の引き上げ（2030年目標1990年比:55%→65%）と新設（2040年目標の設定:88%削減）等を含む法改正を実施した。

その他、スイスや韓国でも、それぞれの排出削減目標が不十分であ

ると指摘する判決が出されている。

これらの判決は、各国の GHG 排出削減対策を定める国内法の不十分さを指摘するものであるが、法的拘束力を伴う気候変動対策を国内法として制定する必要性はその大前提とされているといえる。日本では、その法律自体が存在さえしていないという事実は、きわめて重大である。

(3) 長期にわたる懈怠

気候変動に対応するための数値目標を設定する国家の義務がパリ協定第 5 回 CMA (2023 年 12 月終了) において確認されていること、先進国各国が 2008 年ころから遅くとも 2019 年ころまでには気候変動防止法などの名称で、法的拘束力を持った GHG 排出削減目標を含む法律を制定していることからすれば、気候変動によって憲法上保障された人権が侵害されている状況にあり、これを防止するために法的拘束力を持った排出削減目標（中間目標）を含む法律及び CO₂をはじめとする GHG 排出についての規制基準を定めた法律の制定が必要不可欠であることは、相当以前から立法府において明白になっていたというべきである。

また、ドイツにおいて、連邦最高裁（憲法裁判所）の判決を受けて、迅速に排出削減目標の引き上げや新設を伴った立法が実現していることからしても、上記のような法律の制定が困難であるとは考えられない。

これまでに日本の法律上、そもそも法的拘束力を有する削減目標が定められてさえいないこと、CO₂をはじめとする GHG 排出について、拘束力を持った規制基準が定められていないことは、何らの正当な理由なく、長期にわたって立法措置を懈怠しているものである。

(4) 小括

以上のとおり、具体的な GHG 排出削減目標を定めている法律が存在しない立法不作為が、憲法 13 条、25 条に違反することは相当以前から明白となっており、それにもかかわらず、国会議員は正当な理由なく長期にわたって立法を怠ったものであるというほかない。

かかる立法不作為による損害について、被告は国家賠償法第 1 条 1 項の損害賠償責任を負う。

第 3 損害

気候変動は、原告らが日常生活を営むうえで、現在においても多大な被害をもたらし、基本的人権を侵害している。この状況は、今後、さらに深刻なものになっていくことが確実であるにもかかわらず、国が対策を怠っていることにより、原告らには深刻な精神的損害が発生しているのである。

以下、原告らの日常に関するいくつかの事例を挙げる。

1 身体・健康等に対する被害

(1) 事例 1

ある原告は、シルバー人材センターで就労し、庭木剪定のグループで活動している。週 2 軒程度の依頼があり、数名で個人宅に出向き、作業に当たっている。

庭木の剪定は、当然屋外作業となる。3 年ほど前から夏は暑さが厳しくなり、7 月～9 月は暑さとの戦いになっている。それまではなかったことだが、庭木の剪定中に指がつるなどの脱水症状と思われる症状が何度も見られるようになった。剪定の仲間たちの中には、熱中症の症状により病院に行った者も複数名いた。1 時間に 15 分程度の休憩を

取るようにして、気温が上がる前の午前中のみで作業を終え、翌日に持ち越すことも増えた。草取りを行っているグループでも同様の状況であるとのことである。

3年ほど前からシルバー人材センターからも休憩をこまめに取ったり、空調服の利用や首周りの冷却グッズの活用を勧められたり、光を反射する帽子を支給されるなどの対策がなされたりするようになった。このような対策を行っていても身体症状が出たのである。このような猛暑の中、いつ死者が出てもおかしくないと不安に思っている。

(2) 事例 2

ある原告は、長野の山奥で生活したのち、2017年頃、大阪に移住した。2019年頃から、夏の気温があまりに高すぎると感じるようになり、毎年数回、夏の暑い日に、軽い頭痛から始まって、嘔吐するという症状が出ている。症状が出ると、回復するまでに丸一日以上を要する。

兵庫で行われたラグビーワールドカップのパブリックビューイング中に、調子が悪くなり、救急車で救急搬送されたこともあった。病院で嘔吐し、落ち着いて起き上がれるようになるまでに数時間が必要だった。

(3) 事例 3

ある原告は、自身のみならず娘も、極端な気象、特に急激な気圧の変化を伴うゲリラ豪雨等の際に、頭痛に悩まされている。

娘は雨が降りそうというだけでも頭が痛いと言い、頻繁に襲う豪雨や台風で体調不良を起こしやすくなっている。

本訴訟の原告でもある夫も、気候変動が刻々と進んでいることについて強い不安を感じると言い、実際に精神が不安定になることが多くなってきているように思う。

(4) 事例 4

ある原告は、5年ほど前から夏の間は熱中症と思われる頭痛や倦怠感が続いており、特に2024年頃からはその傾向が顕著である。また季節の変化が急激になったことにより、自律神経の乱れからか、変わり目に調子を崩すようになった。つまり夏のみならず、年間を通して、

- ・さまざまな時期に不調が続くようになっている。

(5) 事例5

ある原告は、ヘルパーとして訪問介護の仕事をしている。週に2日程度、1日5軒ほどの訪問を行っている。

2023年ころから、猛暑により移動時間と待機時間が過酷に感じるようになった。自転車で移動するが、サドルが手で触れないほど熱くなり、乗っていてもアスファルトの照り返しが非常に厳しい。所定の時間前に訪問先に到着すると、屋外の日陰のない場所で待機しなくてはならない。保冷剤、経口補水液を携帯し、クーラーベストも着用しているが、移動中に呼吸が苦しくなり、動悸が激しくなる。また脱水のせいか、睡眠中に足や手がつることが多く、特につま先から腰までつるときは激痛で救急車を呼びたくなるほどである。

免疫力も低下して、2025年8月ころから咳がとまらなくなり、年末まで続いた。呼吸器外来を受診したが、咳やたんを抑える薬は強いのもう出せないと言われ、症状を抑えることができず、つらい思いをした。

どの季節も、暑すぎるか寒すぎるかが続くため、上記のような症状に加えて慢性的に疲労感があり、精神面でも、軽い鬱や不眠に悩まされている。

(6) 事例6

ある原告は、仕事のほかに、自身が所有する70坪ほどの畑で作業をしている。

夏は、通常、暑さのために朝 5 時から 7 時くらいまでしか作業できないが、畑仕事の性質上、部分的に作業したり途中で止めたりというわけにはいかない。午前中であっても、少し長く作業することがあると、頭痛や倦怠感などの症状が出る。家の中で水分や塩分をとり、水のシャワーを浴びるなどするが、頭痛も倦怠感も 1 日中続き、その場合は家の中で休むことしかできない。

農業日誌を見ると、2025 年は 39 日間と 23 日間、雨が降らなかった期間がある。生まれたときからほぼ地元で生活しているが、このような事態は初めてである。2024 年に豪雨のため同じ市内で避難指示が出たが、これも初めてのことであった。

(7) 事例 7

ある原告は、昨今の気候変動により、自身と、離れて暮らす 80 代の母の健康や生活に支障が出ていると感じている。

母は、認知症防止に意識的に取り組んでおり、また生活が孤立しないよう気を配っている。そのためにできるだけ外出して、近所の方々ともコミュニケーションをとるようにしている。以前は朝晩 1 時間くらいの散歩をしていたが、夏は暑すぎるため早朝のみになった。それでも 2025 年 8 月には散歩中にめまいと発熱があった。しかし、母が外出を控える日が続くと、電話で話していても、母の発話が鮮明でなかったり、同じ話を繰り返すなどの影響があり、非常に不安である。

自分自身はメニエール症候群やじんましんの症状があり、その関連もあるのか、寒暖差があると体に生じる違和感が大きくなる。1 日のうちで最低気温と最高気温が 10℃以上になるような日には、咳が止まらなかったり、鼻炎などのアレルギー症状が出たりということが起こりやすい。夏はだるさがずっととれない。エアコンが入っていない廊下などで作業するとくらくらする。

以上のような母と自分の体調不良は、ここ 2、3 年で増えた実感がある。

(8) 事例 8

ある原告は、2025 年 8 月の体調不良をよく覚えている。外出からの帰宅後に頭痛が始まり、終日収まらなかった。普段はほとんど頭痛が起こらないので、異常な経験であった。

2024 年 9 月には、町会のお祭りの手伝いのため外で活動していたところ、翌日に腹痛など全身の具合が悪くなった。水分は取っていたが、体を素通りしている感じであった。

夏は慢性的な疲労感がある。エアコンをつけて寝ざるをえないが、睡眠の質がよくないと感じる。夏の暑さで体力を奪われるせいか免疫力が低下しており、複数回、憩室炎にもなった。

近年、台風の時の風の音が以前にはなかったほど激しいものになっており、とりわけ恐怖を感じている。耳を覆って、眠れないでいることも多く、精神安定剤が必要かとも考えている。

2 子どもの生活への被害

(1) 事例 9

ある原告には、小学 3 年生と小学 1 年生の子どもがいる。

子どもたちは、夏休みの学童保育では、暑さのため一切外に出られなかった。プールが好きで、以前はよく連れて行ったが、あまりに暑すぎて、昨今は昼間に連れていくことができない。滋賀県在住で、これまでは琵琶湖に泳ぎに行くことを楽しみにしていたが、2025 年は猛暑のため一度も行くことができなかった。

暑さのため、子どもの体調も心配な上に、連れていく親自身も疲労感が強く、日中に一緒に遊びに出かけることがほとんどできなくなっ

てしまった。

子どもたちはこれから成長するが、さらに気温が異常に上がってしまうと、今以上に心身への影響が大きくなるだろう。子どもたちの将来が心配であるし、猛暑のせいで、生活スタイル全般も悪い方向に変わってしまうのではないかと危惧している。

(2) 事例 10

ある原告は、公立高校の教師をしてきたのち、定年退職後も時間講師としていくつかの授業を受け持っている。

勤務先の高校でも、猛暑による危険が迫っているとのことで、県議会で議論の末、数年前からエアコン設置が進められるようになった。もともと、ホームルームは早めに設置されたものの、特別教室等は後回しにされて、酷暑に耐える状態が続いた。部活に関係する部屋や部室等もエアコン設置が進まなかったことから、部活での熱中症が懸念された。

吹奏楽部の顧問をしていたが、マーチングの練習では屋外で重い楽器を持ちながら動くため、15分間隔で休憩を取らざるを得なかった。生徒の生活指導にも変化がある。授業中も、服装の軽装化や水分補給等、暑さ対策のために規則がかなり緩められていった。

地域では7月に文化祭や運動会が行われることが慣例となっているが、エアコンのない体育館での実施は不可能であるため、文化ホールやドーム等の他の施設を借りざるを得ず、遠方へのバス移動の負担が増えた。

3 日常的な被害

(1) 事例 11

ある原告は、2018年に住宅を新築した。伝統的な木組み工法を用い、

真壁を使用した木造住宅であり、以来そこに住んでいる。夏は暑いといっても、この家の構造のおかげで、2021年頃まではエアコンを使用しなくてもよい住環境であった。

ところが、その年の夏ころ、室内にいた息子に熱中症と思われる症状が生じたため、エアコン2台を設置せざるを得なくなった。エアコン購入・設置費用として、40万円程度を支出した。また、エアコンを設置して以来、電気の消費量が大きくなり、支払わなければならない電気料金も増加することとなった。

実家は、岐阜県下呂市にあり、母が一人で住んでいる。自身も介護のため実家に通っているところ、実家付近で近年自然災害が頻発している。2018～2019年頃、豪雨で実家の前の川が氾濫し、避難せざるを得なくなった。また、台風の影響で、倒木により電線が切れて、3日間くらい停電が続き、電話もつながらなくなったことがあった。いずれも初めての経験だったので、驚くとともに、先行きへの不安が募っている。また、2020年9月、台風のためがけ崩れがあり、周辺の道路が不通となったほか、堤防が損壊し、国道も不通となった。この事故については、現在でも堤防の補修工事が続いている。

(2) 事例 12

ある原告は、普段、着物を着て生活している。しかし、夏はあまりに暑すぎて正式な着物を着ることができなくなり、今では6～8月に浴衣を着るくらいである。着物は、単衣や袷など、着用の時期がある程度決まっているが、そのような伝統的なルール通りにはいかなかった。着物を着ることは日本の文化として守っていくべきと思うが、将来も着物文化が続くのか、危惧している。

(3) 事例 13

ある原告は、25年ほど前から気候変動や地球温暖化についての懸念

があったため、自宅を建築する際に、気密性の高い造りにし、太陽光発電パネルも設置していた。

このような配慮のおかげもあってか、2024年ころまでは何とか自然の風や扇風機でしのいでいたが、ついに耐え切れなくなり、寝室にもエアコンを設置することになった。

太陽光発電については、10年ほど前に、電力を有効利用するために蓄電池を設置した。しかし、2019年10月、台風や急な豪雨など天気が極端になっていたところ、自宅のアンテナに落雷があり、家中の電化製品が故障してしまった。隣家でも同様の被害があった。

(4) 事例 14

ある原告は積雪による被害を被った。

もともと雪の多い地域であり、年間の降雪量が増えている感覚はないが、短期間に大量の雪が降るようになった。自宅のカーポートの屋根は、傾斜がついて雪が落ちる仕組みになっていたが、2025年、短時間に大量の雪が降り、傾斜を落ちるまで持たずに、屋根が壊れてしまった。そのため、1.5mほどの積雪に耐えられる屋根に取り換えざるを得なくなった。支柱も入れ替える必要があったため、75万円ほどかかっている。

(5) 事例 15

ある原告は、自宅の一部で学習塾を営んでいる。

教室のエアコンの効きが悪いため、10畳用から14畳用に買い替えた。故障などはなかったが、大人が平気な暑さでも、子どもは耐えられないときがあり、何かあったらいけないと考慮した。以前は、春から初夏まではエアコンをかけない日が多かったが、今は4月か5月ぐらいから頻繁にエアコンを入れている。

(6) 事例 16

ある原告は、15年間ほどバレエのレッスンを続けている。

しかし、夏は昼間のレッスンは休まざるを得なくなった。レッスン自体は冷房の効いた室内で行われるが、移動が暑すぎて困難である。レッスン中には意識的に水分を摂ってなんとか乗り切っても、帰宅までの移動中に体調不良となったことがある。

4 小括

以上は、原告らが被った身体や健康、高齢者や子どもを含む日常生活に関する被害の一部であり、いうまでもなく気候変動による被害のほんの一端である。

2025年11月30日の東京新聞の朝刊一面には、「今夏の記録的な暑さで、高齢者や障害者の在宅介護を支える訪問介護ヘルパーの76.8%が頭痛、めまいなど熱中症の症状を経験・・・退職を考えた人が27.8%いることも判明」との記事も出ている（甲A25）。「3割も辞めたら在宅介護は崩壊する」との記載もあるとおり、猛暑のために社会を支えるシステム自体が崩壊の危機に瀕しているのである。

本訴訟では、原告らの平穏生活権が侵害されたことによって生じる損害のうちの一部として各1000円を請求するものであるが、気候変動による影響は社会の隅々にまで及んでおり、その損害は際限なく拡大しつつあることを肝に銘じなければならない。

第6章 結語

原告らは、気候変動により現に生命・健康に関する権利、成長発達権、営業権、財産権を侵害されており、さらに科学的知見に基づく将来予測をみると、気候変動の進行による破滅的な未来が待ち受けていることが確実である。

他方、被告は、1.5℃目標を実現するための本件義務を負うが、これを履行するためとされる本件計画はきわめて不十分なものであり、かつ本件義務を履行するための法的拘束力を持った法律も一切存在しない。被告が策定した本件計画及び立法不作為が本件義務に反することは明らかである。

これらのことから、原告らは平穩生活権ないし気候享受権を侵害されており、その損害は1000円を下ることはない。

よって、原告らは、被告に対して、各1000円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものである。

以 上